

第4次大阪狭山市地域福祉計画

大阪狭山市地域福祉活動計画

令和2年（2020年）3月

大阪狭山市

社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会

は じ め に

少子高齢化の進行や家族形態の多様化が定常化する中、高齢者の介護や虐待問題をはじめ、生活困窮や社会的孤立等の問題は深刻さを増す状況にあります。また、大規模災害が発生した場合には、避難支援等において住民が抱える地域生活課題は多様化・複雑化しており、従来の福祉サービスだけでは対応できない問題も表面化しています。



誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的な福祉サービスだけでなく、すべての人が協力し合い、ともに支え合う地域づくりのための取り組みが重要となっています。

国において、「縦割り」や「支え手と受け手」という関係を超え、住民や地域の多様な主体があらゆる課題を「我が事」として「丸ごと」取り組むことで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が提唱されています。

本市では、市民や行政、福祉サービス事業者などが連携・協働して、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちの実現のため、大阪狭山市社会福祉協議会とともに、地域福祉の推進の方向性を定めた「第4次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画では、5年後の地域が「住民が生き生きと暮らせる地域のすがた」となるよう「地域で支え合い・助け合えるまち」「誰もが安心して必要な福祉サービスを利用できるまち」「誰も取り残されずすべての人が安全・安心な生活を送れるまち」の3つの基本目標を掲げて地域福祉の推進をしてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画推進協議会委員をはじめ、アンケート調査や地域住民懇談会を通して貴重なご意見・ご提案をいただきました市民並びに関係者の皆様に、心より厚くお礼申し上げます。

令和2年（2020年）3月

大阪狭山市長 古 川 照 人

は じ め に

少子高齢化や単身世帯の増加、地縁・血縁のつながりが希薄化するなど地域社会は大きく変わり、介護、障がい、子育て、生活困窮、ひきこもりなど福祉課題は多様化・複雑化し、従来の福祉サービスでは支援が困難なケースが増加しています。こうした課題に対応するには、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、支え合いながら地域をつくる「地域共生社会」の実現をめざすことが重要となっています。



大阪狭山市社会福祉協議会では、大阪狭山市と一体的に平成 27 年度（2015 年度）から 5 年間の計画として「第 3 次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画」を策定し、地域住民と行政、地域福祉を担う関係団体等が、連携・協働する地域福祉のしくみづくりを実施してきましたが、新たに令和 2 年度（2020 年度）からの 5 か年を計画期間と定め「第 4 次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画」を前回と同様に市と一体的に作成しました。今回の計画では、地域福祉の状況や課題、活動する団体などのニーズ、国の動向等を考慮しながら地域における福祉の今後の取組みを総合的に推進するものになっています。

市と社会福祉協議会の協働はもちろんのこと、今まで以上に多くの地域住民や関係団体がこの計画に参画していただき、「誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり」の推進をしてまいりたいと考えていますので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にご尽力をいただきました地域福祉計画推進協議会委員の皆様やアンケートにご協力いただきました市民の皆様、関係機関の方々に心から厚くお礼申し上げます。

令和 2 年（2020 年）3 月

社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会
会 長 辻 信 夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけと期間.....	2
3. 計画の策定体制.....	3
4. 地域福祉推進圏域の考え方.....	5
第2章 本市を取り巻く現状・課題	6
第3章 計画の基本的な考え方	9
1. めざす5年後の地域のすがた.....	9
2. めざす5年後の地域のすがたの実現に向けた基本目標.....	9
3. 計画の施策体系.....	10
4. 本市を取り巻く現状・課題と施策の対応.....	11
第4章 施策の展開	12
基本目標1 地域で支え合い・助け合えるまち.....	12
（1）人権教育・啓発、福祉教育の推進.....	12
（2）誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり.....	13
（3）地域で多様な主体が連携・協働できる仕組みづくり.....	15
基本目標1の重点項目に関する圏域ごとの取組内容.....	16
基本目標2 誰もが安心して必要な福祉サービスを利用できるまち.....	17
（1）包括的な相談支援体制の構築.....	17
（2）各種サービスの情報提供の充実.....	19
（3）福祉サービス提供・連携体制の充実.....	20
（4）福祉サービスの質の確保と向上.....	21
（5）福祉サービス利用者の保護.....	22
（6）社会福祉を目的とする多様なサービスの開発・活性化.....	23
基本目標2の重点項目に関する圏域ごとの取組内容.....	24
基本目標3 誰も取り残されずすべての人が安全・安心な生活を送れるまち.....	25
（1）災害時などにおける要支援者への支援体制の確立.....	25
（2）犯罪のないまちづくりの推進.....	27
（3）快適で利用しやすい生活環境の整備.....	28
基本目標3の重点項目に関する圏域ごとの取組内容.....	29
第5章 計画の推進体制及び進行管理	30
1. 推進体制.....	30
（1）全庁的な連携強化.....	30
（2）市民、関係機関・団体、事業者などとの連携の促進.....	30
（3）本市と市社会福祉協議会との連携強化.....	30
2. 進行管理.....	31
（1）進行管理を行う意義.....	31
（2）進行管理の実施方法.....	32

資料	33
資料 1 統計データで見る本市のすがた	33
(1) 人口と世帯数の推移	33
(2) 少子高齢化の状況	35
(3) 支援が必要な人の状況	38
(4) 地域福祉の担い手などの状況	43
資料 2 地域福祉に関するアンケート調査結果の概要	44
(1) 各アンケート調査の実施概要	44
(2) 市民対象アンケート調査の結果概要	45
(3) 福祉関係者対象のアンケート調査の結果概要	61
資料 3 日常生活圏域別地区福祉委員会による課題・取組みの方向性	66
(1) 東地区福祉委員会	66
(2) 西池地区福祉委員会	66
(3) 狭山地区福祉委員会	67
(4) 半田地区福祉委員会	67
(5) 茱萸木地区福祉委員会	68
(6) 西地区福祉委員会	68
(7) 南第一地区福祉委員会	69
(8) 南第二地区福祉委員会	69
(9) 南第三地区福祉委員会	70
資料 4 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会規則	71
資料 5 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会委員名簿	73
資料 6 大阪狭山市地域福祉計画推進委員会設置規程	74
資料 7 計画の策定経過	76
資料 8 国の市町村地域福祉計画策定ガイドラインの事項	77
資料 9 用語解説	78

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子高齢化が急速に進展し、平成 27 年（2015 年）の国勢調査によれば、日本の総人口は 1 億 2,709 万人で、大正 9 年（1920 年）の調査開始以来、初めて総人口が減少しました。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年（2017 年）推計）」の出生中位推計では、今後、日本の総人口は、令和 22 年（2040 年）には 1 億 1,092 万人、令和 35 年（2053 年）には 9,924 万人となると推計されています。また、核家族化やライフスタイルの多様化、家族機能の低下や地域のつながりの希薄化も指摘されています。

このような中、一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくこと、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が重要であるとされています。また、高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとの各制度の整備が進む一方で、既存の縦割りの制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応の必要性も指摘されています。

社会福祉法の改正（平成 30 年（2018 年）4 月施行）により、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、「①「住民に身近な圏域」において、地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備」、「②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、「③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築」などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務とされました。また、これまで任意とされてきた地域福祉計画^(※)の策定が努力義務化され、地域福祉計画^(※)は、福祉の各分野における上位計画として位置づけられました。

大阪狭山市（以下「本市」という。）と社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会^(※)（以下「市社会福祉協議会」という。）は、平成 27 年（2015 年）3 月に「第 3 次大阪狭山市地域福祉計画^(※)・大阪狭山市地域福祉活動計画^(※)」（以下「第 3 次計画」という。）を策定しました。第 3 次計画では、「すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて～みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち～」を本市がめざす 10 年後の地域のすがたとして、地区福祉委員会^(※)ごとの実施計画策定や、相談体制の充実、福祉人材の育成など、さまざまな地域福祉に関する施策・取組みを推進してきました。

第 3 次計画の策定から 5 年が経過し、「住民が生き生きと暮らせる地域のすがた」を実現するためには、行政と住民が互いに協働^(※)して地域生活課題の把握と解決への取組みを進めるとともに、さらに継続的な地域の発展につなげるための地域福祉（以下「増進型地域福祉^(※)」という。）の推進が必要となっています。

本市を取り巻く地域福祉の状況や課題、市民や地域で活動する団体などのニーズ、国の動向などを踏まえつつ、増進型地域福祉^(※)の取組みや各施策の実施などにより、地域福祉の推進を図るため、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年を期間とする「第 4 次大阪狭山市地域福祉計画^(※)・大阪狭山市地域福祉活動計画^(※)」（以下「本計画」という。）を策定します。

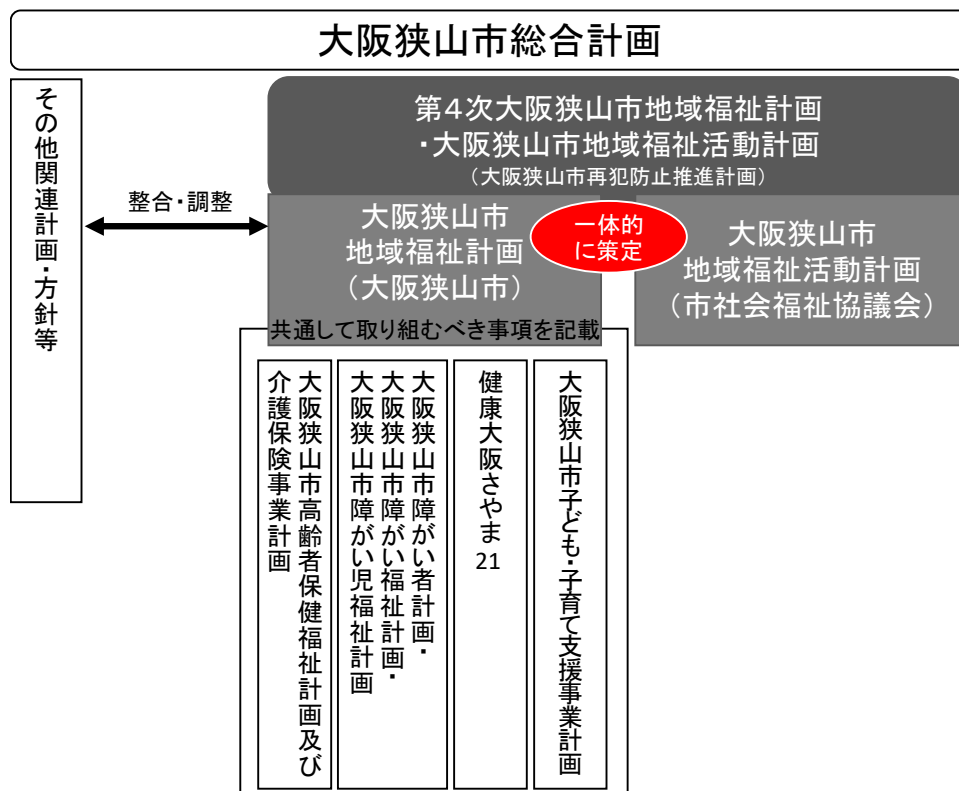
2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉がめざす目標の実現に向け、本市と市社会福祉協議会^(※)が緊密に連携・協力した活動を推進するため、以下の2つの計画（「大阪狭山市地域福祉計画^(※)」と「大阪狭山市地域福祉活動計画^(※)」）を一体的に策定するものです。

なお、本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年（2016年）12月施行）に基づき市が定める「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

名称	大阪狭山市地域福祉計画 ^(※)	大阪狭山市地域福祉活動計画 ^(※)
法的根拠	社会福祉法第107条の規定に基づく市町村の行政計画	社会福祉法第109条の規定に基づく市町村社会福祉協議会 ^(※) が中心となった民間の活動計画
概要	・地域福祉を進める上での本市全体の理念や仕組みをつくる計画。 ・「大阪狭山市総合計画」を上位計画として、高齢者、障がい者、子ども並びに健康増進などの個別計画に共通して取り組むべき事項を記載しており、個別計画との整合・調整を図りながら策定。	・「地域福祉計画^(※)」の理念に基づく、具体的な取組みを示す計画。 ・「すべての地域住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が連携・協力し、地域福祉を推進する実践的な活動・行動計画。



(2) 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
第3次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画(第3次計画) 平成27年度～令和元年度 (2015年度～2019年度)						
		第4次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画 (本計画) 令和2年度～令和6年度(2020年度～2024年度)				

3. 計画の策定体制

(1) 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会と大阪狭山市地域福祉計画推進委員会・幹事会

市民、関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される大阪狭山市地域福祉計画推進協議会、本市の関係部署の代表者により構成される大阪狭山市地域福祉計画推進委員会及び幹事会で計画案を審議しました。

(2) 計画の評価検証

第3次計画の各施策・事業などの評価について、庁内の担当部署などを通じて施策・事業の確認、自己評価の取りまとめを行い、大阪狭山市地域福祉計画推進協議会で進行状況を検証・評価し、本計画に反映しました。

(3) 地域住民懇談会

地域の参加者が地域生活課題を共有し、理想的な地域の場面を話し合う地域住民懇談会を実施し、その結果を本計画の基礎資料としました。

実施地区	・ 第三中学校地域 （平成27年度（2015年度）実施） ・ 狭山中学校地域 （平成28年度（2016年度）実施） ・ 南中学校地域 （平成29年度（2017年度）実施）
参加者	・ 地域の役員など（自治会（地区会）などの代表、民生委員・児童委員^(※)、地区福祉委員^(※)、老人クラブなど） ・ 地域の施設関係者 ・ 公募の市民

(4) アンケート調査

計画の策定にあたり、地域福祉に関する意識や考えなどを把握することを目的に、本市在住の18歳以上の市民及び各小学校区の地区福祉委員^(※)や民生委員・児童委員^(※)をはじめとしたボランティア活動に参加する福祉関係者を対象に、アンケート調査を実施し、策定の基礎資料としました。

(5) パブリックコメント^(※)

本計画に対し、市民から広く意見を反映するため、令和2年(2020年)1月24日～2月14日まで、パブリックコメント^(※)を実施しました。

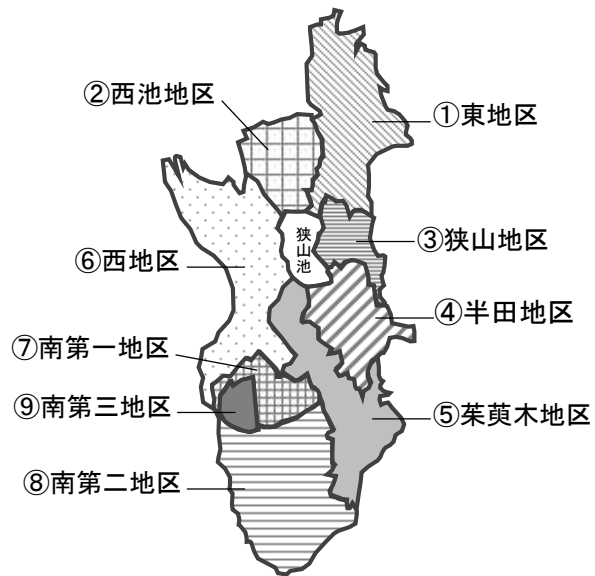
4. 地域福祉推進圏域の考え方

地域生活課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動など互助、共助の取組みで解決できる場合から、行政や社会福祉法人^(※)などによる公的な福祉サービス^(※)などによる専門的な支援（公助）が必要な場合、さらには互助・共助と公助が組み合わさった複合的な支援が必要な場合など、多岐にわたります。

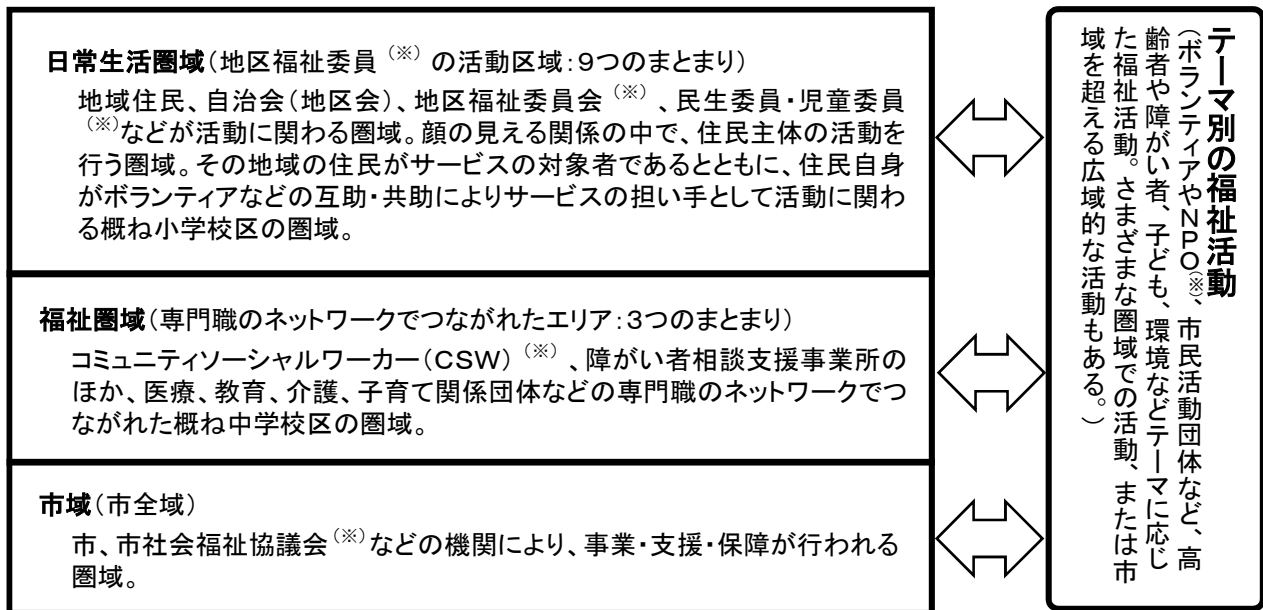
計画では、こうした地域生活課題やニーズに対して、公的な福祉サービス^(※)の提供を計画化するだけでなく、市民などの福祉の担い手が行う取組みを効率的、効果的に推進し、「地域づくり」とともに「福祉を育む」仕組みづくりが必要と考えています。

このような取組みを展開する仕組みとして、本計画では、本市全域を一単位としてとらえるのではなく、「日常生活圏域」「福祉圏域」「市域」の三層構造の地域福祉推進圏域を設定します。

【9つの日常生活圏域】



【地域福祉推進圏域についての説明】



第2章 本市を取り巻く現状・課題

統計データや地域福祉に関するアンケート調査の結果などから、本市の地域福祉を推進するにあたっての現状と課題は以下のとおりです。なお、統計データの詳細は資料1、地域福祉に関するアンケート調査結果の詳細は資料2に掲載しています。また、現状と課題の文中にある図の番号は資料2の図の番号と対応しています。

現状と課題1

ご近所付き合いや地域での助け合いを必要と思う人は多いが、ご近所付き合いの希薄化が見られる。

- ご近所付き合いを必要と考えている市民の割合は9割で（図1-2）、市民相互の自主的な支え合い・助け合いを必要と考えている市民の割合は9割を超えており（図1-11）、ご近所付き合いや地域での助け合いを必要と思う人は多い。
- ご近所の人との関係は、「挨拶程度」が増えて「立ち話する」「訪問しあう」が減っており（図1-1）、ご近所付き合いの希薄化が見られる。また、地域行事や地域活動に、「参加したくない」と回答した市民が増えている（図1-8）。
- 「近所や世代間の交流が少ない」「悩みや困った事をお互いに話し合える場・交流の場が必要」という意見が見られる（地域住民懇談会の意見）。

現状と課題2

地域活動や福祉ボランティアに関心があるが、参加できていない人が半数程度いる。

- 現在地域行事や地域活動などに参加していない人も約6割が今後参加したい何らかの地域行事や地域活動をあげている（図1-8）。
- この1年間で何らかのNPO^(※)やボランティア活動に参加した経験のない人も、半数程度は今後参加したい何らかの活動をあげている（図1-15）。
- 有償ボランティアなどさまざまな形態のボランティアが必要との意見が見られる（地域住民懇談会の意見）。

現状と課題3

災害時の支援や防災に対する関心が高まっている一方、避難行動要支援者制度^(※)の認知は十分と言えない。

- ご近所付き合いが必要と感じる状況は、「地震などの災害時」が8割程度と最も多く（図1-3）、今後のご近所付き合いで手助けしてほしいことも「地震などの災害時に安否確認をしてほしい」が4割程度で最も多い（図1-10）。また、自治会に期待する活動は「防災や防犯」が7割程度と最も多い（図1-4）。
- 「地震などの災害時における防災体制」を不安に思う市民の割合が増加しており（図1-9）、災害時の支援や防災に対する関心が高まっている。
- 一方、避難行動要支援者制度^(※)の認知度は2割程度と十分とは言えない（図1-25）。
- 災害時に高齢者や障がい者などを誘導・支援しながらの避難をできると回答した市民は半分程度になっている。一方、「自分や家族で精一杯で支援はできない」「どのような場合でも支援はできない」と回答した市民の割合が増加している（図1-26）。

現状と課題 4 地域活動では新たな担い手の確保が課題となっている。

- 地域活動の担い手が活動するなかで困っていること・不安に思っていることは、「メンバーが高齢化・固定化している」が7割程度で最も多い。また、「新たな担い手が見つからない」も5割程度と続いて多い（図2-5）。
- 地域活動の担い手として行政などから欲しい支援は「活動の担い手となる人材育成」が5割程度と最も多い（図2-7）。

現状と課題 5 地域活動の既存の担い手への支援が課題となっている。

- 民生委員・児童委員^(※)の活動で知っている内容は「高齢者など支援が必要な人への訪問・見守り」が半数程度で最も多く、次いで「いずれも知らない」が3割程度となっている（図1-17）。また、居住地区の担当民生委員・児童委員^(※)の認知状況は「知っている」が3割程度（図1-18）と、地域の担い手や活動内容が多くの市民に普及していない。
- 市民が主体の活動への支援情報が適切に伝達されていない場合がある（地域住民懇談会の意見）。
- 福祉の相談窓口や福祉サービス^(※)情報などの必要な情報を「十分入手できている」と回答した地域活動の担い手は全体の1割程度となっている（図2-1）。

現状と課題 6 福祉に関するサービス・制度などが多くの市民に普及していない。

- 市民のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）^(※)の認知度は4割程度、地域包括支援センター^(※)の認知度は6割程度、生活サポートセンター^(※)の認知度は4割程度、基幹相談支援センター^(※)の認知度は2割程度、権利擁護センター（日常生活自立支援事業）^(※)の認知度は2割程度と、認知度が半数以下のものが多い（図1-20、図1-21、図1-22、図1-23、図1-24）。
- 福祉サービス^(※)の情報を入手できていると回答した市民は4割程度（図1-12）となっている。
- 市社会福祉協議会^(※)の認知度は7割程度となっている（図1-19）。

現状と課題 7 制度の狭間^(※)や複合的な課題がある。

- 「サービスやメニューが沢山あるが制度の隙間もあり、総合・包括性が必要である」「複合的な課題を抱えた世帯がある」といった意見が見られる（地域住民懇談会の意見）。
- 福祉の関係者及び関係機関と連携している地域活動の担い手は4割程度である（図2-2）。今まで連携が少ない場合でも、今後何らかの連携が必要な連携先を8割の地域活動の担い手が回答しており（図2-3、図2-4）、地域の担い手をはじめ、専門職や行政、サービス事業所間を横断するような連携体制の構築が必要となっている。

現状と課題 8 地域の担い手が活動する際に「個人情報の保護」が壁となっている。

- 個人情報保護の影響で、地域で支援が必要な人の情報把握や支援活動がしづらくなっているという意見がある（地域住民懇談会の意見）。
- 地域の担い手にとって、個人情報の適切な共有や個人情報保護に向けた運用が課題となっている。

現状と課題 9

権利擁護^(※)支援の必要性が高まっている。

- 高齢者一人暮らし世帯、認知症高齢者の増加により、権利擁護^(※)支援に関するニーズが増加することが予想される（統計データ）。
- 権利擁護センター（日常生活自立支援事業）^(※)の認知度は2割程度と低く（図1-24）、担い手の連携先としてもあげられる割合は低い（図2-3、図2-4）。

現状と課題 10

福祉施設やサービス提供事業者、企業などの社会貢献や地域貢献^(※)が多くの市民に普及していない。

- 福祉施設やサービス提供事業者、企業などの社会貢献や地域貢献^(※)度に対する評価は、「貢献しているかどうかわからない」が5割程度と最も多い（図2-6）。

現状と課題 11

道路状況や公共交通など誰もが出かけやすいまちづくりに課題がある。

- 道路状況や公共交通など誰もが出かけやすいまちづくりに課題があるという意見がある（地域住民懇談会の意見）。

コラム：増進型とは

「増進型地域福祉」は言葉だけを見ると、増やして進めるかたちの地域の福祉ですが、「地域福祉」との違いは次のとおりです。

「地域福祉」は、地域の課題を行政の施策や地域の取組みで解決する「問題解決型」が主流です。

これに対して、地域の課題を解決するだけでなく、理想的な地域を思い描いて、地域の得意なことを生かしながら市民や行政、福祉サービス^(※)事業者などが協力して取り組むことで、課題が発生する以前より住みやすく、一人ひとりがその人らしい生き方ができる地域を実現させる地域福祉の推進が「増進型」です。

※ 例えば、閉じこもりがちになった、一人暮らしの単身高齢者のAさんの場合

- ・問題解決型では、福祉制度の活用と地域の見守り等の実施
- ・増進型では、地域の協力でコミュニティカフェのスタッフとしてAさんが活躍

第3章 計画の基本的な考え方

1. めざす5年後の地域のすがた

第3次計画では、「すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて～みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち～」を、2025年問題に直面する10年後の本市がめざす地域のすがたとして定め、相談体制の充実や福祉人材の育成など、さまざまな地域福祉に関する施策・取組みを推進してきました。

本計画では、これまでめざしてきた地域のすがたを継承し、地域や社会の変化に対応しながら、市民相互が親しみ支え合い・助け合うとともに、市民や行政、福祉サービス^(※)事業者などが連携・協働^(※)して、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちの実現を、増進型地域福祉^(※)によりめざします。

■めざす5年後の地域のすがた

**すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて
～みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち～**

2. めざす5年後の地域のすがたの実現に向けた基本目標

本市がめざす5年後の地域のすがたを実現するための基本目標を次のとおり設定し、基本目標の達成に向けて関連施策の展開を図ります。

基本目標1 地域で支え合い・助け合えるまち

市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが尊厳を持って生活を送ることができるよう市民の人権意識の高揚を図ります。

また、福祉の「支え手」と「受け手」が固定されず、誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくりに取り組むとともに、多様な主体が連携・協働^(※)できる仕組みづくりを推進し、地域で支え合い・助け合えるまちを増進型地域福祉^(※)によりめざします。

基本目標2 誰もが安心して必要な福祉サービス^(※)を利用できるまち

多様化・複雑化する問題や課題の解決に向け、包括的な相談支援体制の構築や各福祉分野の連携強化を行い、誰もが安心して必要なサービスを円滑に利用できるまちをめざします。

また、高齢者や障がい者、外国人、ひきこもりなどの生活に課題を抱えた人に配慮した福祉サービス^(※)の情報提供や、判断能力が十分でない人などの権利擁護^(※)に関する取組みの充実を図ることで、福祉サービス^(※)の適切な利用を促進します。さらに、市民公益活動団体^(※)や社会福祉法人^(※)、企業など、幅広いサービス提供主体による地域活動の促進・支援に努めます。

基本目標3 誰も取り残されずすべての人が安全・安心な生活を送れるまち

防災や災害時の取組み、防犯対策などを推進し、すべての人が安全・安心な生活を送ることができるまちをめざします。

また、バリアフリー^(※)化やユニバーサルデザイン^(※)の導入などによる公共施設等の整備を進めます。

3. 計画の施策体系

めざす5年後の地域のすがた

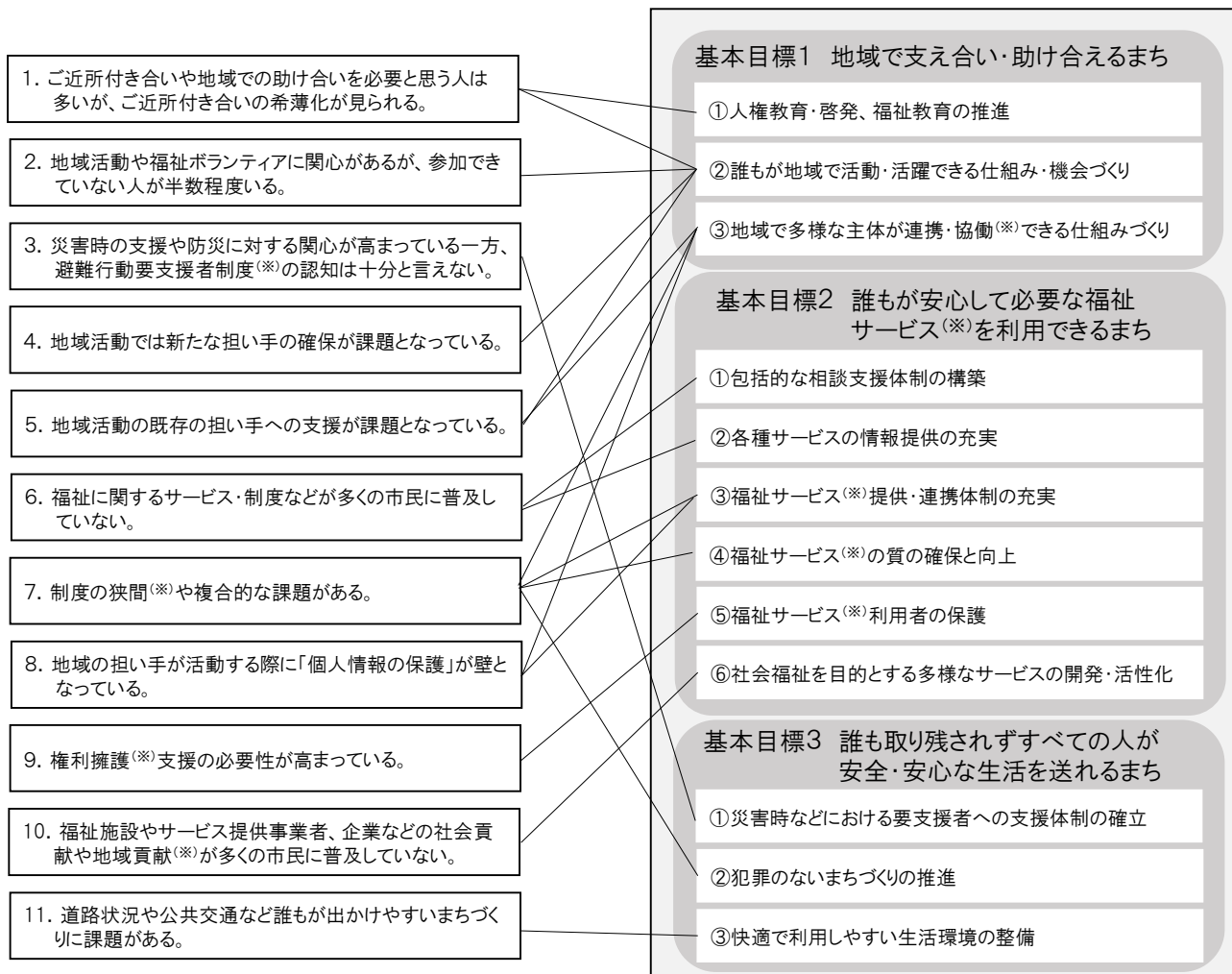
すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて

～みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち～

基本目標	施策の方向
(1)地域で支え合い・助け合えるまち	①人権教育・啓発、福祉教育の推進
	②誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり
	③地域で多様な主体が連携・協働 ^(※) できる仕組みづくり
(2)誰もが安心して必要な福祉サービス ^(※) を利用できるまち	①包括的な相談支援体制の構築
	②各種サービスの情報提供の充実
	③福祉サービス ^(※) 提供・連携体制の充実
	④福祉サービス ^(※) の質の確保と向上
	⑤福祉サービス ^(※) 利用者の保護
	⑥社会福祉を目的とする多様なサービスの開発・活性化
(3)誰も取り残されずすべての人が安全・安心な生活を送れるまち	①災害時などにおける要支援者への支援体制の確立
	②犯罪のないまちづくりの推進
	③快適で利用しやすい生活環境の整備

4. 本市を取り巻く現状・課題と施策の対応

本市の地域福祉を取り巻く現状・課題と施策の対応を整理すると以下のようになります。



第4章 施策の展開

以下の基本目標別の取組みについては、本市と市社会福祉協議会^(※)を両計画の推進を図るものと位置づけ、各施策の取組状況の把握や、活動主体と協力しながらそれぞれの役割に応じた施策の展開を行います。「取組主体」欄には、市民や地域の担い手・活動団体、専門職が取り組むことは「地域」、市社会福祉協議会^(※)が取り組むことは「社協」、本市が取り組むことは「市」と記載します。

また、各基本目標の実現に向けて、今後5年間で重点的に取り組む方向に【重点項目】と記載します。

基本目標1 地域で支え合い・助け合えるまち

(1) 人権教育・啓発、福祉教育の推進

家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場を通して、さまざまな人権教育・啓発を推進するとともに、誰もが参加しやすい教室・講座などの開催に努めます。

取組みの方向	取組内容	取組主体
①人権教育・啓発の推進、福祉に対する理解の促進	【学校における人権教育の充実】 ○ 福祉やボランティアへの関心を高めるため、総合的な学習の時間を通じて手話学習や車いす体験、高齢者施設への訪問交流を行うなど、福祉体験活動の推進と啓発活動の充実に努めます。 ○ 小・中学校のほか、高校や大学など、各学校と市社会福祉協議会^(※)による情報交換に取り組むとともに、連携強化を図ります。	社協・市
	【福祉やボランティアに関する情報提供と参加促進】 ○ ボランティアに関する相談や各種講座・教室などを通じて、福祉やボランティアに関する情報提供と参加促進を図ります。	社協
	【地域における人権教育等の充実】 ○ 高齢者や障がい者、外国人、性的マイノリティ^(※)、同和問題などの人権問題を地域生活課題として、各種人権教育や啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図ります。 ○ 市人権協会などと連携し、わかりやすい教育・啓発に努めます。 ○ 福祉に対する意識の向上や地域における福祉力を高めるため、本計画の趣旨や意図の広報・啓発に努めます。	市
	【福祉関係者への人権擁護に関する情報提供】 ○ 福祉関係者を対象とした人権擁護に関する制度や事業についての情報提供に努めます。	市
	【本市職員などの人権意識の高揚】 ○ 本市職員などが人権意識を持って業務に取り組むことができるよう人権に関する研修の充実に努め、人権意識の高揚を図ります。	社協・市

(2) 誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり

市民が地域においてさまざまな人に出会い、交流やつながりをもてる機会づくりを推進するとともに、多様な人材・資源の発掘・育成などに取り組みます。また、既存の担い手・活動団体などに対する情報提供や相談、活動の支援に努めるとともに、これらの活動が広く認知され、参加や利用が促進されるよう、広報・啓発に努めます。

取組みの方向	取組内容	取組主体
①交流の機会づくり	【交流の機会づくり】 ○ 地区福祉委員会^(※)の小地域ネットワーク活動^(※)など、地区のさまざまなサロン活動の充実を図り、交流活動の促進を図ります。 ○ 介護や障がい、子育てなどで悩みや不安を抱える人が集い、交流できるさまざまな場の充実を図ります。 ○ 子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、誰もが交流できる場や機会の充実を図ります。	地域・社協・市
②地域福祉人材・資源の発掘・育成と活用	【地域の新たな担い手の発掘・育成】 ○ 自治会（地区会）や地区福祉委員会^(※)、市民活動団体などの新たな担い手の発掘・育成のため、各種啓発や研修会などを実施します。	社協・市
	【ボランティアの発掘・育成】 ○ ボランティアに関する情報提供・相談支援や、各種講座・講習会などを通して、新たなボランティアの発掘・育成を図ります。 ○ ボランティアジュニアスクールの開催等、若い世代のボランティアの発掘・育成の充実にも努めます。	社協・市
	【ボランティアのコーディネート機能の充実】 ○ 参加したい人が希望する活動へ参加できるよう市民活動支援センター^(※)において市内活動団体の情報を集約し、情報提供に努めます。また、市社会福祉協議会^(※)と市民活動支援センター^(※)などの連携を強化し、ボランティアのコーディネート機能の充実にも努めます。	社協・市
	【認知症サポーター^(※)などの育成】 ○ 市民の認知症に対する正しい理解の促進役となる「認知症サポーター^(※)」「キャラバン・メイト^(※)」などの育成に努めます。	社協・市
	【障がい者の社会貢献^(※)活動やボランティア活動への参加促進】 ○ 障がい者自身のエンパワメントをめざした社会貢献^(※)活動やボランティア活動への参加促進を図ります。	社協・市
	【本市職員の社会貢献^(※)の必要性に関する意識向上】 ○ 本市職員などに対する研修の実施を通して、本市職員などの社会貢献^(※)の必要性に関する意識向上を図ります。	社協・市
	【福祉関係事業所などの地域貢献^(※)の支援】 ○ 福祉関係事業所などが、事業所の事業内容や地域に貢献できる事項などについて地域に情報提供を行います。	社協・市

取組みの方向	取組内容	取組主体
②地域福祉人材・資源の発掘・育成と活用	【高齢者 SOS ネットワーク^(※)の協力機関の充実】 ○ 認知症高齢者などが地域で安全に暮らせるよう、高齢者の日常的な見守りや、行方不明者の捜索協力を行う高齢者 SOS ネットワーク ^(※) の協力機関の充実を図ります。	地域・社協・市
③既存の担い手・活動団体などへの支援	【既存の担い手・活動団体などが活動しやすい環境づくりの推進】 ○ 市民活動支援センター ^(※) による活動支援などの施策を通して、自治会（地区会）や地区福祉委員会 ^(※) 、市民活動団体、NPO 法人 ^(※) などが活動しやすい環境づくりを推進します。 ○ 民生委員・児童委員 ^(※) などが活動しやすい環境整備に向けて、大阪府と連携し検討します。	市
	【地域福祉の担い手への情報提供】 ○ 地域福祉の担い手を対象としたさまざまな研修を通し、福祉や個人情報保護、法制度などに関する情報提供を行います。	社協・市
	【既存の担い手・活動団体などの活動支援】 ○ 各担い手の役割や活動内容の周知を行うなど、自治会（地区会）や地区福祉委員会 ^(※) 、民生委員・児童委員 ^(※) 、市民活動団体などの活動を支援します。	社協・市
	【見守り活動などの充実】 ○ 自治会（地区会）や地区福祉委員会 ^(※) 、民生委員・児童委員 ^(※) 、市民活動団体などによる見守り活動などの充実を図ります。	地域・社協・市

(3) 地域で多様な主体が連携・協働^(※)できる仕組みづくり

地域の担い手や活動団体、専門職などの市民や行政、福祉サービス^(※)事業者などが連携・協働^(※)して、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちを増進型地域福祉^(※)によりめざします。

取組みの方向	取組内容	取組主体
①地域の多様な主体間の連携・協働 ^(※) の促進 【重点項目】	【増進型地域福祉^(※)の仕組みづくりの推進】 ○ 各地区の地域生活課題を対話により気付き、理想的な地域の実現につなげていく増進型地域福祉 ^(※) の仕組みづくりに努めます。 ○ 増進型地域福祉 ^(※) による目的の実現に取り組みます。 ○ 住民参加の会議から出たアイディアの実現に努めます。	地域・社協・市
	【要支援者の支援のための連携強化】 ○ 自治会（地区会）や地区福祉委員会 ^(※) 、民生委員・児童委員 ^(※) 、市民活動団体などと連携し、介護や生活支援を必要とする要支援者を発見した場合、迅速かつ適切に保健・医療・福祉などのさまざまなサービスが提供されるよう、地域包括支援センター ^(※) や基幹相談支援センター ^(※) 、生活サポートセンター ^(※) などの相談支援機関や本市、その他関係機関などのさらなる連携強化を図ります。	地域・社協・市
	【孤独死や虐待の防止のための連携強化】 ○ 孤独死や虐待の防止に取り組むため、自治会（地区会）や地区福祉委員会 ^(※) 、民生委員・児童委員 ^(※) 、市民活動団体などと地域包括支援センター ^(※) や基幹相談支援センター ^(※) 、生活サポートセンター ^(※) などの相談支援機関や本市、その他関係機関などの連携を強化します。	地域・社協・市
	【制度の狭間^(※)の問題の対応に向けた連携強化】 ○ ひきこもりやゴミ屋敷などの既存の福祉サービス ^(※) だけでは対応が困難である制度の狭間 ^(※) の問題への対応に向けて、自治会（地区会）や地区福祉委員会 ^(※) 、民生委員・児童委員 ^(※) 、市民活動団体などと地域包括支援センター ^(※) や基幹相談支援センター ^(※) 、生活サポートセンター ^(※) などの相談支援機関や本市、その他関係機関などの連携を強化します。	地域・社協・市
	【ボランティア間の交流や連携強化】 ○ ボランティアグループ連絡会の開催やボランティアグループ交流会を通して、ボランティア間の交流や情報共有、連携強化を図ります。	地域・社協

基本目標 1 の重点項目に関する圏域ごとの取組内容

「日常生活圏域」「福祉圏域」「市域」の三層の地域福祉推進圏域ごとの取組内容を、以下に整理します。

地域福祉推進圏域	取組内容
日常生活圏域	・ 地域生活課題に気付き、地域での情報共有をします。 ・ 理想の地域をめざして、各地区福祉委員会^(※)の話し合いにより策定した実施計画の推進をします。 ・ 地区福祉委員会^(※)の実施計画を増進型地域福祉^(※)により取り組みます。 ・ 住民参加の会議から出たアイディアの実現に努めます。 ・ 地区全体（市民、自治会（地区会）、地区福祉委員会^(※)、民生委員・児童委員^(※)、市民活動団体、福祉施設、学校など）が連携し、支援が必要な人を相談機関につなげます。
福祉圏域	・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）^(※)や医療・介護・教育・子育てなどの関係者や関係団体が、それぞれの立場で市民の地域生活課題の解決に向けた相談支援を行います。 ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）^(※)や医療・介護・教育・子育てなどの関係者や関係団体は、増進型地域福祉^(※)による取り組みや住民参加の会議から出たアイディアの実現に協力します。 ・ 地区からの要支援者の情報提供に、迅速かつ適切に保健・医療・福祉などのさまざまなサービスが提供されるよう支援します。 ・ ボランティア間の交流や情報共有、連携強化を図ります。
市域	・ 地域での個人支援がしやすい仕組みをつくれます。 ・ 各地区福祉委員会^(※)の実施計画の増進型地域福祉^(※)による取り組みや住民参加の会議から出たアイディアの実現を支援します。 ・ ボランティアグループ連絡会などが連携強化できるよう支援します。

基本目標２ 誰もが安心して必要な福祉サービス^(※)を利用できるまち

(１) 包括的な相談支援体制の構築

日常生活の中での困りごとや悩みを含め、福祉に関する全般的な相談に応じるため、相談支援包括化推進員^(※)を配置し、総合的な相談支援体制の構築を図ります。また、地域の身近なところで気兼ねなく相談できる場や機会の充実に努めるとともに、相談窓口間の連携の促進を図ります。さらに、相談機関などにあげられた課題を共有し、解決に向けた分野横断的な協議の場を形成します。

取組みの方向	取組内容	取組主体
①相談支援機関の連携体制の構築・強化 【重点項目】	【相談支援機関などの連携体制の構築・強化】 ○ 高齢者・障がい者・子どもなど各分野の相談に総合的に応じるとともに、高齢者や障がい者、外国人、ひきこもりの人などが制度の狭間 ^(※) に置かれることがないように、地域への訪問・相談窓口の開設、自治会（地区会）や地区福祉委員会 ^(※) 、民生委員・児童委員 ^(※) 、市民活動団体などとの連携により、相談・支援機能の強化を図ります。 ○ 福祉に関する全般的な相談に応じるため、関係機関を円滑に調整する相談支援包括化推進員 ^(※) を配置し、総合的な相談支援体制を構築します。 ○ コミュニティソーシャルワーカー ^(※) などによる包括的な相談支援体制を構築します。 ○ 地域包括支援センター ^(※) や基幹相談支援センター ^(※) 、生活サポートセンター ^(※) などの関係機関との連携により総合的な相談支援体制の強化を図ります。 ○ 各種手引きやリーフレットを活用し、福祉分野などの事業を行う職員と他の相談窓口・相談機関との連携強化を図り、適切な相談機関につなぎます。 ○ 高齢者分野だけではなく、障がい者・子どもなどのさまざまな分野を含む地域包括ケアシステム ^(※) の構築を図ります。	地域・社協・市
	【分野横断的な協議の場の形成】 ○ 相談機関などにあげられた課題の解決に向けた分野横断的な協議の場を形成します。	地域・社協・市

取組みの方向	取組内容	取組主体
②地域における相談窓口の充実	【地域における相談窓口の充実】 ○ 各中学校区担当のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）^{（※）}や民生委員・児童委員^{（※）}による相談など、さまざまな悩みについての地域における各種相談の充実を図ります。 ○ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）^{（※）}の訪問支援の充実など、地域の身近なところで相談できる仕組みづくりを行います。また地域包括支援センター^{（※）}や基幹相談支援センター^{（※）}、生活サポートセンター^{（※）}などの相談支援機関による訪問型の支援の充実に努めます。 ○ 生活困窮者^{（※）}が困窮状態から早期に脱却するための相談体制の充実を図ります。 ○ ひきこもりに関する相談体制の充実を図ります。 ○ 利用者支援事業やボランティアによる子育てに関する相談など、子育てについての気軽な相談の場を充実します。	地域・社協・市
	【地域における相談窓口の周知】 ○ 身近な相談窓口として市民に認識してもらえよう、民生委員・児童委員^{（※）}及び主任児童委員^{（※）}の活動の普及啓発を行うとともに、各種相談窓口の周知に努めます。	社協・市
③市役所における相談窓口の充実	【市役所における相談窓口の充実】 ○ 市民相談など、さまざまな悩みに応じられるよう各種相談機能の充実を図ります。 ○ 無料法律相談や司法書士無料法律相談など、法律などに関する各種相談の充実を図ります。 ○ 労働相談や就職困難者などに対する相談など、労働や就労などに関する各種相談の充実を図ります。 ○ 人権擁護委員^{（※）}による相談や人権いろいろ相談など、人権に関する各種相談の充実を図ります。 ○ ひとり親家庭相談や児童家庭相談など、子どもや家庭に関する各種相談の充実を図ります。 ○ 夫や恋人からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの女性のための相談の充実を図ります。 ○ 身体障がいや知的障がい、精神障がい、難病などの障がいに関する各種相談の充実を図るとともに、相談窓口到手話通訳者の派遣を行うなど、コミュニケーションを支援します。 ○ 介護電話相談や健康相談、心の問題に対する相談などの各種相談の充実を図ります。 ○ ひきこもりに関する相談の充実を図ります。	市
	【市役所における相談窓口の周知】 ○ 支援を必要とする人が、適切に相談することができるよう各種相談窓口の周知に努めます。	市

(2) 各種サービスの情報提供の充実

保健・医療・福祉の各種サービスを必要とする人が、適切なサービスの情報を得られるよう、さまざまな媒体による情報提供を行います。

また、高齢者や障がい者、外国人などが保健・医療・福祉の各種制度・サービスに関する適切な情報を入手できるよう情報アクセシビリティの確保に取り組みます。

取組みの方向	取組内容	取組主体
① さまざまな情報媒体を活用した情報提供の推進	【さまざまな方法による情報提供の推進】 ○ 広報誌やリーフレット、ホームページ、講演会などを活用した情報提供を充実します。 ○ 自治会（地区会）や地区福祉委員会 ^(※) 、民生委員・児童委員 ^(※) 、市民活動団体などと地域包括支援センター ^(※) や基幹相談支援センター ^(※) 、生活サポートセンター ^(※) などの相談支援機関などが連携し、サービスの普及啓発と情報提供に努めます。	地域・社協・市
	【市民の情報入手の支援】 ○ 福祉サービス ^(※) 提供事業者が提供するサービスを市民に情報提供できるよう働きかけるとともに、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム ^(※) 」を市民に周知し、身近な地域にある介護サービス提供事業所について市民の情報入手を支援します。	市
② 情報アクセシビリティの確保	【利用者の視点にたった情報提供の充実】 ○ 音声による情報提供や外国語併記、ホームページの内容改善などを通して、誰もが適切な情報を入手できるよう努めます。	市
	【コミュニケーションを支援する人材の配置・派遣と養成・確保】 ○ 手話通訳者や要約筆記者を配置・派遣するとともに、コミュニケーションを支援する人材を養成・確保します。	市
	【IT 利用の支援】 ○ 高齢者や障がい者への IT 講習会を開催し、適切な情報を入手できるよう IT 利用を支援します。	社協・市

（３）福祉サービス^{（※）}提供・連携体制の充実

複雑で多様化した問題を抱える相談者や支援を必要とする人に対して、適切に問題が解決できるよう高齢者や障がい者、子どもなどの各福祉分野の連携を強化します。また、各福祉分野で共通して取り組むべき課題（生活困窮者^{（※）}への支援、虐待防止など）には、各福祉分野が連携し対応します。

取組みの方向	取組内容	取組主体
①各福祉分野の連携強化	【複合的な問題に対する各福祉分野の連携強化】 ○ 高齢者や障がい者、外国人、ひきこもりの人、生活困窮者 ^{（※）} などへの継続的な支援体制の充実など、複合的な問題を抱える支援を必要とする人に対して、各福祉分野の連携を強化します。 ○ 地域包括支援センター ^{（※）} や基幹相談支援センター ^{（※）} 、生活サポートセンター ^{（※）} 、ハローワークなどの関係機関との連携により、障がい者やひきこもりの人、生活困窮者 ^{（※）} などの就労・生活の安定に努めます。	社協・市
	【相談支援及びサービス調整機能の向上】 ○ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） ^{（※）} 及び相談支援包括化推進員 ^{（※）} の配置により、相談支援及びサービス調整機能の向上を図ります。	市
	【各協議体などの連携・協働^{（※）}】 ○ 自立支援協議会 ^{（※）} （障がい者）や地域ケア会議 ^{（※）} （高齢者）、子どもネットワーク協議会（子ども）などの協議体の連携・協働 ^{（※）} や市民の福祉課題の効果的・効率的な解決に向けた本市関係部署及び市社会福祉協議会 ^{（※）} などの関係団体の連携を強化します。	社協・市
	【適切な支援機関へとつなげる体制の整備】 ○ 福祉分野の事業を行う職員などに対して、ゲートキーパー ^{（※）} 研修や認知症サポーター ^{（※）} 研修、DV ^{（※）} 研修などを実施し、必要に応じて適切な支援機関につなぐことができる体制の整備を進めます。	社協・市
	【あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実】 ○ 子どもや高齢者、障がい者などへの虐待防止の推進、DV ^{（※）} ・ストーカー行為などの被害者保護のための支援などを通し、あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実を図ります。	社協・市
	【他市町村及び都道府県との連携強化】 ○ 虐待やDV ^{（※）} などの加害者に対する更正支援など、広域的な支援が円滑に行えるよう、他市町村及び都道府県との一層の連携強化に努めます。	市

(4) 福祉サービス^(※)の質の確保と向上

福祉サービス^(※)の利用者が安心してサービスを選択・利用できるよう第三者評価制度の導入や自己評価の実施を奨励します。また、福祉専門職の質の向上のため、研修会の開催や情報提供を行います。

取組みの方向	取組内容	取組主体
①福祉サービス ^(※) の評価制度の促進	【第三者評価の実施の促進】 ○ 福祉サービス ^(※) 提供事業者などに第三者評価制度を周知することにより実施を促進します。	市
	【サービス提供事業者などへの指導・助言などの実施】 ○ 本市に指定・指導権限があるサービス提供事業者などに対する問い合わせ・調査や、「地域密着型サービス運営委員会 ^(※) 」における運営評価に関する審議などを通じて、利用者に適正なサービスが提供されるよう指導・助言などを実施します。	市
	【サービス事業所連絡会への支援】 ○ 市内の介護保険事業者が質の高いサービス提供をめざし引き続き主体的に活動できるようサービス事業所連絡会を支援します。	市
②福祉専門職の質の向上	【福祉専門職の質の向上】 ○ 研修などの充実を通じて、ケアマネジャー ^(※) や福祉施設職員、相談員などの専門職の資質の向上を図ります。	市

(5) 福祉サービス^(※) 利用者の保護

福祉サービス^(※)の利用者の権利が守られるように、苦情相談窓口の周知や利用促進を行います。また、判断能力が十分でない人など、誰もが安心して、その人らしい生活を送ることができ、必要な支援を受けることができるよう権利擁護^(※)のための制度や事業について周知や利用の促進を図ります。

取組みの方向	取組内容	取組主体
①苦情相談窓口の利用促進	【苦情相談窓口などの広報・啓発】 ○ 本市の担当窓口や大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会 ^(※) 、大阪府国民健康保険団体連合会 ^(※) などの苦情解決の窓口・仕組み、第三者苦情解決制度の広報・啓発を推進します。	市
	【介護相談員^(※)派遣等事業の推進】 ○ サービス利用者から不安や不備などを聞き取り、事業者側との意見交換などを行い、それらの解消に取り組む介護相談員 ^(※) を確保・養成し、介護施設などに派遣します。 ○ 介護相談員 ^(※) の派遣先の拡大や資質の向上などに努めます。	市
②成年後見制度 ^(※) の活用	【成年後見制度^(※)の活用】 ○ 権利擁護 ^(※) に関する相談窓口として、地域包括支援センター ^(※) の機能の充実を図り、成年後見制度 ^(※) の広報・啓発と利用の促進を行います。 ○ 必要に応じて、市が当事者に代わって成年後見制度 ^(※) の申立を行う、成年後見市長申立などの支援を行い、支援が必要な人の権利を守ります。	市
	【市民後見活動の促進】 ○ 大阪府社会福祉協議会 ^(※) と連携し、市民後見人 ^(※) の確保・養成に努めます。 ○ 大阪後見支援センター ^(※) や大阪府社会福祉協議会 ^(※) などの関係機関と連携し、後見等活動を行う市民後見人 ^(※) を支援します。	社協・市
③日常生活自立支援事業 ^(※) の推進	【日常生活自立支援事業^(※)の推進】 ○ 判断能力が十分でない人に対し、福祉サービス ^(※) の利用手続きの援助や日常的な金銭管理の手伝いなど、自立した生活を送るための支援（日常生活自立支援事業 ^(※) ）を行います。 ○ 地域包括支援センター ^(※) や基幹相談支援センター ^(※) 、生活サポートセンター ^(※) などの相談支援機関と連携し、日常生活自立支援事業 ^(※) を周知し、利用促進に努めます。	社協

(6) 社会福祉を目的とする多様なサービスの開発・活性化

市民公益活動団体^(※)の設立・運営に対する支援を行います。また、社会福祉法人^(※)・企業などの社会貢献^(※)や、地域資源を生かしたコミュニティビジネス^(※)などを支援します。

取組みの方向	取組内容	取組主体
① 市民公益活動団体 ^(※) の設立・運営に対する支援	【市民公益活動団体^(※)の設立支援】 ○ 市民公益活動団体 ^(※) の設立に関する情報提供や相談などにより支援します。	市
	【市民公益活動団体^(※)の活動支援】 ○ 市民公益活動に関する研修会や活動などの情報発信により支援します。	市
② 市民公益活動団体 ^(※) などの福祉サービス ^(※) の活性化・参入促進	【多様な主体によるサービスの活性化】 ○ NPO法人 ^(※) による子育て親子の交流・集いの場の提供や指定管理者制度 ^(※) による施設の管理運営など、多様な主体によるサービスの活性化を図ります。	地域・市
	【コミュニティビジネス^(※)などの促進】 ○ ホームページでのコミュニティビジネス ^(※) の事例紹介などを通して、地域の実情に応じた、新しいコミュニティビジネス ^(※) などを促進し、地域福祉への接続を図ります。	社協・市
③ 社会福祉法人 ^(※) による「地域における公益的な取組」の推進	【社会福祉法人^(※)による「地域における公益的な取組」の推進】 ○ 福祉に関する知識・技能の発信や、社会福祉法人 ^(※) の施設が保有するスペースを活用した居場所の提供など、社会福祉法人 ^(※) が有する強みを生かした社会貢献 ^(※) 活動を支援します。	市

基本目標2の重点項目に関する圏域ごとの取組内容

「日常生活圏域」「福祉圏域」「市域」の三層の地域福祉推進圏域ごとの取組内容を、以下に整理します。

地域福祉推進圏域	取組内容
日常生活圏域	・ 地区全体（市民、自治会（地区会）、地区福祉委員会^(※)、民生委員・児童委員^(※)、市民活動団体、福祉施設、学校など）が連携し、支援が必要な人を相談機関につなげます。 ・ 高齢者分野だけではなく、障がい者・子どもなどのさまざまな分野を含む地域包括ケアシステム^(※)の構築に向けた取組を行います。
福祉圏域	・ 地域で相談できる場や機会の充実に努めます。また、必要に応じて、他の相談機関につなげます。 ・ コミュニティソーシャルワーカー^(※)などによる包括的な相談支援体制を構築します。 ・ 地域包括支援センター^(※)や基幹相談支援センター^(※)、生活サポートセンター^(※)などの関係機関の連携を強化します。 ・ 高齢者分野だけではなく、障がい者・子どもなどのさまざまな分野を含む地域包括ケアシステム^(※)の構築を図ります。
市域	・ 日常生活の中での困りごとや悩みを含め、福祉に関する全般的な相談に応じるため、関係機関を円滑に調整する相談支援包括化推進員^(※)を配置し、総合的な相談支援体制の構築を図ります。 ・ 地域包括支援センター^(※)や基幹相談支援センター^(※)、生活サポートセンター^(※)などの関係機関による総合的な相談支援体制の構築を図ります。 ・ 適切な支援や情報提供が行えるよう、訪問支援も含めた相談事業の充実を図ります。また、庁内の相談窓口の緊密な連携を図ります。 ・ 高齢者分野だけではなく、障がい者・子どもなどのさまざまな分野を含む地域包括ケアシステム^(※)の構築に向けた仕組みづくりに努めます。

基本目標3 誰も取り残されずすべての人が安全・安心な生活を送れるまち

(1) 災害時などにおける要支援者への支援体制の確立

大規模な災害に備え、防災に対する市民の意識づくりや地域における防災力の向上に取り組めます。また、高齢者や障がい者、外国人など、災害時などに支援が必要な人の支援体制の構築・強化に取り組めます。

取組みの方向	取組内容	取組主体
①防災意識の高揚	【防災意識の高揚】 ○ 安全安心スクール ^(※) や市民への研修などの啓発を通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。	市
②地域における防災力の向上	【地域の防災活動の充実】 ○ 地域の自主防災組織 ^(※) づくりと地域の防災リーダーの育成を推進するとともに、自主防災組織 ^(※) を中心とした防災訓練の実施と市民が参加しやすい防災活動などの取組みを推進し、地域の自主的な防災活動の充実を図ります。 ○ 自主防災組織 ^(※) の防災活動に使用する資機材の購入に対する補助金の交付等、自主防災組織 ^(※) の活動を支援します。	地域・市
	【災害発生時のボランティアの受け入れ・活動体制の整備】 ○ 災害発生時に災害ボランティアセンター ^(※) を円滑に設置・運営し、ボランティアが効果的に活動できるよう平常時からの関係団体との連携を図ります。	社協・市
③避難行動要支援者の支援 【重点項目】	【見守り体制の充実】 ○ 地区福祉委員会 ^(※) や民生委員・児童委員 ^(※) などによる見守り活動や、緊急通報システム ^(※) の設置事業、安否確認機能を備えた機器の周知などを通して、見守り体制の充実に努めます。	地域・社協・市
	【避難行動要支援者の情報伝達体制・避難支援体制の構築・強化】 ○ 高齢者や障がい者、外国人など、避難行動要支援者支援プランに基づき、避難行動要支援者の情報伝達体制・避難支援体制を構築・強化します。 ○ 地域の実情にあった避難行動要支援者に関する情報共有について検討します。	地域・市
	【福祉避難所^(※)などの整備】 ○ 「災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定」に基づき、支援が必要な人が、民間福祉施設などを福祉避難所 ^(※) として利用でき、安心して過ごすことができるよう努めます。 ○ 避難後においても福祉サービス ^(※) が継続的に提供されるよう、サービス提供事業者や関係機関などと連携した体制づくりに努めます。	市

取組みの方向	取組内容	取組主体
③避難行動要 支援者の支 援 【重点項目】	【避難行動要支援者に配慮した避難所の設置・運営】 ○ 避難所に、避難行動要支援者の要望を把握するための避難行動要支援者用相談窓口を設置するなど、避難行動要支援者に配慮した避難所の設置・運営に努めます。 ○ 避難生活が長期化する場合は、福祉関係職員による相談などの必要な生活支援を実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて一般避難所から福祉避難所 ^(※) への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院などの手続きを支援します。	市
	【緊急時通報に関する広報・啓発の充実】 ○ e-mail119 番や FAX119 番通報 ^(※) に関する広報・啓発の充実を図ります。	市

(2) 犯罪のないまちづくりの推進

子どもや高齢者などの犯罪被害防止の取組みとして、広報・啓発活動を通じて市民の防犯意識の高揚を図るとともに、警察や防犯委員会をはじめ、小学校区地域防犯ステーション^(※)運営団体など、関係団体と一体となった地域ぐるみの防犯活動を促進します。

また、防犯灯の適正な配置や街頭防犯カメラの設置など、防犯環境の向上を図ります。

さらに、再犯防止に向けた取組みを推進し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。

取組みの方向	取組内容	取組主体
①防犯意識の高揚	【防犯意識の高揚】 ○ 広報・啓発活動を通じて、市民の防犯意識の高揚を図ります。 ○ 市消費生活センター^(※)及び関係機関・団体と連携し、消費者被害について啓発します。	市
②地域ぐるみの防犯活動の促進	【地域ぐるみの防犯活動の充実】 ○ 警察や防犯委員会、自治会（地区会）、小学校区地域防犯ステーション^(※)運営団体など関係団体と一体となった地域ぐるみの防犯活動の充実を図ります。	地域・市
	【自主的な防犯活動の促進】 ○ 防犯活動への補助や青色パトロール車両の貸与などを通して、自主的な防犯活動を促進します。	市
③防犯環境の整備	【防犯環境の整備】 ○ 防犯灯の適正な配置や街頭防犯カメラの設置、青色回転灯装備車によるパトロールなど、防犯環境の向上に努めます。 ○ 事案発生時における市民への情報提供などの支援に努めます。	地域・市
④再犯防止に向けた取組みの推進 ＜再犯防止推進計画＞	【再犯防止に関する地域の理解の促進】 ○ 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動^(※)」などを通じて、再犯防止に関する地域の理解の促進に努めます。	市
	【更正保護関係の支援者・団体に対する相談支援の充実】 ○ 保護司^(※)会及び大阪狭山市更生保護サポートセンター（仮称）の運営支援などを通じ、保護司^(※)など更生保護関係の支援者・団体に対する相談支援の充実を図ります。	市
	【関係機関・団体などとの連携の充実】 ○ 更生保護関係の支援者・団体と市社会福祉協議会^(※)などとの連携を推進します。 ○ 再犯防止に向けて重要となる就労や住まいの支援機関などとの連携の充実を図ります。	地域・社協・市

(3) 快適で利用しやすい生活環境の整備

誰もが安全かつ快適に利用できるよう公共施設をはじめ、多くの人が利用する施設や道路のバリアフリー^(※)化とユニバーサルデザイン^(※)による施設整備を推進します。

また、高齢者や障がい者、外国人、ひきこもりの人、生活困窮者^(※)などの住宅確保要配慮者^(※)が適切な住まいを選択・利用できるよう住宅確保要配慮者^(※)・事業者双方に関連制度の周知や情報の提供を行うとともに、住宅改修などの各種助成制度についても普及啓発を図ります。

取組みの方向	取組内容	取組主体
①公共施設や歩行空間などの環境整備の推進	【歩行環境の整備】 ○ 歩道のバリアフリー ^(※) 化などの歩行環境の整備に努めます。	市
	【公共施設などのバリアフリー^(※)化とユニバーサルデザイン^(※)による整備】 ○ 公共施設や公園、教育施設などのバリアフリー ^(※) 化とユニバーサルデザイン ^(※) による整備を推進します。 ○ ホームページの多言語化などのユニバーサルデザイン ^(※) 化を推進します。	市
	【バリアフリー^(※)意識の高揚】 ○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)や大阪府福祉のまちづくり条例などの福祉のまちづくりに関係する制度について啓発を行い、バリアフリー ^(※) 意識の浸透を図ります。	市
	【ユニバーサルデザイン^(※)に関する法令の周知と指導・助言】 ○ 事業主や関係機関に対し、ユニバーサルデザイン ^(※) に関する法令の内容を周知し、それに基づく指導・助言を行います。	市
②住環境の整備の促進	【居住の安定確保の推進】 ○ 共同住宅など民間賃貸住宅を建築する開発者に、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 ^(※) を周知するとともに、高齢者や障がい者、外国人、ひきこもりの人、生活困窮者 ^(※) などの住宅確保要配慮者 ^(※) 向け賃貸住宅や大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅の登録を促進し、住宅確保要配慮者 ^(※) の民間賃貸住宅への円滑入居と居住の安定確保を図ります。 ○ サービス付き高齢者向け住宅などの賃貸住宅について、大阪府居住安定確保計画 ^(※) との整合性を図りながら安心して入居できる環境整備を促進するとともに、住宅事業者の動向把握や制度の周知、情報の提供を実施し、高齢者や障がい者、外国人などが適切な住まいを選択・利用できるよう支援します。	市
	【住宅改修・改造助成制度の普及啓発】 ○ 介護保険サービスの住宅改修や重度障がい者の住宅改造助成事業などの各種助成制度について普及啓発を図ります。	市

基本目標 3 の重点項目に関する圏域ごとの取組内容

「日常生活圏域」「福祉圏域」「市域」の三層の地域福祉推進圏域ごとの取組内容を、以下に整理します。

地域福祉推進圏域	取組内容
日常生活圏域	・ 災害時などに地区で助け合えるよう、見守り活動の促進を図ります。 ・ 地域の実情にあった避難行動要支援者に関する情報共有について検討します。
福祉圏域	・ 本市と民間福祉施設事業者において締結された「災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定」に基づき、支援が必要な人が、避難所として民間福祉施設などを利用し、避難中、安心して過ごすことができるよう努めます。 ・ 避難後においても福祉サービス^(※)が継続的に提供される体制づくりを構築します。
市域	・ 避難行動要支援者支援プランに基づき、災害時における要支援者への情報伝達体制・避難支援体制を構築・強化します。 ・ 福祉避難所^(※)などに要支援者が避難中、安心して過ごすことができる生活環境の確保に努めます。 ・ 避難後においても福祉サービス^(※)が継続的に提供される体制づくりをサービス提供事業者、関係機関などとの連携のもと構築します。 ・ 災害発生時、ボランティアが効果的に活動できるよう受け入れ・活動支援の体制を整備します。 ・ e-mail119 番や FAX119 番通報^(※)に関する広報・啓発の充実を図ります。

第5章 計画の推進体制及び進行管理

1. 推進体制

(1) 全庁的な連携強化

計画に含まれる分野は、保健・福祉のみならず、教育、就労、人権、まちづくりなど幅広い分野に及んでいます。そのため、本市の関係部署の代表者により構成される「大阪狭山市地域福祉計画推進委員会」などを中心に、大阪狭山市総合計画や関連計画との整合性を図り、全庁的な連携のもと各施策・事業が円滑に推進できるよう取り組みます。

(2) 市民、関係機関・団体、事業者などとの連携の促進

計画を推進するためには、市民をはじめとし、自治会（地区会）や地区福祉委員会^(※)、民生委員・児童委員^(※)、市民活動団体など多くの関係機関・団体、事業者などの協力が必要不可欠です。

今後も、市民、関係機関・団体、事業者などとの連携を図るとともに、各地区の市民の地域生活課題に気付き、理想の地域を対話により共有し、目的の実現につなげていく増進型地域福祉^(※)の仕組みの強化により計画の推進に向け取り組みます。

さらに、今後、地域の中で地域づくりに関する活動が活性化してきた場合には、該当する活動との連携強化を進め、取組みの充実に努めます。

(3) 本市と市社会福祉協議会^(※)との連携強化

両計画の一層の推進のため、施策の策定を行う本市と地域福祉推進の中核組織である市社会福祉協議会^(※)との連携強化を図ります。

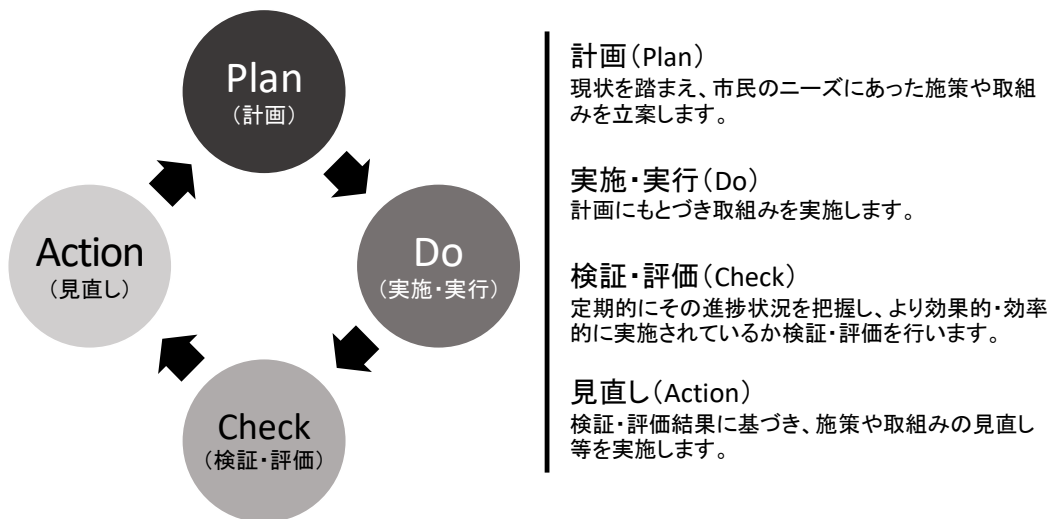
2. 進行管理

(1) 進行管理を行う意義

計画の主たる目的は「市における地域福祉を推進すること」であることを十分認識し、計画に基づくさまざまな取組みの結果について検証・評価し、その結果に基づき具体的な改善方法などを検討していくことが計画の実効性を高める上で重要です。

いわゆる、PDCA サイクル（「Plan（計画）」、「Do（実施・実行）」、「Check（検証・評価）」、「Action（見直し）」）のプロセスに沿って進行管理に努めます。

【PDCA サイクル】



(2) 進行管理の実施方法

目標に対する施策の取組状況について、毎年、市民、関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される「大阪狭山市地域福祉計画推進協議会」において、その進行状況を検証・評価し、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。また、進行管理の内容については、ホームページなどを通じ市民に公表します。

さらに、令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）に、各種のデータや市民アンケート調査などにより、計画を総合的に検証・評価し、次期計画につなげていきます。

【進行管理のイメージ】

	日常生活圏域	福祉圏域	市域	
			市社会福祉協議会 (※)	市
(2020年度) 令和2年度	日常生活圏域の目標に対する取組み	福祉圏域の目標に対する取組み	市社会福祉協議会(※)の目標に対する取組み	市の目標に対する取組み
	○各圏域の進行管理 ○大阪狭山市地域福祉計画推進協議会による検証・評価 →翌年の取組みに反映			
(2021年度) 令和3年度	令和6年度まで	令和6年度まで	令和6年度まで	令和6年度まで
(2022年度) 令和4年度				
(2023年度) 令和5年度	第5次地域福祉計画(※)・活動計画策定のためのアンケートへの参加	第5次地域福祉計画(※)・活動計画策定のためのアンケートへの参加	第5次地域福祉計画(※)・活動計画策定及びアンケートの実施等第4次地域福祉計画(※)・活動計画の総合的な検証・評価	第5次地域福祉計画(※)・活動計画策定及びアンケートの実施等第4次地域福祉計画(※)・活動計画の総合的な検証・評価
(2024年度) 令和6年度	地区福祉委員会(※)の活動計画(5年間)の策定	課題に対して支援策が必要か判断 必要であれば個別に支援方針作成	第5次地域福祉計画(※)・活動計画策定	第5次地域福祉計画(※)・活動計画策定

資料

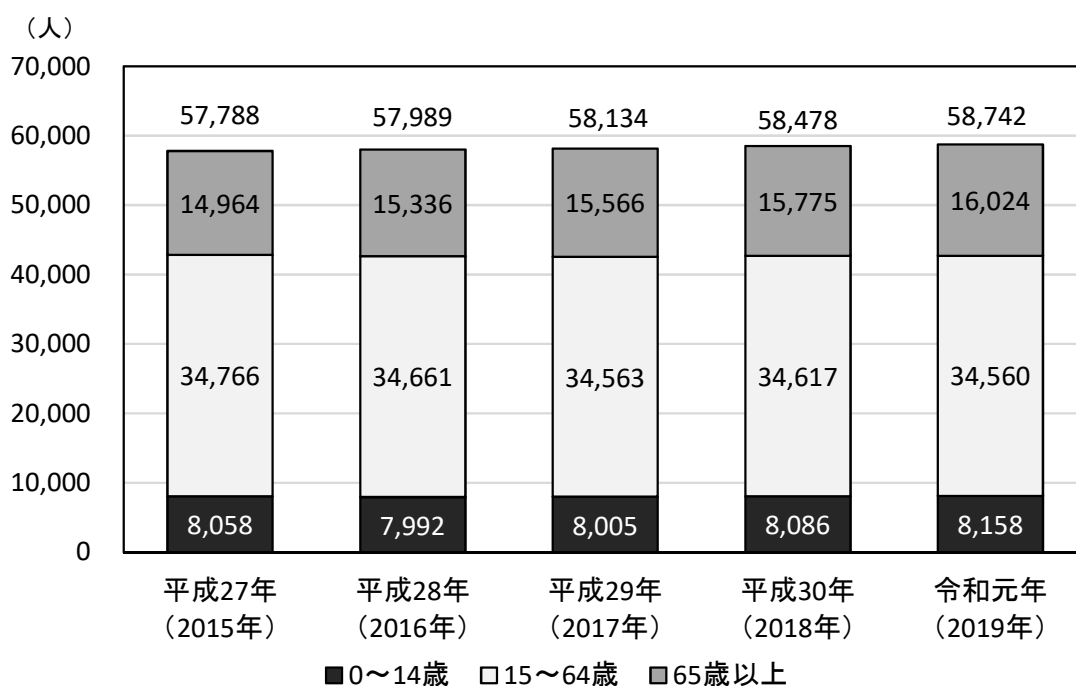
資料 1 統計データで見る本市のすがた

(1) 人口と世帯数の推移

① 総人口と年齢 3 区分別人口

本市の総人口は、令和元年（2019 年）9 月末現在 58,742 人と、平成 27 年（2015 年）から約 1,000 人増加しています。

年齢別にみると、0 歳から 14 歳までの年少人口は令和元年（2019 年）で 8,158 人（構成比 13.9%）とほぼ横ばいとなっています。65 歳以上の高齢者人口は令和元年（2019 年）で 16,024 人（構成比 27.3%）と平成 27 年（2015 年）から約 1,000 人増加しています。



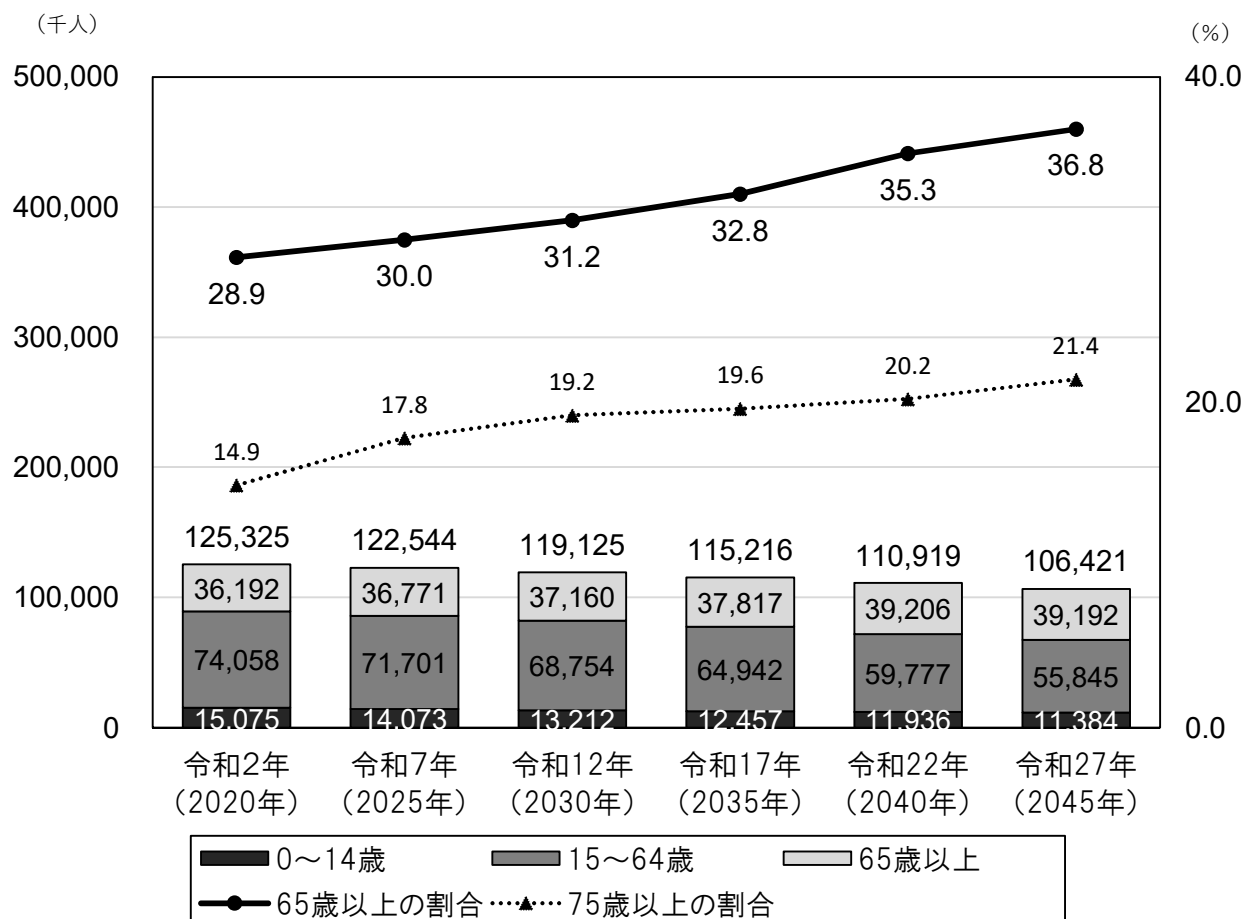
		平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
総人口	人	57,788	57,989	58,134	58,478	58,742
0～14 歳	人	8,058	7,992	8,005	8,086	8,158
	%	13.9	13.8	13.8	13.8	13.9
15～64 歳	人	34,766	34,661	34,563	34,617	34,560
	%	60.2	59.8	59.5	59.2	58.8
65 歳以上	人	14,964	15,336	15,566	15,775	16,024
	%	25.9	26.4	26.8	27.0	27.3

資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

《参考》国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」

平成 27 年（2015 年）の国勢調査をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成 29 年（2017 年）推計）出生中位・死亡中位推計によれば、令和 27 年（2045 年）に日本の人口は 1 億 642 万人となると推計されています。

高齢化率は年々上昇し、令和 27 年（2045 年）には 36.8%になる見込みです。



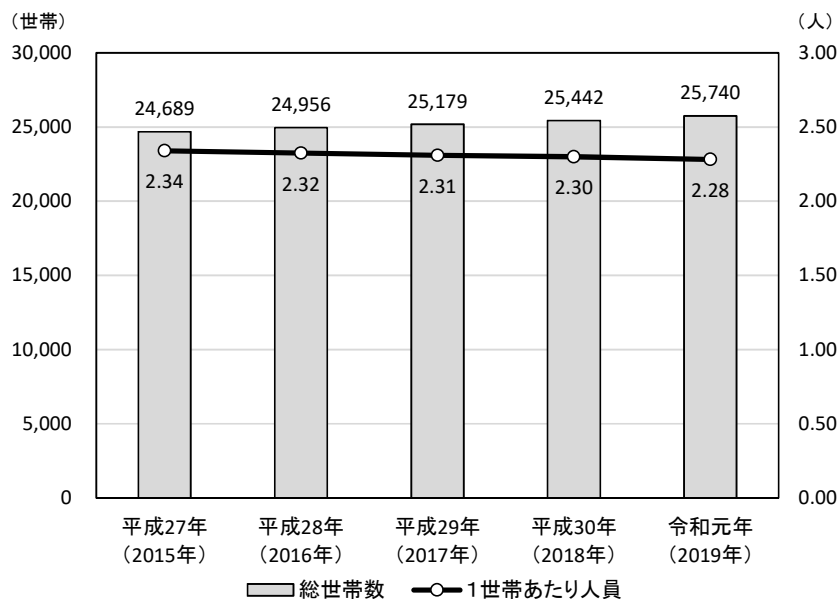
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

（平成 29 年（2017 年）推計）出生中位・死亡中位推計

※平成 27 年（2015 年）の国勢調査を基に、将来人口を推計

②世帯数と1世帯あたりの人員の推移

世帯数は年々増加しており、令和元年（2019年）で25,740世帯となっています。1世帯あたりの人員は、年々減少しており、令和元年（2019年）で2.28人となっています。

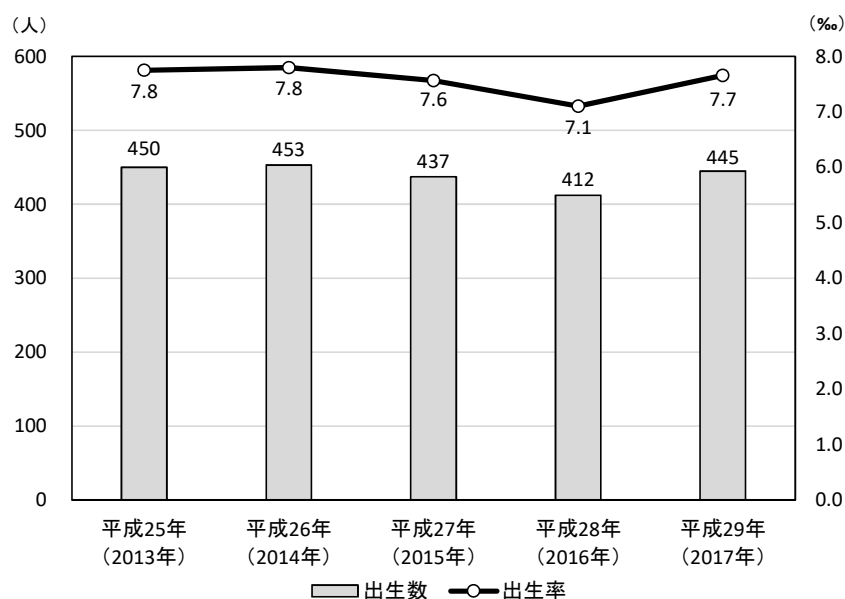


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

（2）少子高齢化の状況

①出生数と出生率の推移

出生数は、各年によりばらつきが見られますが、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）については概ね410～450人程度の子どもが生まれています。出生数・出生率ともにほぼ横ばいになっています。



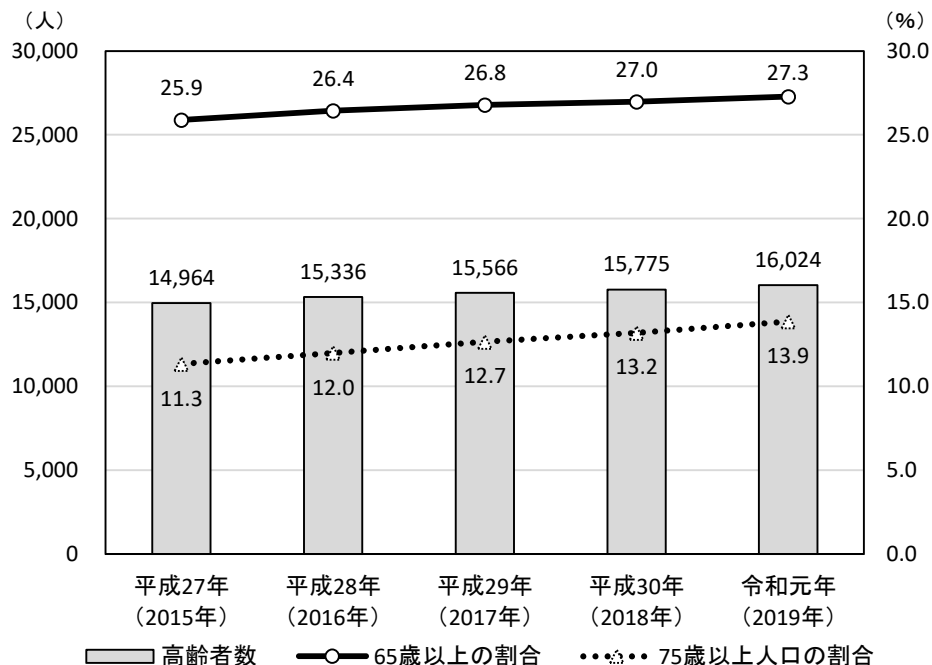
資料：大阪府人口動態総覧

※出生数は各年1月1日～12月31日までの出生数

※出生率＝（年間出生者数/人口）×1,000

②高齢者数と高齢化率の推移

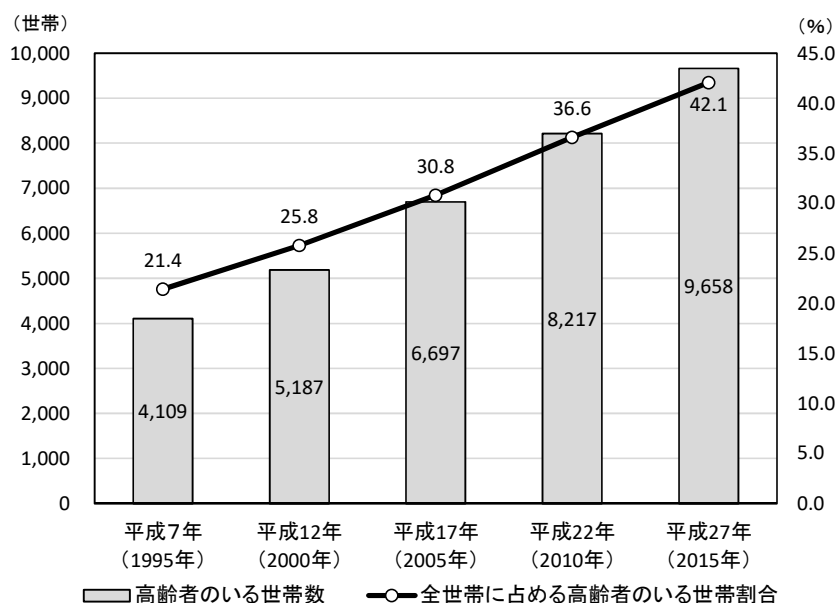
高齢者数は年々増加しており、令和元年（2019年）は16,024人です。高齢化率も平成27年（2015年）の25.9%から令和元年（2019年）には27.3%と1.4ポイント上昇しています。また、総人口に占める75歳以上人口の割合は、平成27年（2015年）の11.3%が令和元年（2019年）には13.9%と2.6ポイント上昇しています。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

③高齢者のいる世帯数の推移

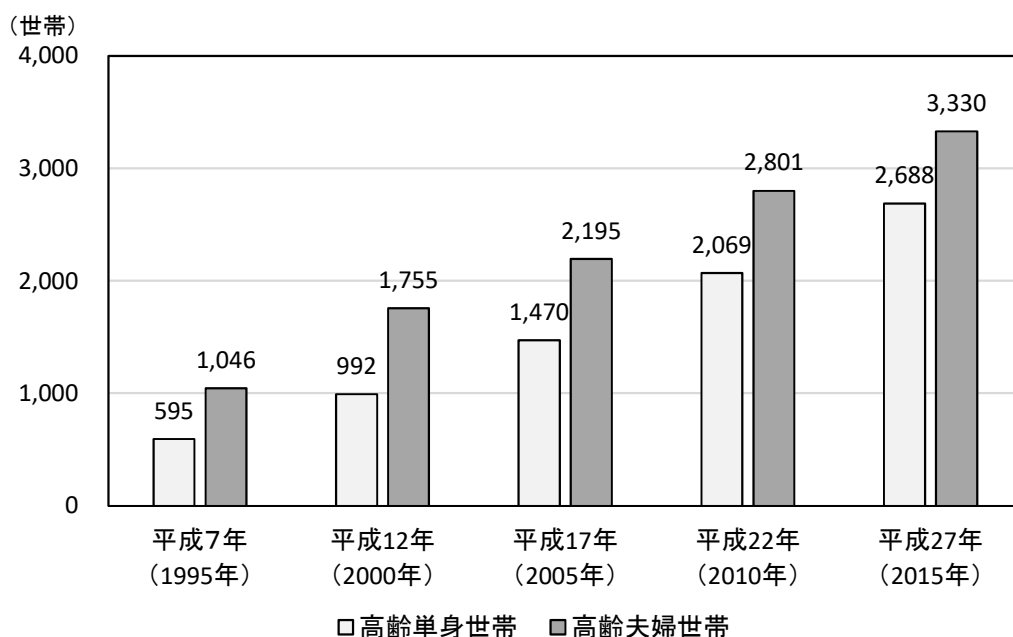
高齢者のいる世帯数は、年々増加しており、平成27年（2015年）は9,658世帯です。全世帯に占める高齢者のいる世帯割合も、平成7年（1995年）の21.4%が平成27年（2015年）には42.1%と20.7ポイント上昇しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④高齢者のいる世帯の形態別世帯数の推移

高齢単身世帯数と高齢夫婦世帯数は、年々増加しています。平成27年（2015年）の高齢単身世帯率は大阪府13.3%に対して、本市は11.7%と1.6ポイント低いですが、高齢夫婦世帯率は大阪府11.2%に対して本市は14.5%と3.3ポイント高くなっています。

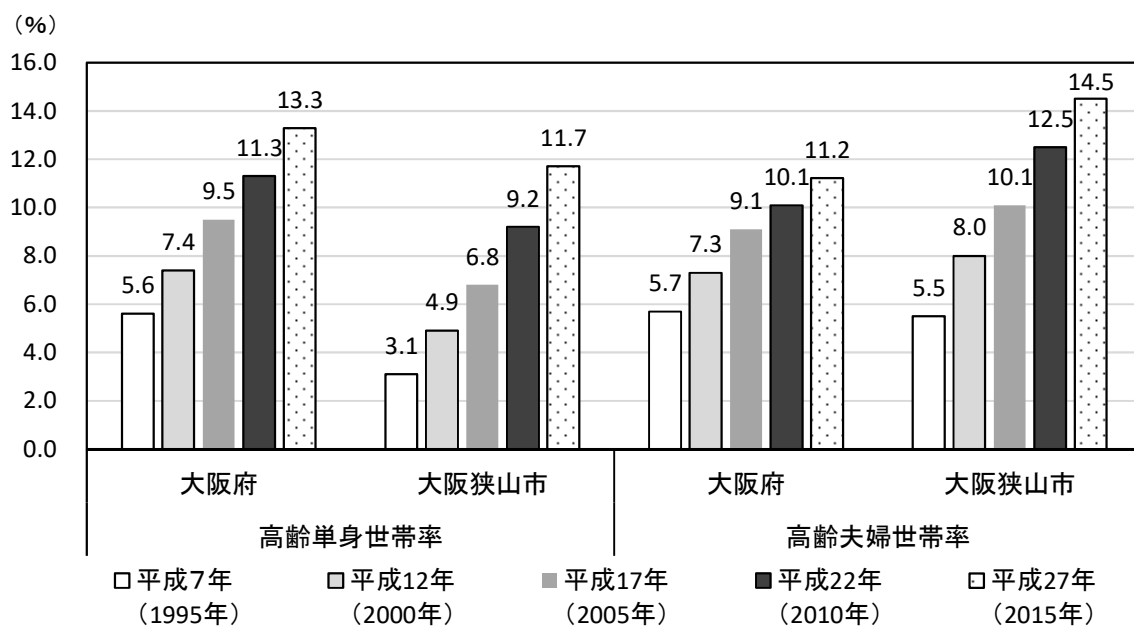


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※高年齢単身世帯：65歳以上の1人のみの世帯

※高年齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯

《参考》高齢者世帯割合の大阪府平均との比較

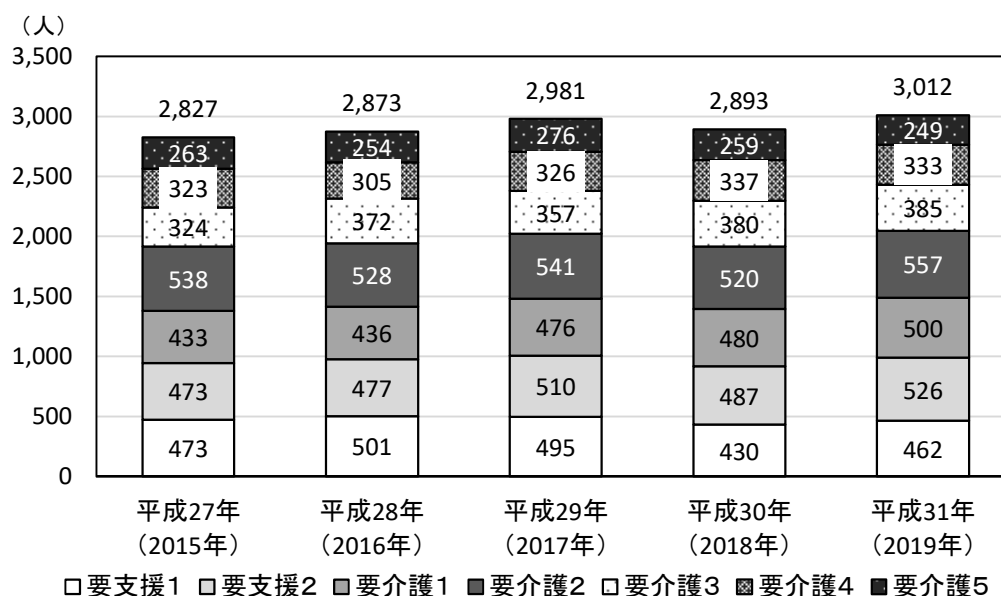


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 支援が必要な人の状況

① 要介護等認定者数

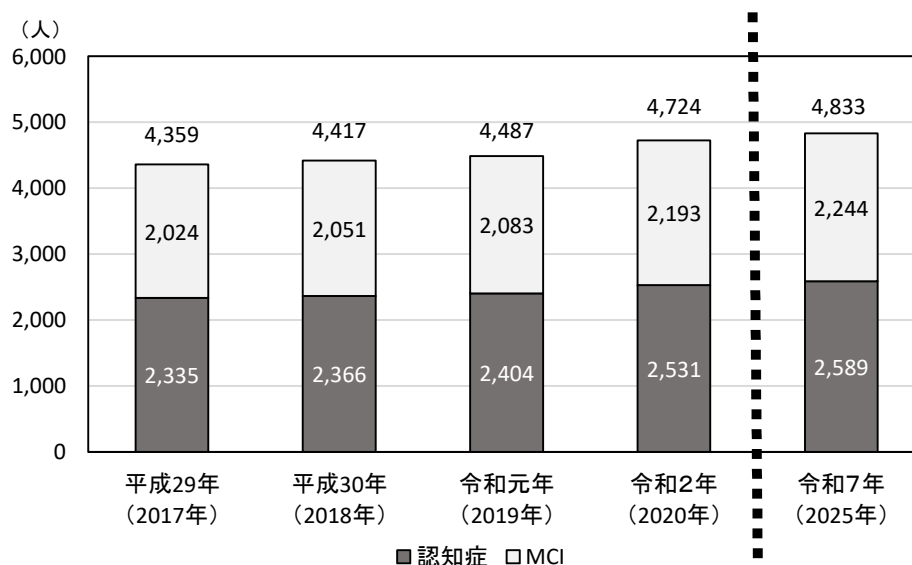
要介護認定^(※)者数は、平成27年(2015年)の2,827人から平成31年(2019年)は3,012人に増加しています。要介護度別でみると、要介護3と要介護1は平成27年(2015年)から平成31年(2019年)にかけて約1.2倍と特に増加しています。



資料：介護保険事業状況報告月報（各年3月月報）

② 認知症高齢者の推移（推計値）

認知症高齢者の推計値を見ると、将来、認知症になる可能性のある軽度認知障がい（MCI）^(※)を含む認知症有病者数は、令和元年(2019年)時点では4,487人、令和7年(2025年)には4,833人に増加すると推定されています。

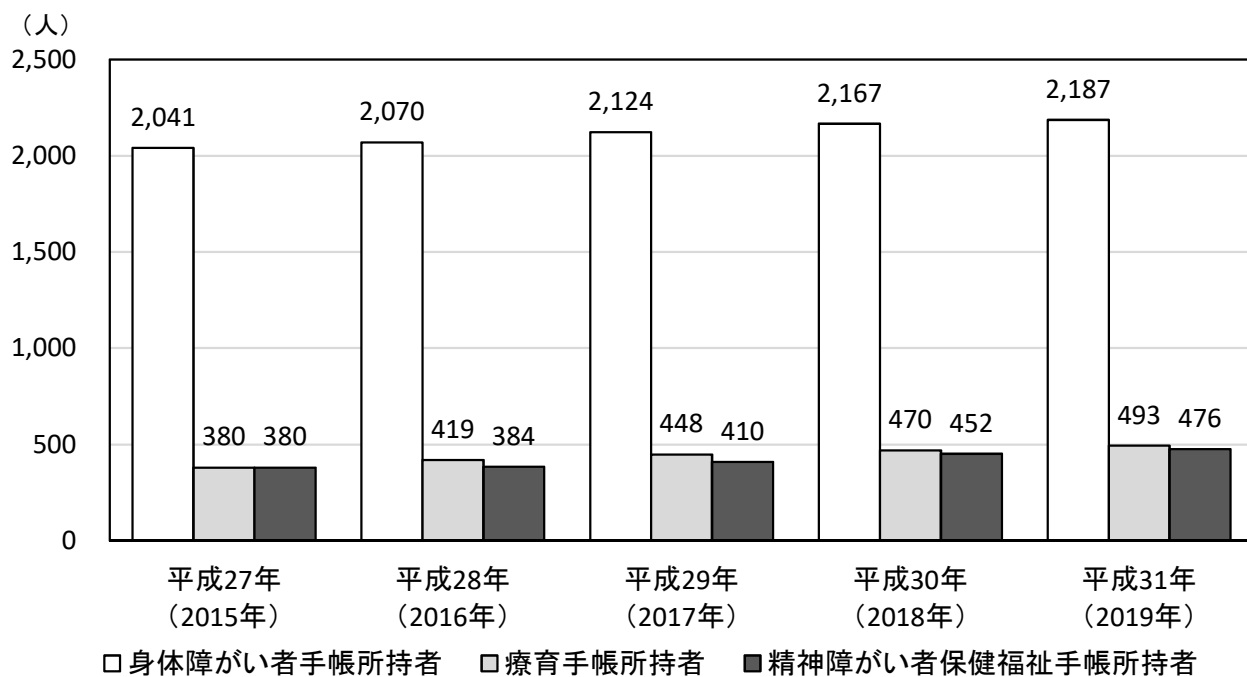


資料：大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画

※厚生労働省の研究班が推計した全国認知症有病率（認知症15%、MCI13%）と本市の高齢者人口をもとに推計

③障がいのある人の状況

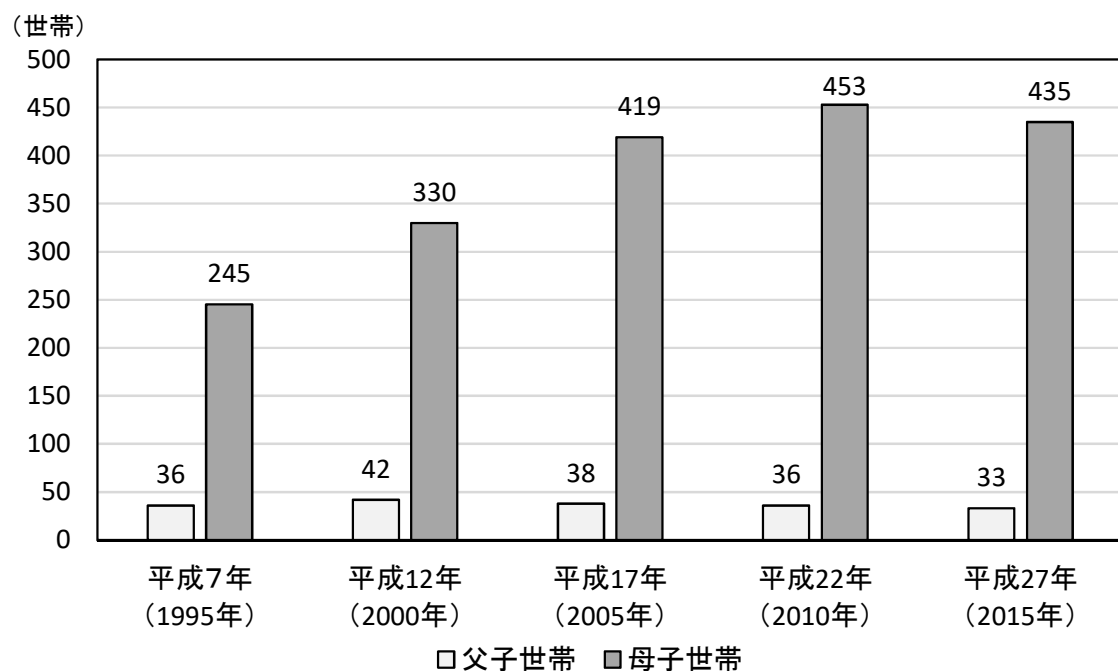
障がい者手帳所持数は、年々増加しています。平成31年（2019年）は、身体障がい者手帳^(※)所持者で2,187人、療育手帳^(※)所持者数で493人、精神障がい者保健福祉手帳^(※)所持者数で476人となっています。



資料：大阪狭山市（各年3月末現在）

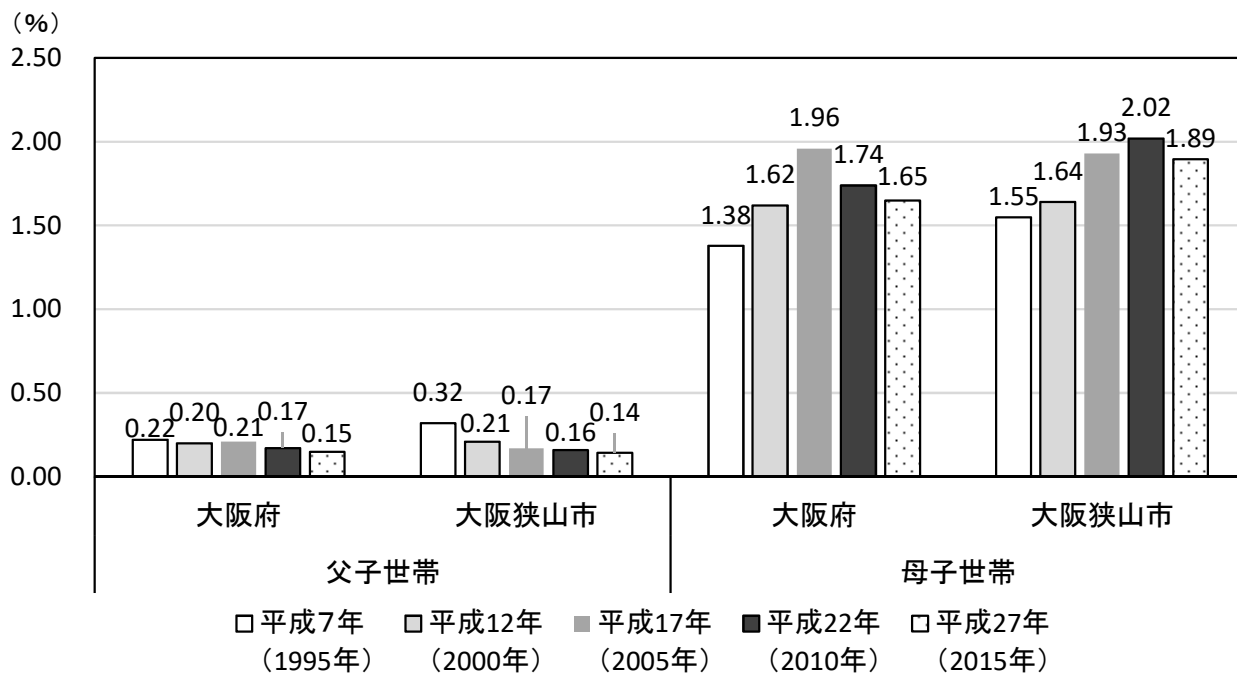
④ひとり親世帯

母子世帯は平成22年（2010年）まで年々増加しており、平成27年（2015年）は435世帯でほぼ横ばいとなっています。父子世帯は横ばいとなっており、平成27年（2015年）は33世帯となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

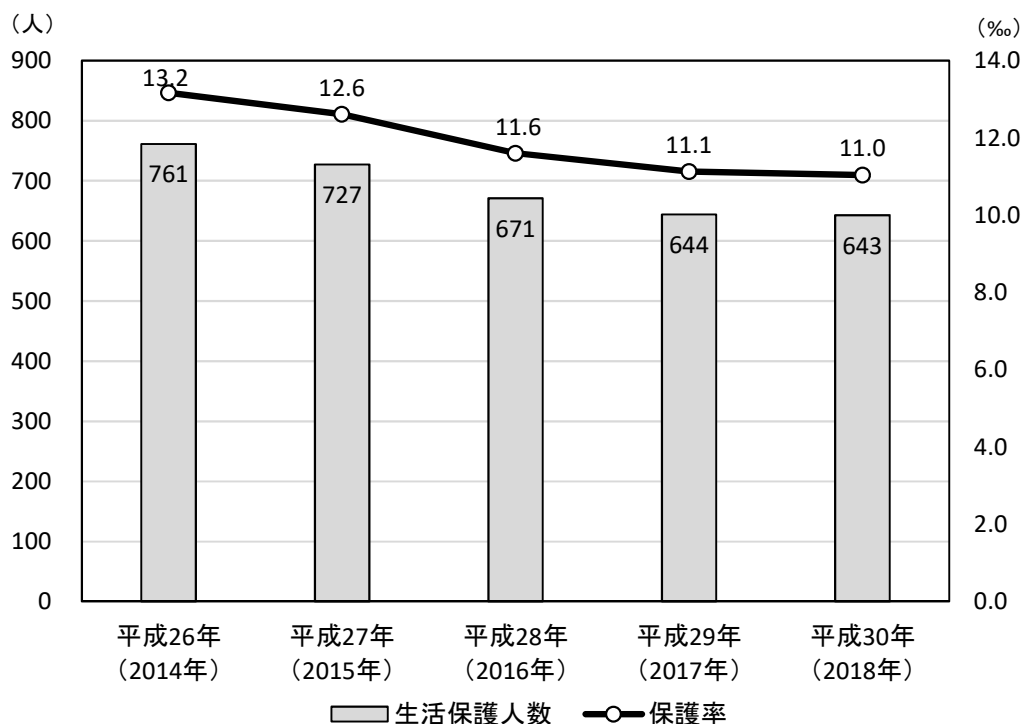
《参考》ひとり親世帯割合の大阪府平均の比較



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑤生活保護人数

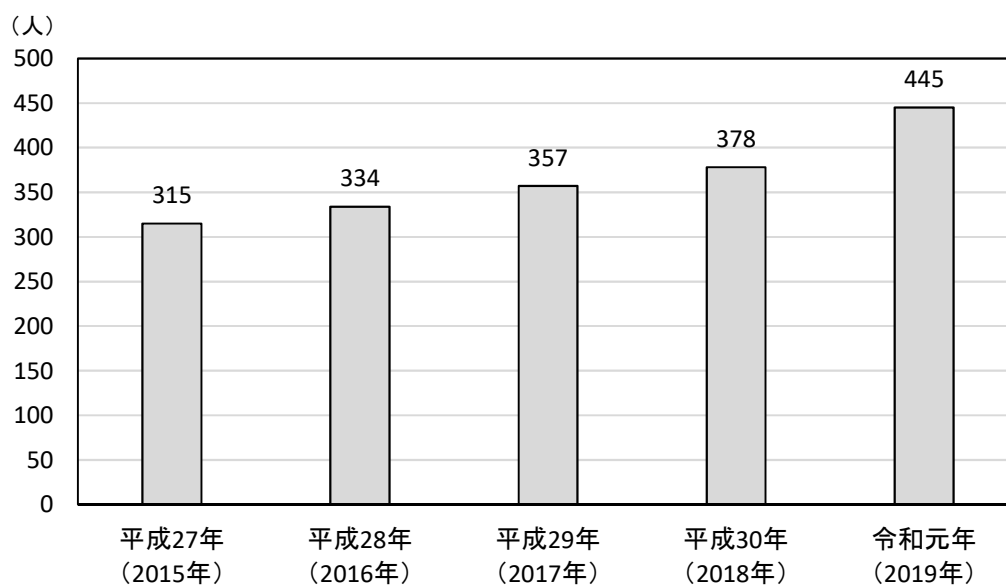
生活保護人数は減少しており、平成 30 年（2018 年）で 643 人となっています。保護率（人口 1,000 人あたりの被保護者数）も年々減少しており、平成 30 年（2018 年）で 11.0‰となっています。



資料：事務事業概要実績報告書（各年 3 月末現在）

⑥外国人の状況

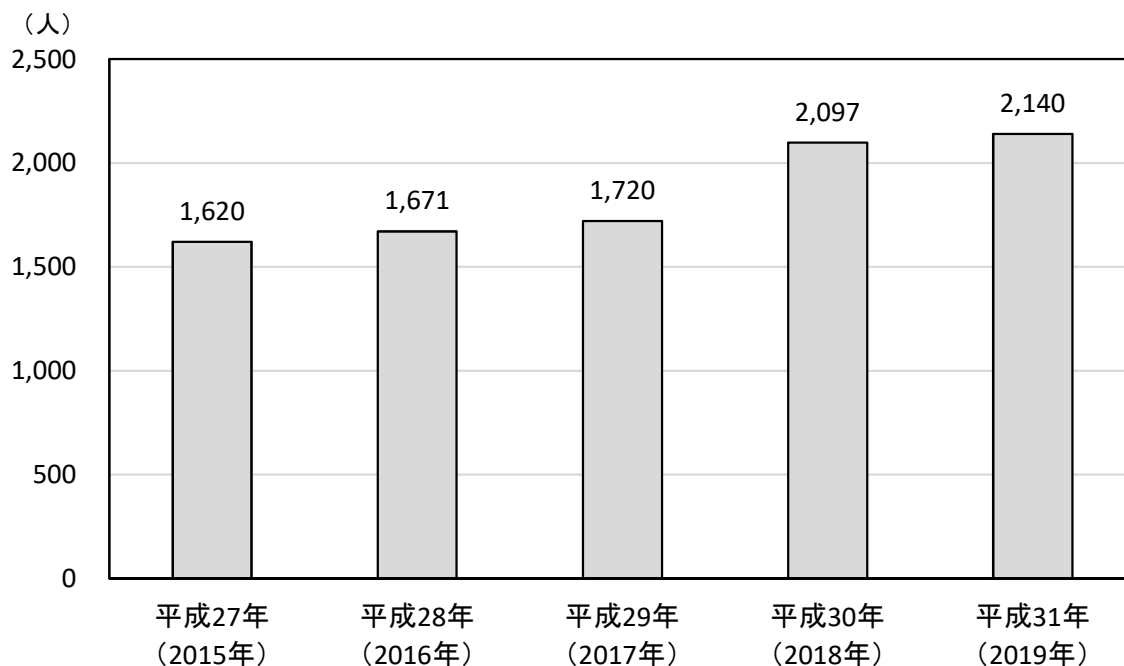
外国人住民の数は年々増加しており、令和元年（2019 年）で 445 人となっています。平成 27 年（2015 年）から令和元年（2019 年）にかけて 1.4 倍に増加しています。



資料：住民基本台帳（各年 9 月末現在）

⑦避難行動要支援者登録者の状況

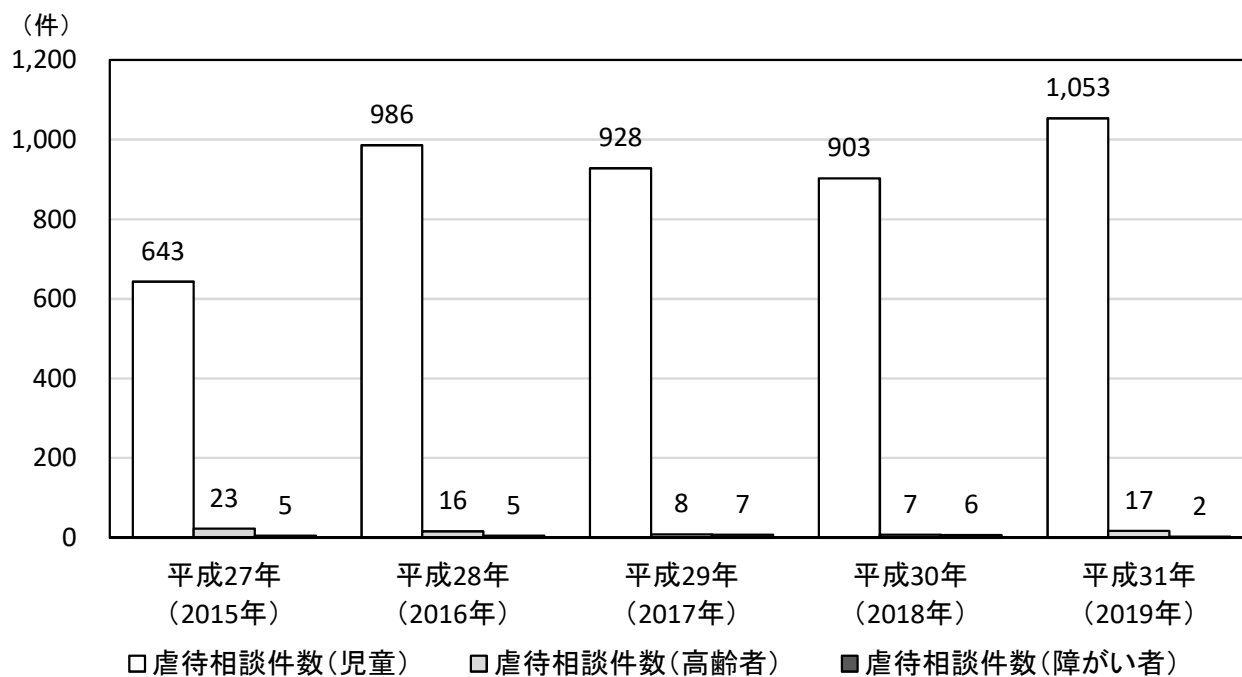
避難行動要支援者登録数は年々増加しており、平成31年（2019年）は2,140人となっています。



資料：大阪狭山市（各年3月末現在）

⑧虐待相談件数の状況

虐待相談の延件数（児童）は各年で増減していますが、平成31年（2019年）は1,053件と平成27年（2015年）から400件程度増加しています。なお、平成31年（2019年）の虐待相談の延件数（高齢者）は17件、虐待相談の延件数（障がい者）は2件となっています。



資料：大阪狭山市（各年3月末現在）

(4) 地域福祉の担い手などの状況

地域福祉の担い手などの動向は、下表のとおりです。市社会福祉協議会^(※) ボランティアセンターのボランティア数、育児ボランティア（ぽっぽえん）数、自主防災組織^(※) 結成区域内の世帯数、認知症サポーター^(※) 数、サロンなどの居場所・交流拠点数は増加傾向にあります。一方、自治会（地区会）等加入世帯数、老人クラブ会員数、こども会加入者数は減少傾向にあります。

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)
民生委員・児童委員 ^(※) (人)	87	87	87	89	86
地区福祉委員 ^(※) (人)	438	443	440	458	432
市民活動支援センター ^(※) ボランティア登録者数 (人)	153	165	179	167	152
市社会福祉協議会 ^(※) ボランティアセンターボランティア数 (人)	404	416	446	538	586
育児ボランティア（ぽっぽえん）数 (人)	106	118	130	134	149
育児支援家庭訪問事業 ^(※) の支援員数 (人)	11	11	11	12	14
認定子育てサポーター ^(※) 数 (人)	64	101	97	96	111
まちライブラリーサポーター ^(※) 数 (人)	-	-	-	-	15
自治会（地区会）等数	81	82	82	84	85
自治会（地区会）等加入世帯数	15,568	15,304	15,304	14,888	14,947
自主防災組織 ^(※) 数	38	41	43	43	44
自主防災組織 ^(※) 結成区域内の世帯数	11,514	12,480	12,816	12,816	12,965
老人クラブ団体数	48	47	47	46	44
老人クラブ会員数 (人)	2,920	2,769	2,717	2,698	2,450
こども会団体数	13	12	12	12	12
こども会加入者数 (人)	486	453	408	363	337
認知症サポーター ^(※) 数 (人)	4,051	4,865	5,511	6,755	8,211
その他サロンなどの居場所・交流拠点などの数	39	38	38	44	49
NPO 法人 ^(※) 数	21	21	22	23	23

資料：大阪狭山市（各年 3 月末現在）

資料2 地域福祉に関するアンケート調査結果の概要

(1) 各アンケート調査の実施概要

①調査目的

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する意識や考えなどを把握し、策定の基礎資料とするために、「(1) 本市在住の市民」、「(2) 地区福祉委員^(※)や民生委員・児童委員^(※)などの福祉関係者」を対象に、本調査を実施しました。

②調査項目

(a) 市民

- ①回答者の基本属性
- ②住んでいる地域について
- ③地域課題とその解決方法について
- ④相談や福祉に関する情報について
- ⑤福祉ボランティアなどに関する考え方について
- ⑥災害について
- ⑦これからの大阪狭山市について

(b) 福祉関係者

- ①回答者の基本属性
- ②地域や福祉に関する意識について
- ③地域福祉活動の状況や活動に対する意識について
- ④地域力について
- ⑤行政や社会福祉協議会^(※)、福祉事業者などの地域福祉を支える仕組みについて

③調査設計及び回収結果

	(1) 市民	(2) 福祉関係者
調査対象	本市在住の18歳以上の市民	各小学校区の地区福祉委員 ^(※) や民生委員・児童委員 ^(※) をはじめとしたボランティア活動に参加する市民
調査方法	2,000人を実無作為抽出し、アンケート用紙を郵送で配付・回収	福祉関係者500人に対し、アンケート用紙を郵送で配付・回収
調査期間	平成31年(2019年)2月～平成31年(2019年)3月	
回収結果	回収数：822人 回収率：41.1%	回収数：356人 回収率：71.2%

④調査結果を見る上での注意点

- ・図表中の「n」とは、集計対象実数（あるいは該当対象者実数）を指します。複数回答を求めた設問では、集計対象実数と該当対象者実数の合計値が異なります。
- ・図表の数値(%)は、すべて小数第2位を四捨五入して表示しています。そのため、単数回答を求めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えます。
- ・無記入、回答の読み取りが著しく困難な場合、一つまでの回答を求めている設問に対し二つ以上回答していた場合は「不明・無回答」として処理しています。
- ・グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。
- ・前回調査は平成26年(2014年)10月に実施しています。

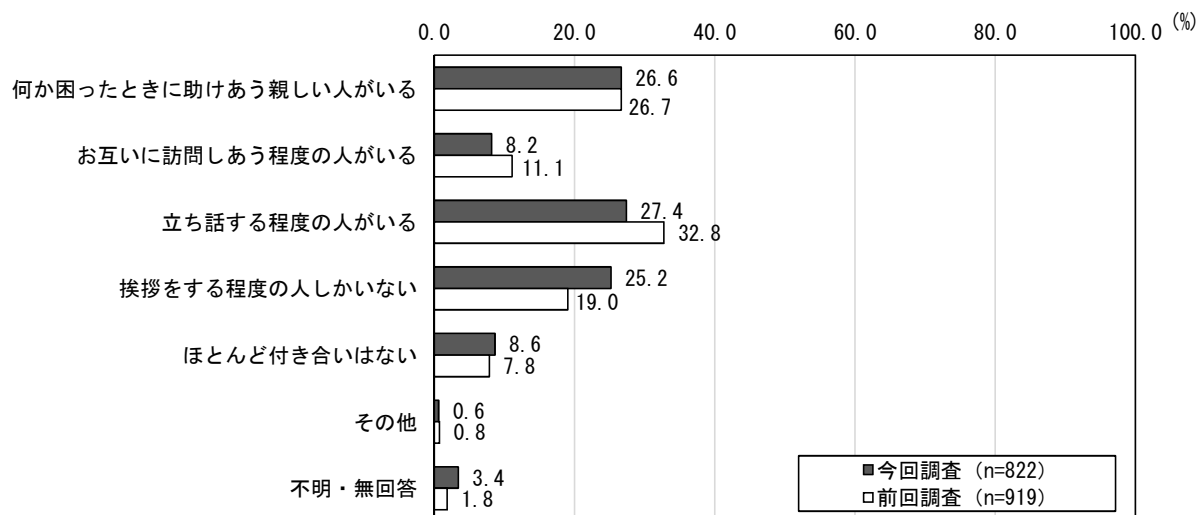
(2) 市民対象アンケート調査の結果概要

① ご近所との関係

「立ち話する程度の人がある」が27.4%で最も多く、次いで「何か困ったときに助けあう親しい人がある」が26.6%、「挨拶をする程度の人しかいない」が25.2%となっています。

前回と比較すると、「挨拶をする程度の人しかいない」が前回より6.2ポイント増加しています。「お互いに訪問しあう程度の人がある」「立ち話する程度の人がある」は、前回よりそれぞれ2.9ポイント、5.4ポイント減少しています。

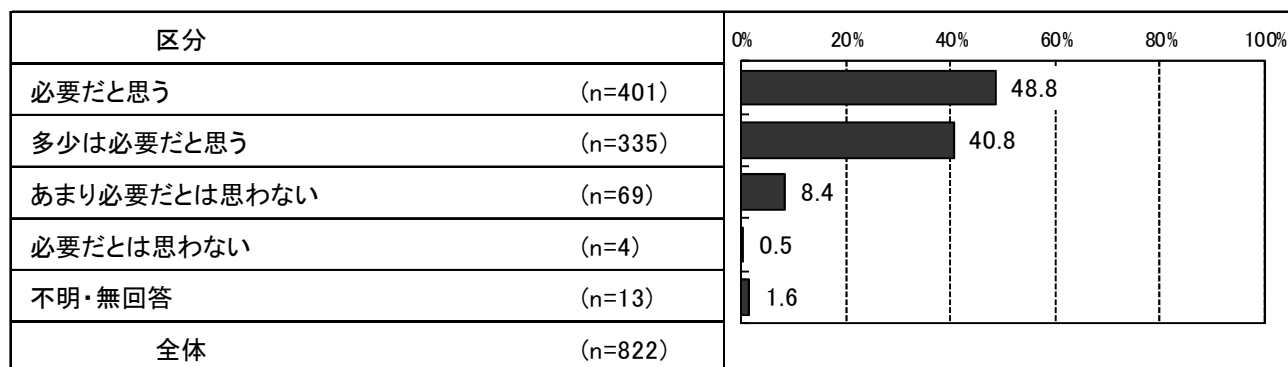
【図1-1】



② ご近所付き合いの必要性

「必要だと思う」が48.8%で最も多く、次いで「多少は必要だと思う」が40.8%、「あまり必要だとは思わない」が8.4%となっています。必要（「必要だと思う」と「多少は必要だと思う」の和）が89.6%と約9割を占めます。

【図1-2】

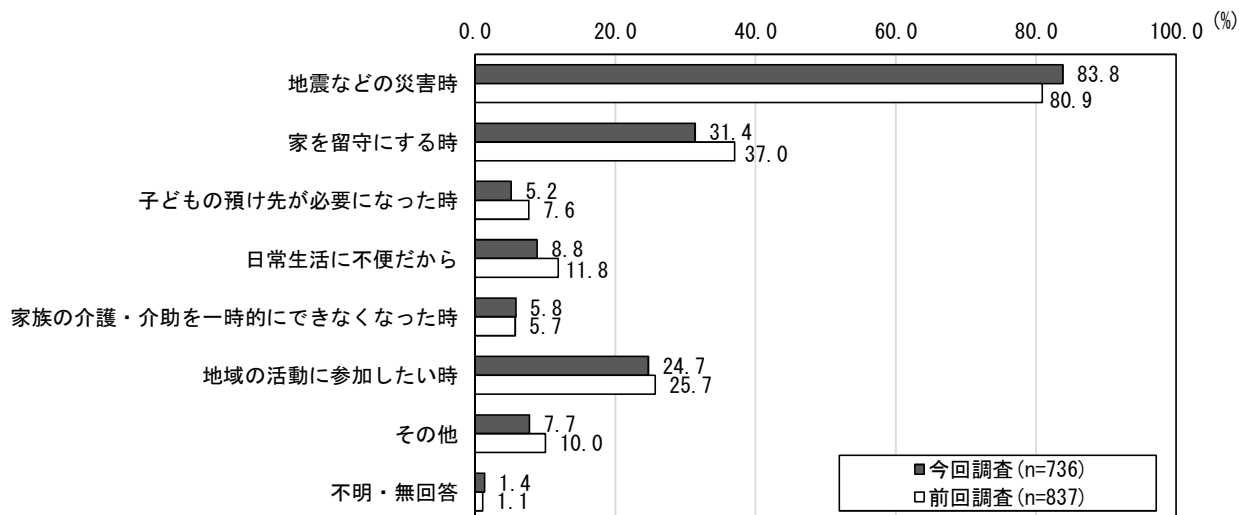


③ ご近所付き合いが必要と感じる状況

「地震などの災害時」が83.8%で最も多く、次いで「家を留守にする時」が31.4%、「地域の活動に参加したい時」が24.7%となっています。

前回と比較すると、「家を留守にする時」「子どもの預け先が必要になった時」は、前回よりそれぞれ5.6ポイント、2.4ポイント減少しています。

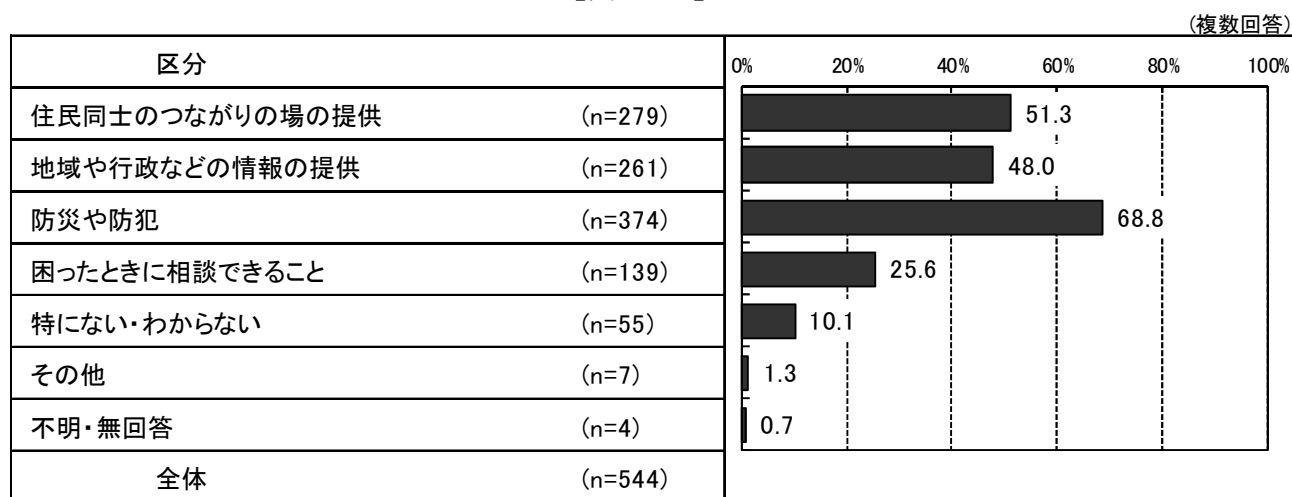
【図 1-3】



④ 自治会に期待する活動

「防災や防犯」が68.8%で最も多く、次いで「住民同士のつながりの場の提供」が51.3%、「地域や行政などの情報の提供」が48.0%となっています。

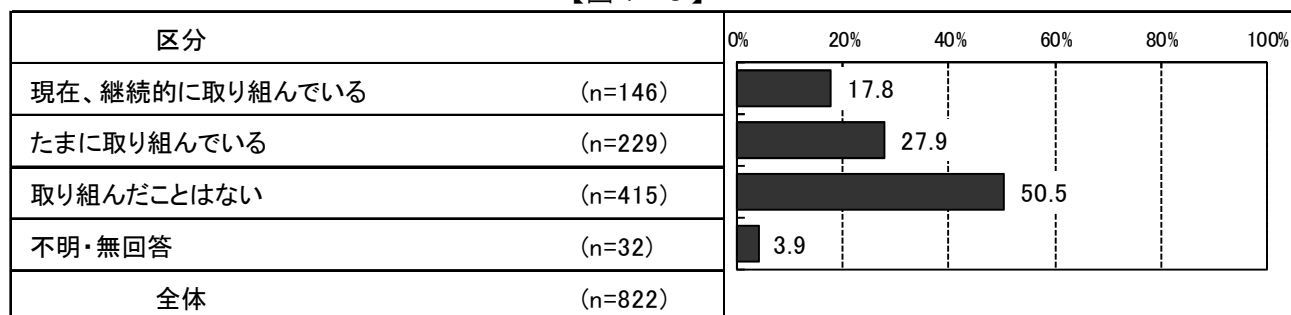
【図 1-4】



⑤地域行事や地域活動などの参加・活動状況

「取り組んだことはない」が50.5%で最も多く、次いで「たまに取り組んでいる」が27.9%、「現在、継続的に取り組んでいる」が17.8%となっています。取り組んでいる（「現在、継続的に取り組んでいる」と「たまに取り組んでいる」の和）は45.7%となっています。

【図1-5】

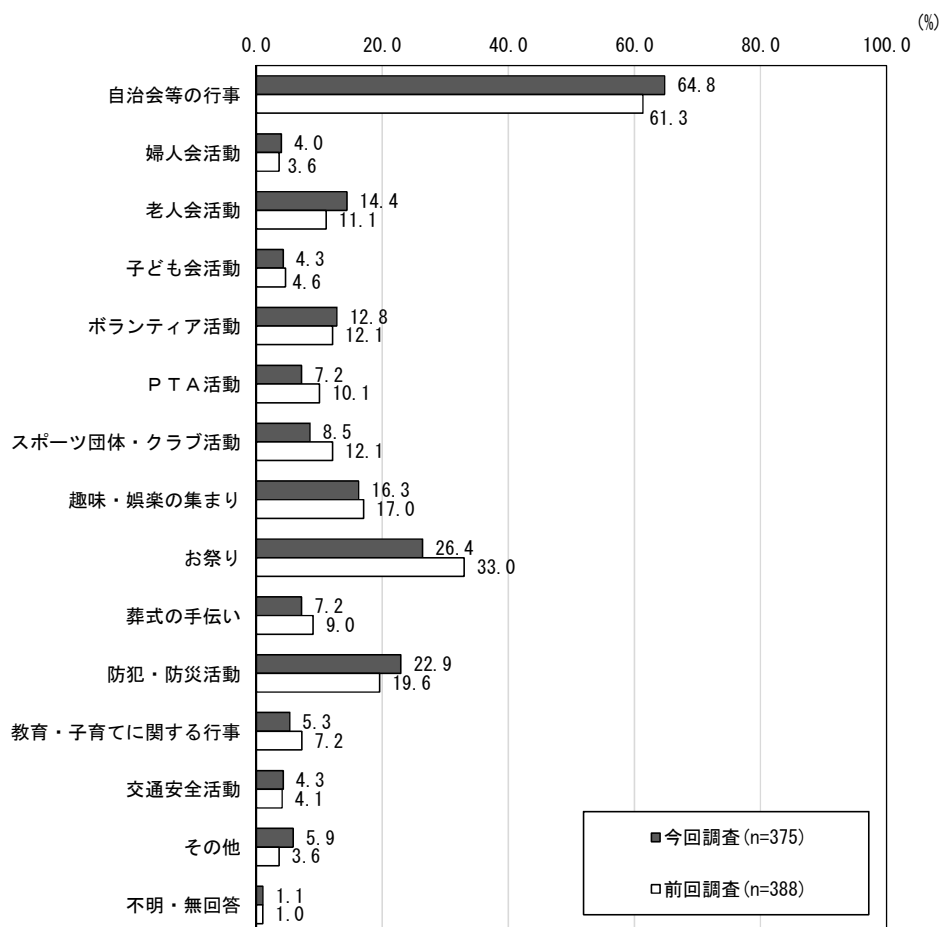


⑥参加したり取り組んでいる地域活動

「自治会等の行事」が64.8%で最も多く、次いで「お祭り」が26.4%、「防犯・防災活動」が22.9%となっています。

前回と比較すると、「お祭り」が前回より6.6ポイント減少しています。

【図1-6】

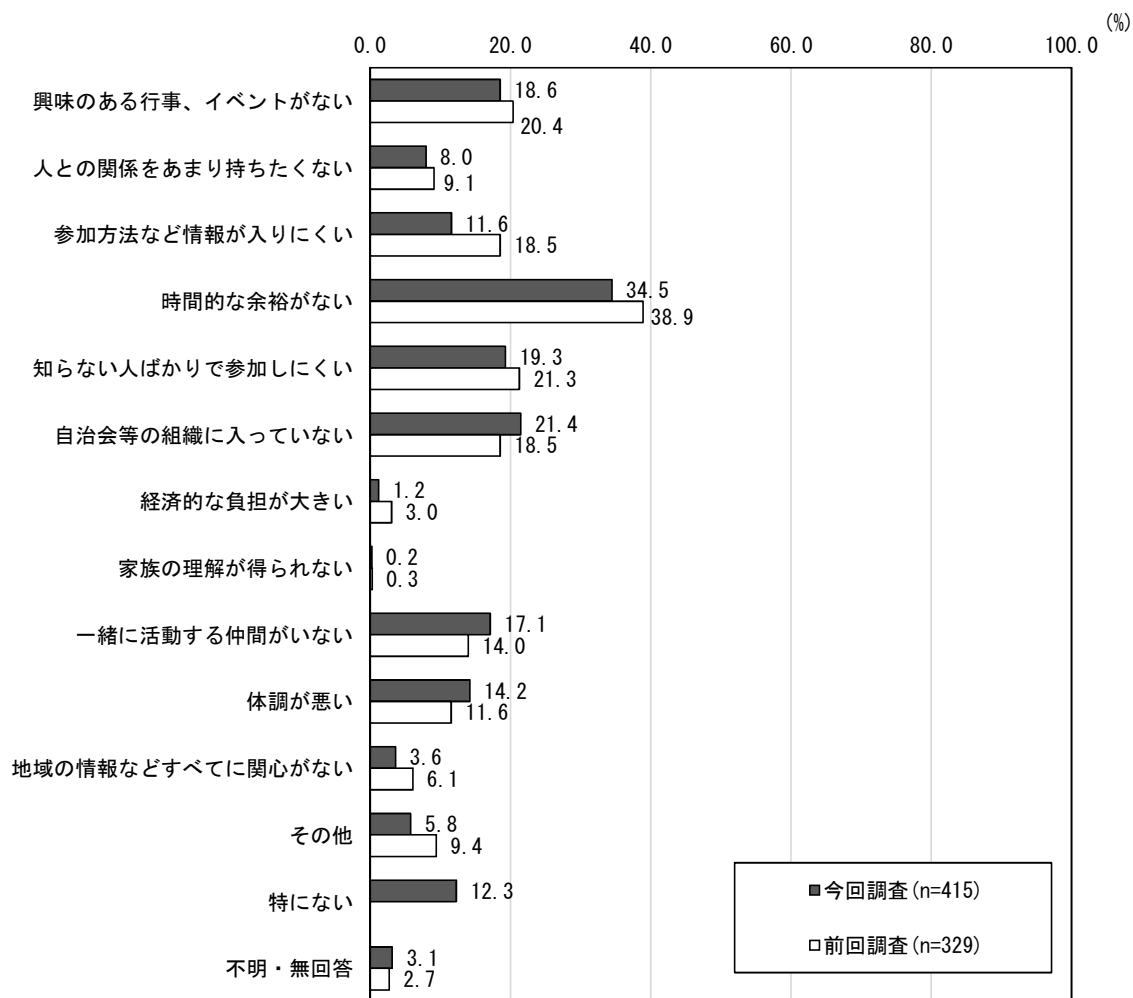


⑦地域活動に取り組んでいない理由

「時間的な余裕がない」が 34.5%で最も多く、次いで「自治会等の組織に入っていない」が 21.4%、「知らない人ばかりで参加しにくい」が 19.3%となっている。

前回と比較すると、「参加方法など情報が入りにくい」が前回より 6.9 ポイント減少しています。

【図 1－7】

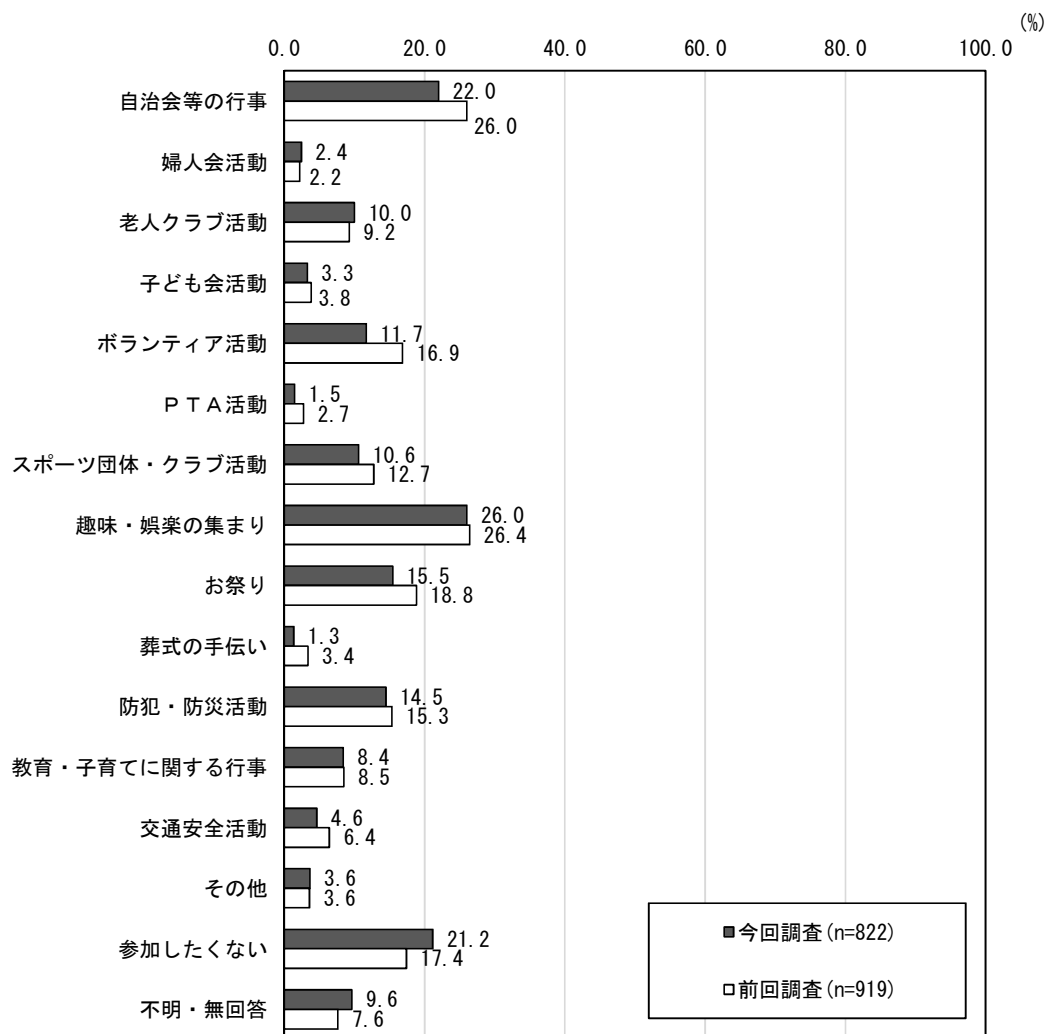


⑧今後参加したい地域行事や地域活動

「趣味・娯楽の集まり」が26.0%で最も多く、次いで「自治会等の行事」が22.0%、「参加したくない」が21.2%となっています。

前回と比較すると、「参加したくない」が前回より3.8ポイント増加しています。「ボランティア活動」「葬式の手伝い」は、前回よりそれぞれ5.2ポイント、2.1ポイント減少しています。

【図1-8】

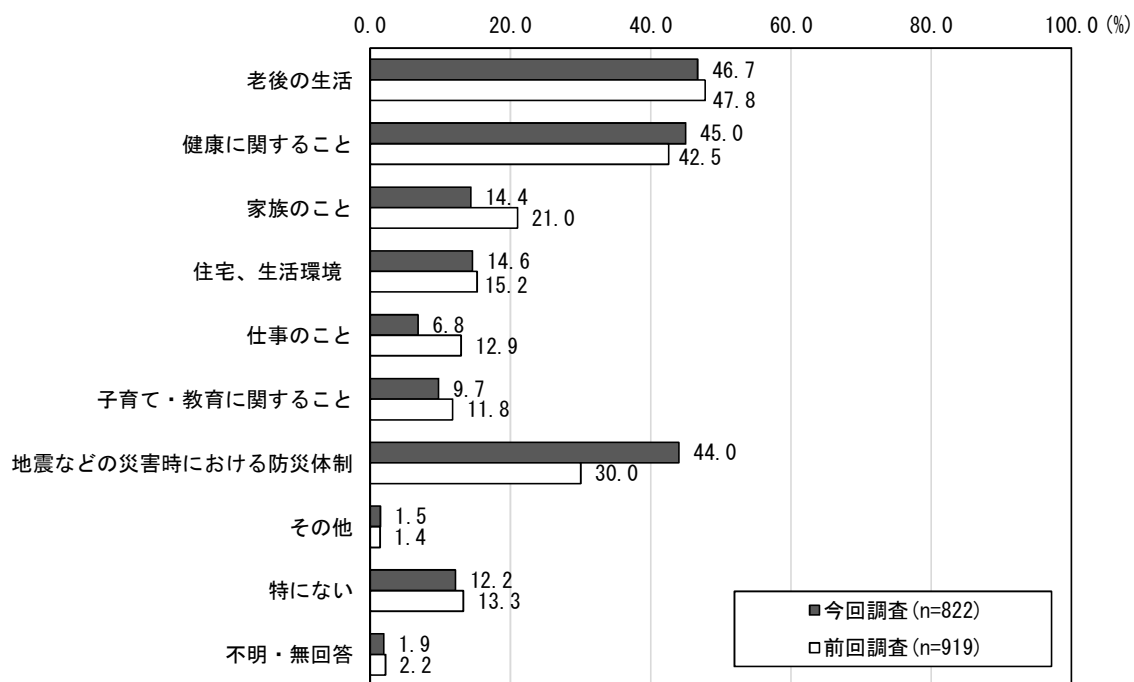


⑨現在不安に思っていること

「老後の生活」が46.7%で最も多く、次いで「健康に関すること」が45.0%、「地震などの災害時における防災体制」が44.0%となっています。

前回と比較すると、「地震などの災害時における防災体制」が前回より14.0ポイント増加しています。「家族のこと」「仕事のこと」は、前回よりそれぞれ6.6ポイント、6.1ポイント減少しています。

【図1-9】

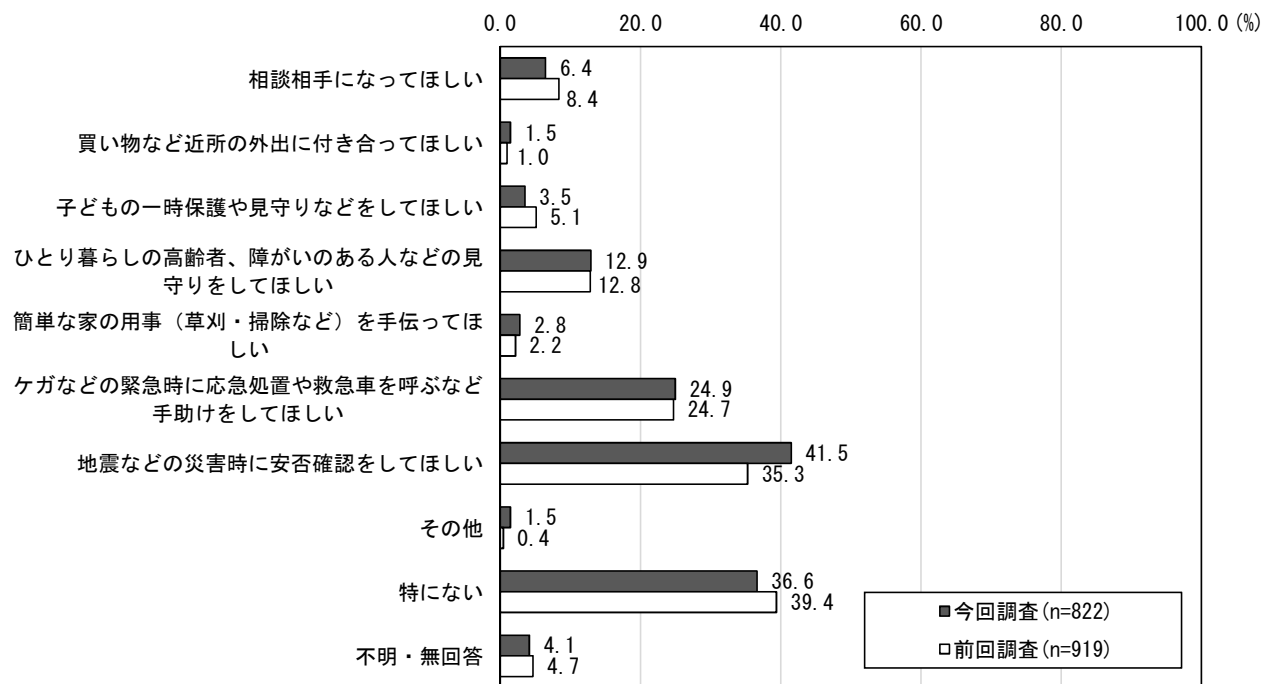


⑩今後のご近所付き合いで手助けしてほしいこと

「地震などの災害時に安否確認をしてほしい」が 41.5%で最も多く、次いで「特にない」が 36.6%、「ケガなどの緊急時に応急処置や救急車を呼ぶなど手助けをしてほしい」が 24.9%となっています。

前回と比較すると、「地震などの災害時に安否確認をしてほしい」が前回より 6.2 ポイント増加しています。

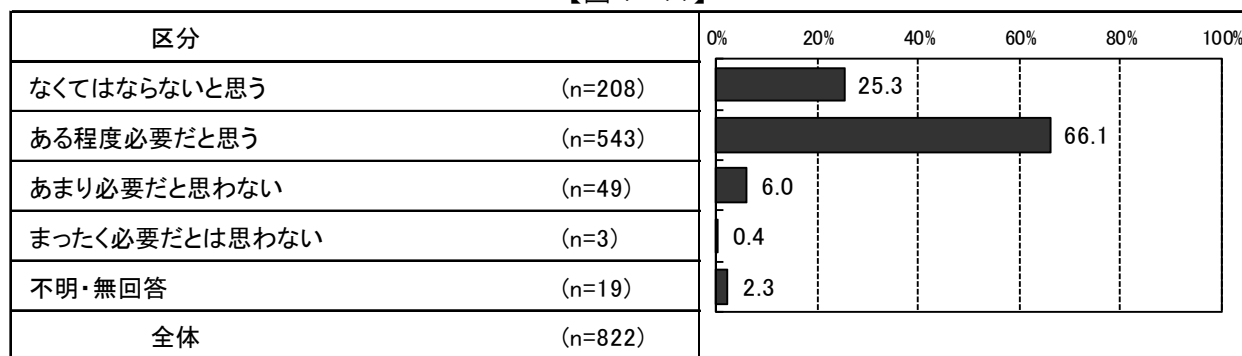
【図 1-10】



⑪住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性

「ある程度必要だと思う」が66.1%で最も多く、次いで「なくてはならないと思う」が25.3%、「あまり必要だと思わない」が6.0%となっています。必要（「なくてはならないと思う」と「ある程度必要だと思う」の和）が91.4%と9割を超えます。

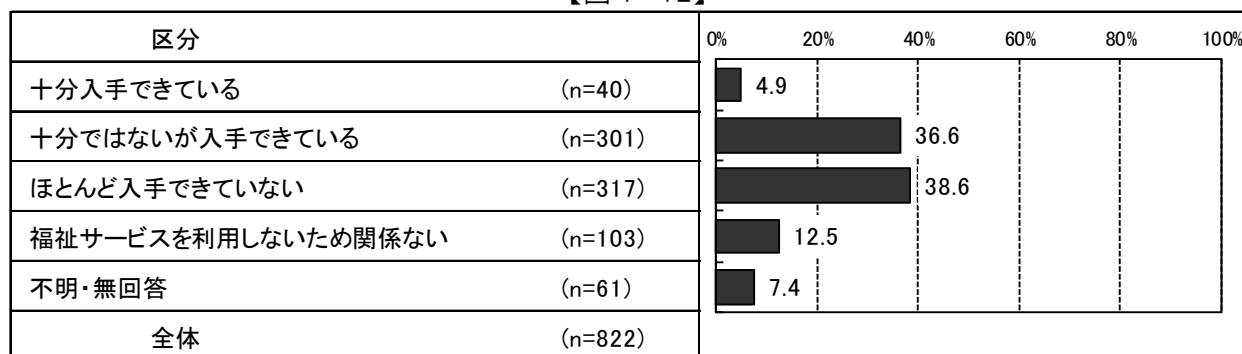
【図 1-11】



⑫入手できている福祉サービス^(※)の情報量

「ほとんど入手できていない」が38.6%で最も多く、次いで「十分ではないが入手できている」が36.6%、「福祉サービス^(※)を利用しないため関係ない」が12.5%となっています。入手できている（「十分入手できている」と「十分ではないが入手できている」の和）は41.5%となっています。

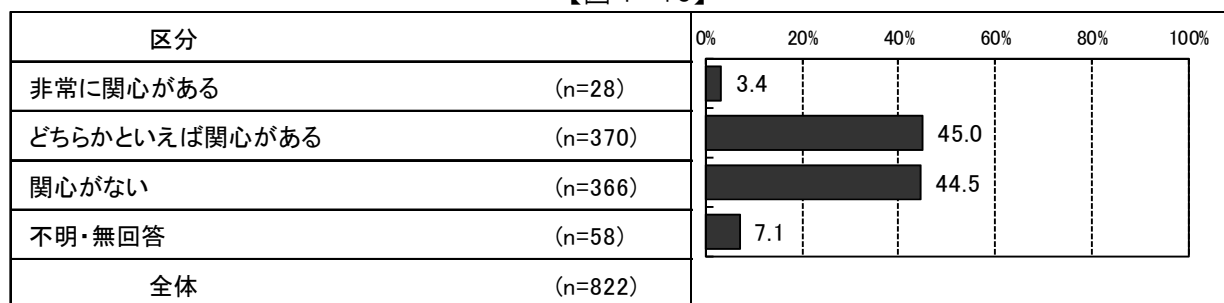
【図 1-12】



⑬福祉ボランティアの関心度

「どちらかといえば関心がある」が45.0%で最も多く、次いで「関心がない」が44.5%、「非常に関心がある」が3.4%となっています。関心がある（「非常に関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の和）は48.4%と半数程度となっています。

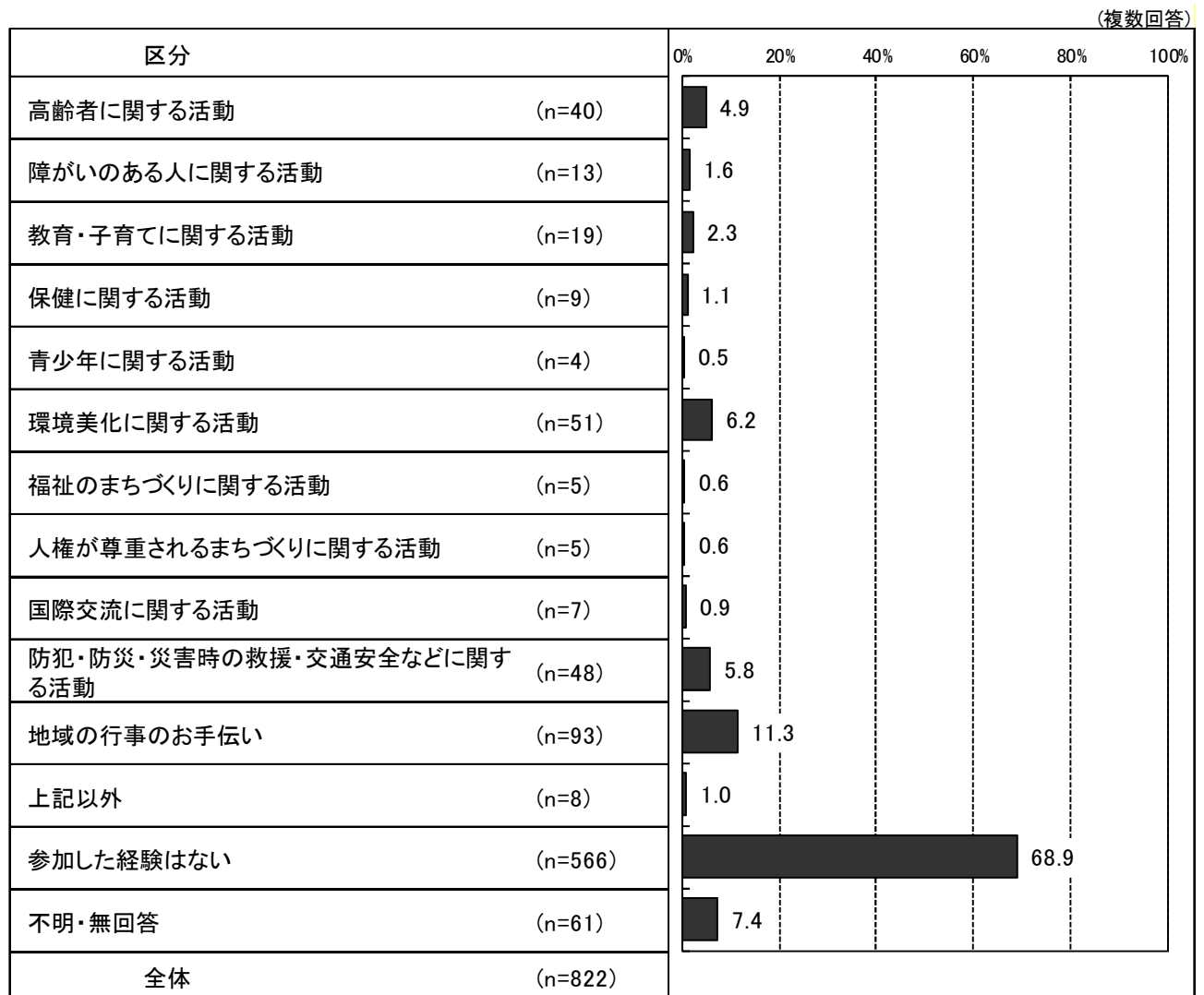
【図 1-13】



⑭参加したことがある NPO（※）やボランティア活動

「参加した経験はない」が 68.9%で最も多く、次いで「地域の行事のお手伝い」が 11.3%、「環境美化に関する活動」が 6.2%となっています。

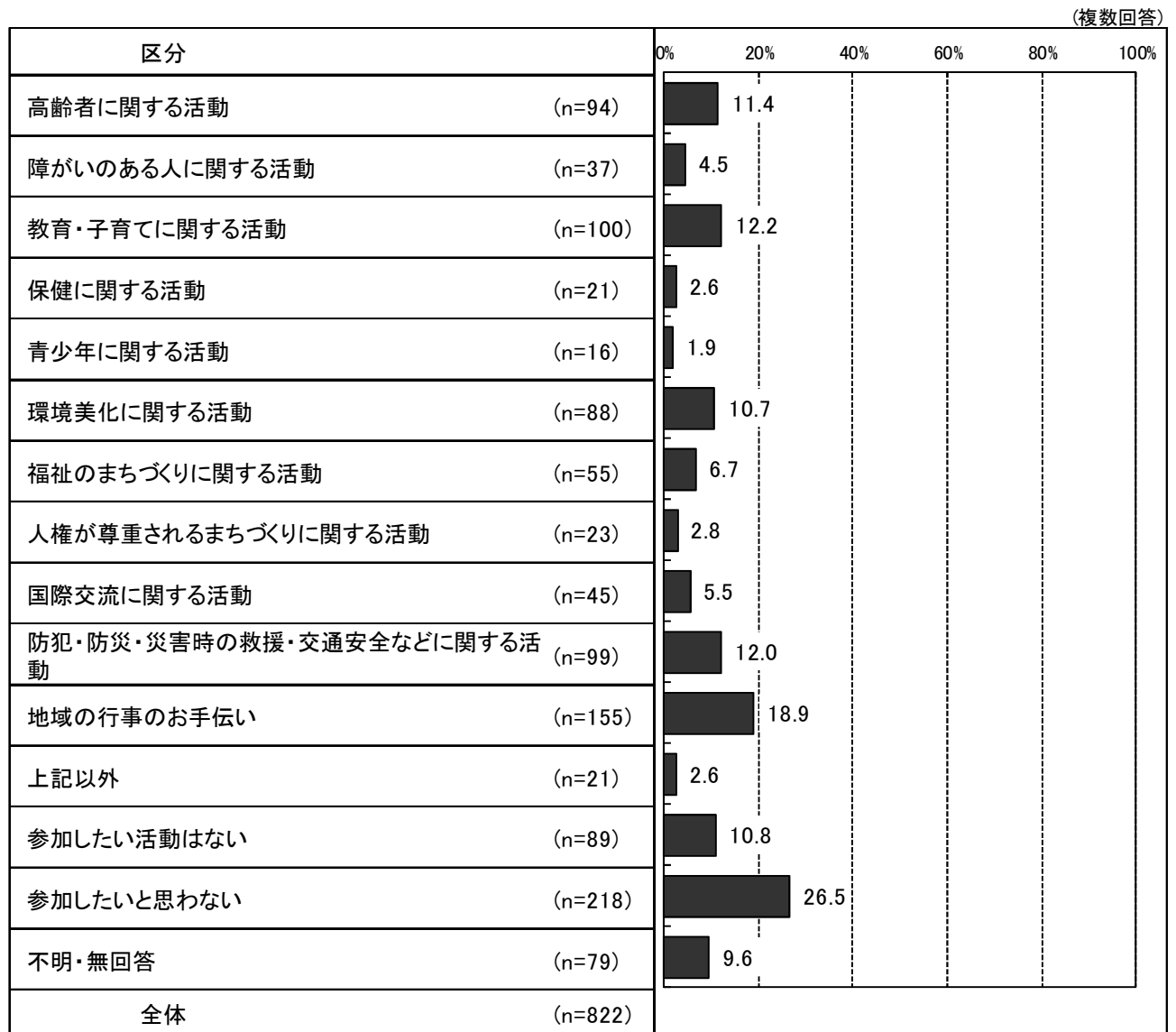
【図 1-14】



⑮今後参加したいNPO^(※)やボランティア活動

「参加したいと思わない」が26.5%で最も多く、次いで「地域の行事のお手伝い」が18.9%、「教育・子育てに関する活動」が12.2%となっています。

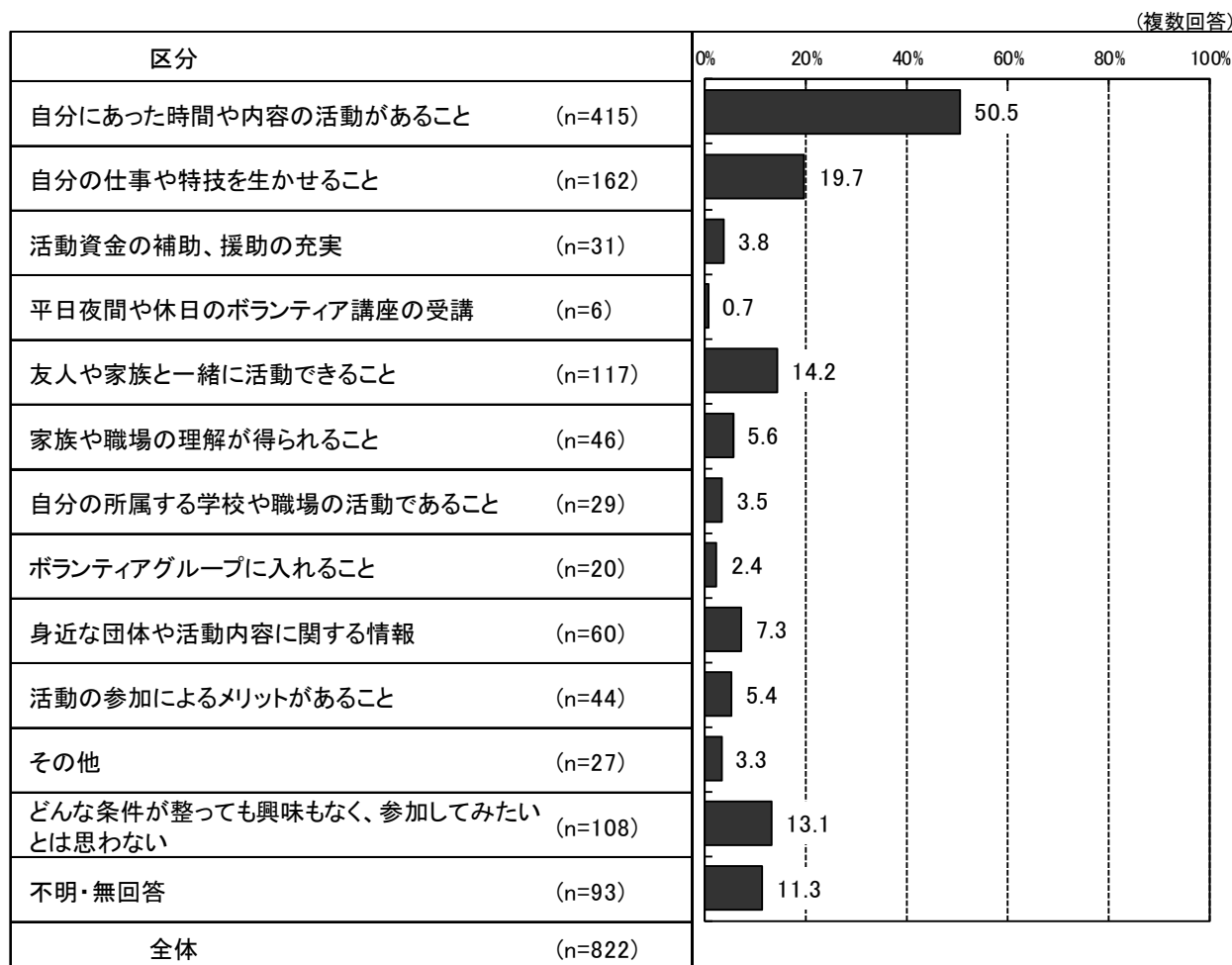
【図1-15】



⑩NPO^(※)やボランティア活動に参加しやすくなる条件

「自分にあった時間や内容の活動があること」が50.5%で最も多く、次いで「自分の仕事や特技を生かせること」が19.7%、「友人や家族と一緒に活動できること」が14.2%となっています。

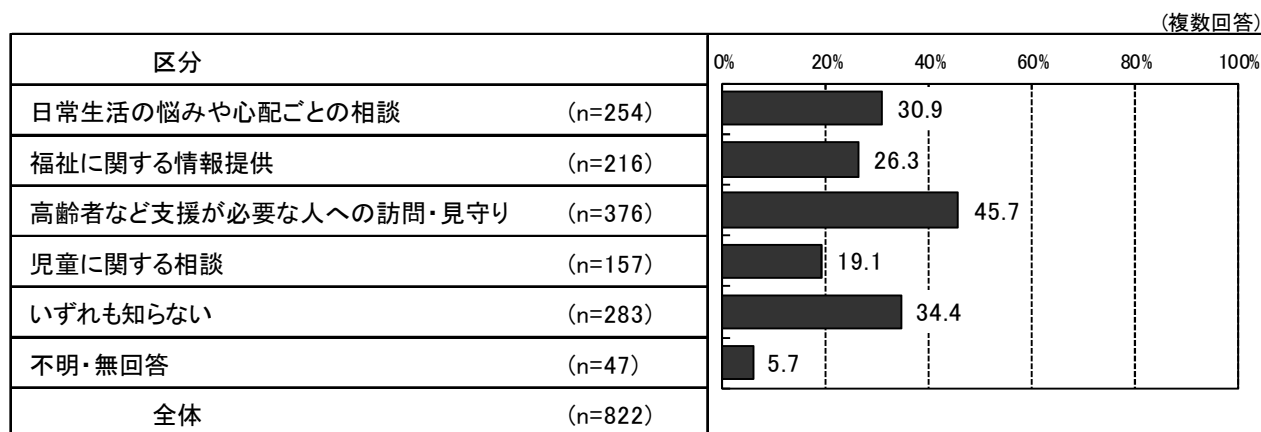
【図1-16】



⑪民生委員・児童委員^(※)の活動で知っている内容

「高齢者など支援が必要な人への訪問・見守り」が45.7%で最も多く、次いで「いずれも知らない」が34.4%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が30.9%となっています。

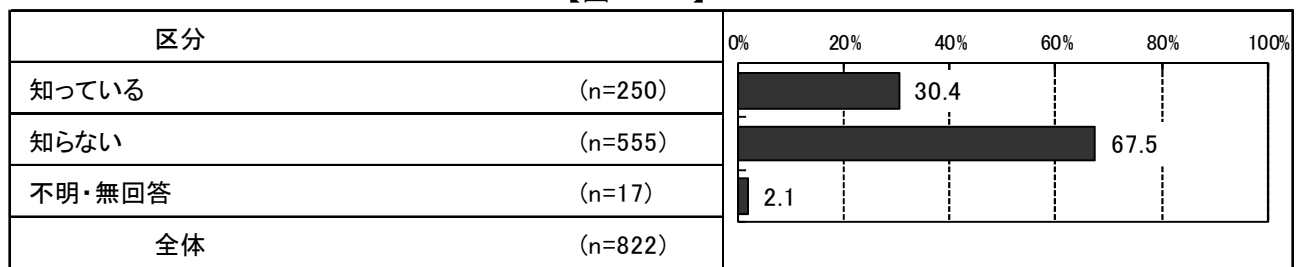
【図1-17】



⑮居住地区の担当民生委員・児童委員（※）の認知状況

「知らない」が67.5%、「知っている」が30.4%となっています。

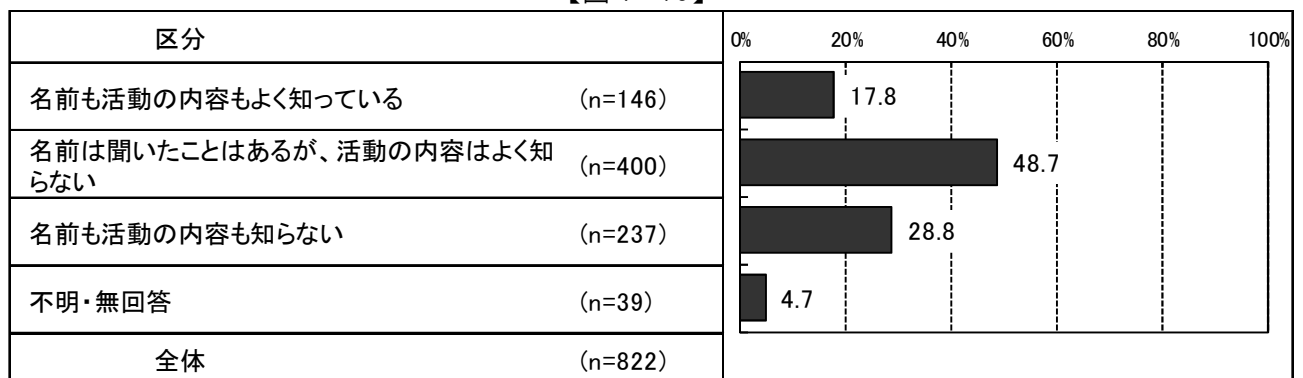
【図 1-18】



⑯市社会福祉協議会（※）の認知状況

「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が48.7%で最も多く、次いで「名前も活動の内容も知っている」が17.8%、「名前も活動の内容もよく知っている」が17.8%となっています。認知度（「名前も活動の内容もよく知っている」と「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」の和）は66.5%となっています。

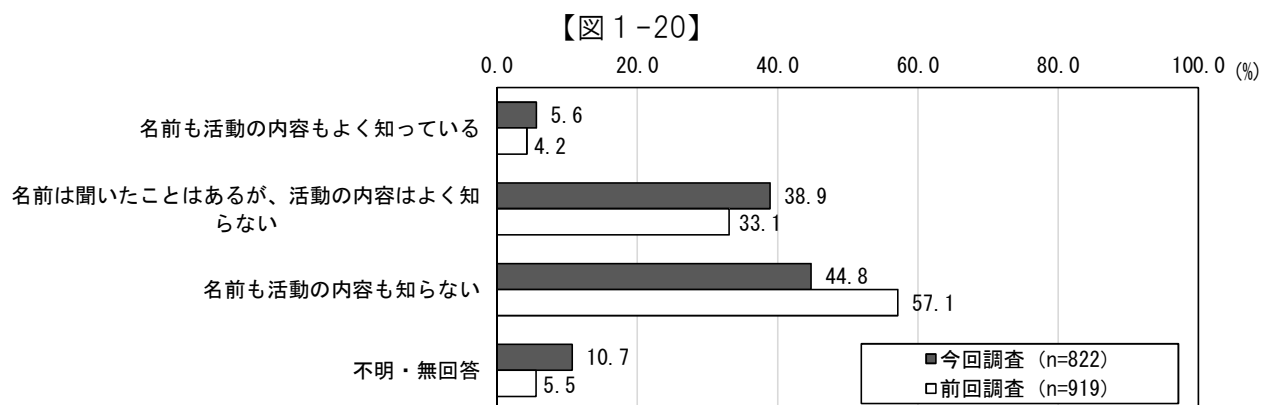
【図 1-19】



②⑩コミュニティソーシャルワーカー（CSW）^{（※）}の認知状況

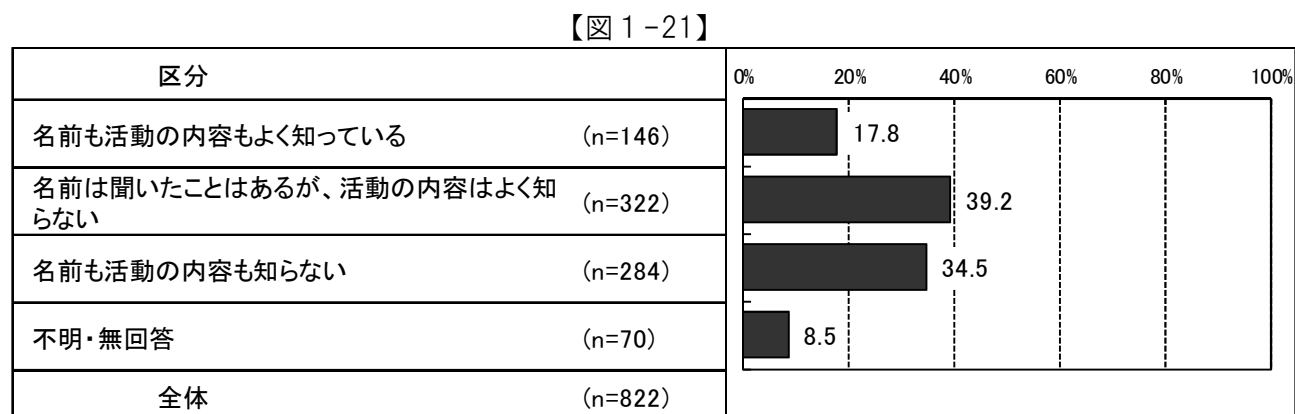
「名前も活動の内容も知らない」が 44.8%で最も多く、次いで「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が 38.9%、「名前も活動の内容もよく知っている」が 5.6%となっています。認知度（「名前も活動の内容もよく知っている」と「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」の和）は 44.5%です。

前回と比較すると、「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が前回より 5.8 ポイント増加しています。「名前も活動の内容も知らない」が前回より 12.3 ポイント減少しています。



②⑪地域包括支援センター^{（※）}の認知状況

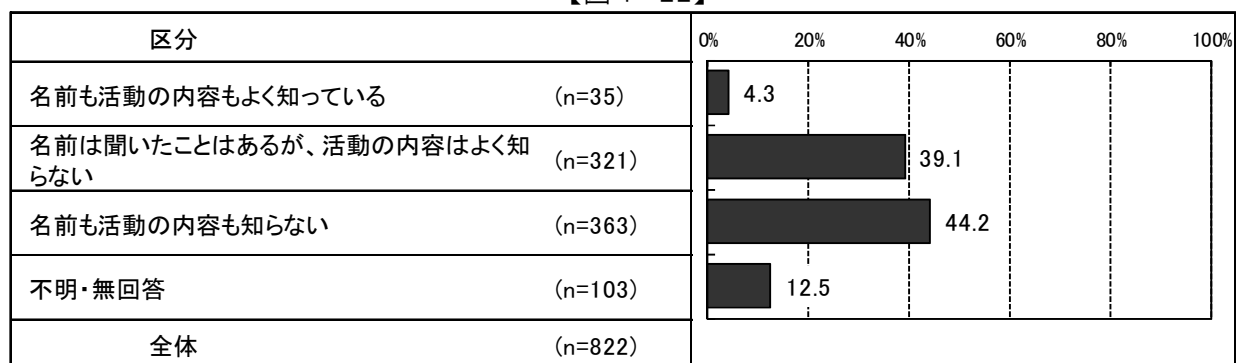
「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が 39.2%で最も多く、次いで「名前も活動の内容も知らない」が 34.5%、「名前も活動の内容もよく知っている」が 17.8%となっています。認知度（「名前も活動の内容もよく知っている」と「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」の和）は 57.0%となっています。



②生活サポートセンター（※）の認知状況

「名前も活動の内容も知らない」が 44.2%で最も多く、次いで「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が 39.1%、「名前も活動の内容もよく知っている」が 4.3%となっています。認知度（「名前も活動の内容もよく知っている」と「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」の和）は 43.4%となっています。

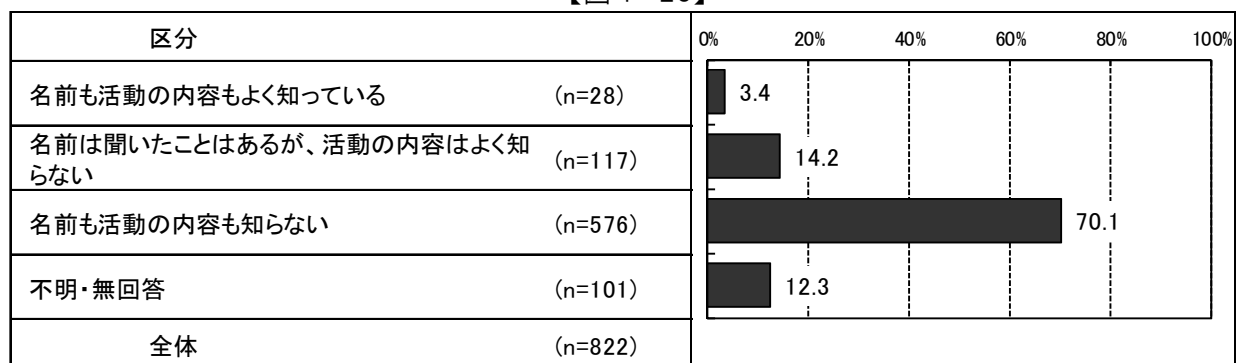
【図 1-22】



③基幹相談支援センター（※）の認知状況

「名前も活動の内容も知らない」が 70.1%で最も多く、次いで「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が 14.2%、「名前も活動の内容もよく知っている」が 3.4%となっています。認知度（「名前も活動の内容もよく知っている」と「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」の和）は 17.6%となっています。

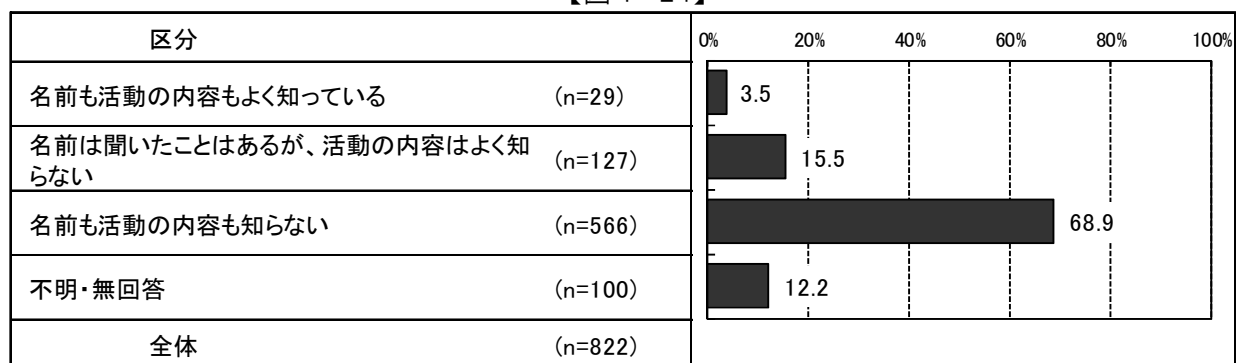
【図 1-23】



②④権利擁護センター（日常生活自立支援事業）^(※)の認知状況

「名前も活動の内容も知らない」が68.9%で最も多く、次いで「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」が15.5%、「名前も活動の内容もよく知っている」が3.5%となっています。認知度（「名前も活動の内容もよく知っている」と「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」の和）は19.0%となっています。

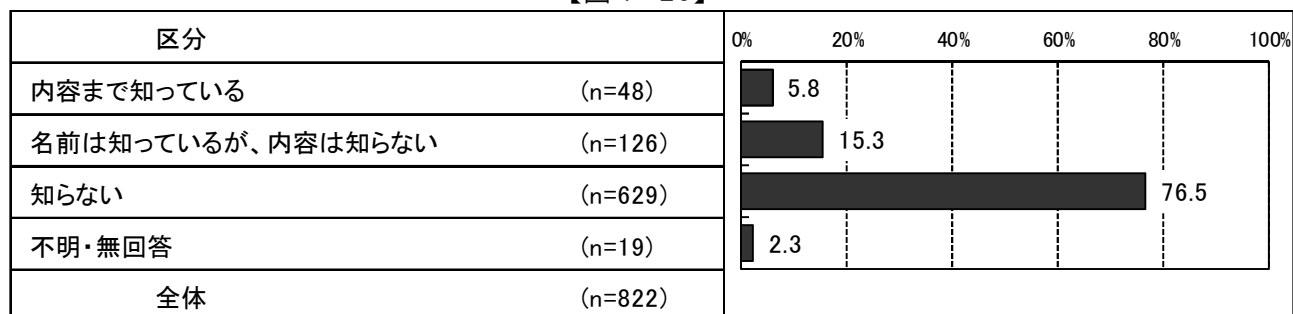
【図1-24】



②⑤避難行動要支援者制度^(※)の認知度

「知らない」が76.5%で最も多く、次いで「名前は知っているが、内容は知らない」が15.3%、「内容まで知っている」が5.8%となっています。認知度（「内容まで知っている」と「名前は知っているが、内容は知らない」の和）は、21.1%です。

【図1-25】

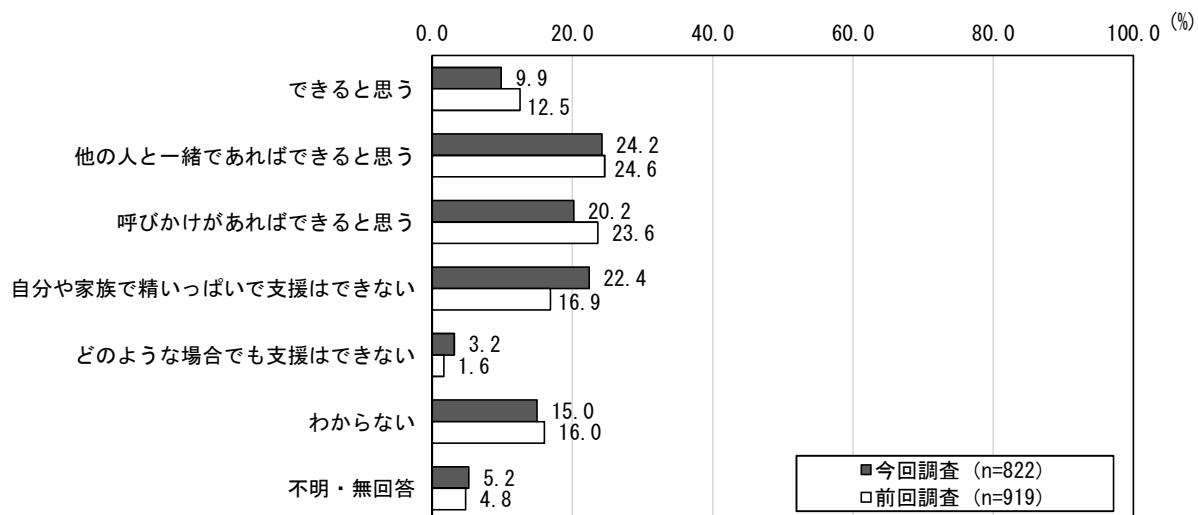


②⑥災害時に高齢者や障がい者などを誘導・支援しながらの避難

「他の人と一緒にあればできると思う」が24.2%で最も多く、次いで「自分や家族で精いっぱい支援はできない」が22.4%、「呼びかけがあればできると思う」が20.2%となっています。できる（「できると思う」と「他の人と一緒にあればできると思う」と「呼びかけがあればできると思う」の和）は、54.3%と半分程度になっています。

前回と比較すると、「自分や家族で精いっぱい支援はできない」「どのような場合でも支援はできない」が、前回よりそれぞれ5.5ポイント、1.6ポイント増加しています。

【図 1-26】



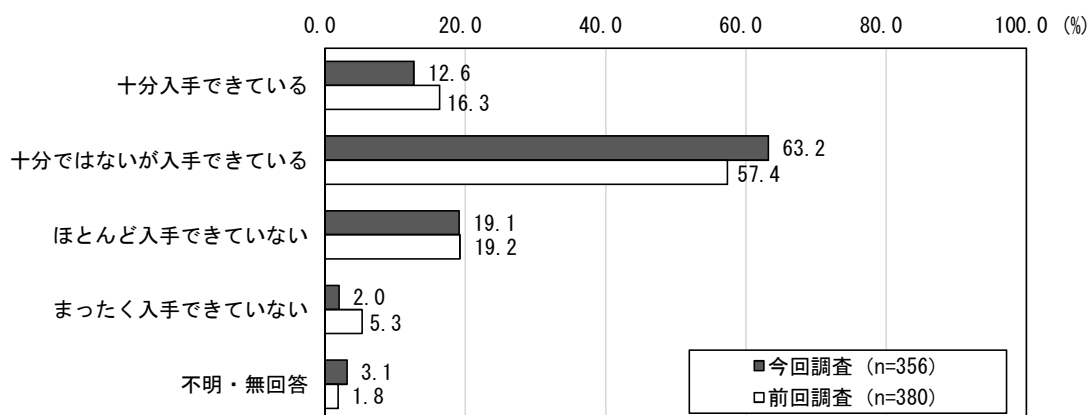
(3) 福祉関係者対象のアンケート調査の結果概要

①入手できている福祉サービス^(※)情報などの充足度

「十分ではないが入手できている」が63.2%で最も多く、次いで「ほとんど入手できていない」が19.1%、「十分入手できている」が12.6%となっています。入手できている（「十分入手できている」と「十分ではないが入手できている」の和）が75.8%となっています。

前回と比較すると、「まったく入手できていない」が前回より3.3ポイント減少しています。

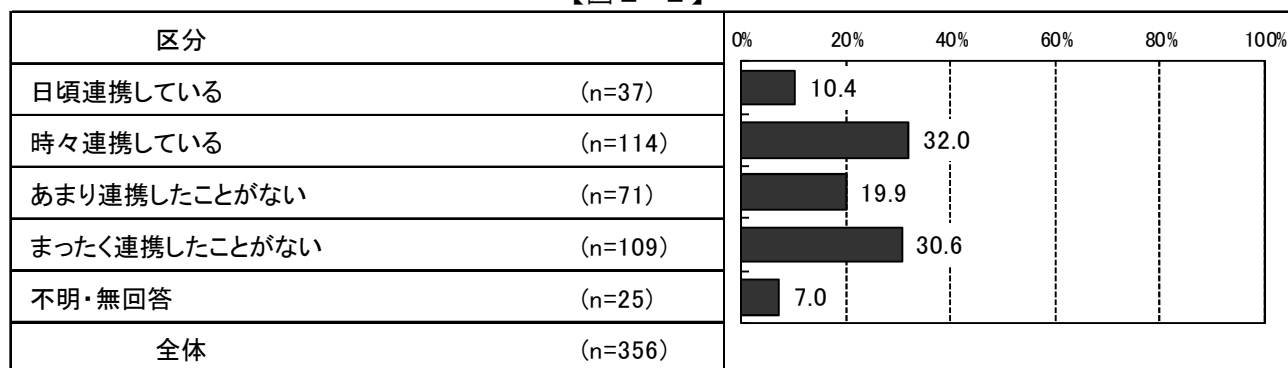
【図2-1】



②福祉の関係者及び関係機関と連携する頻度

「時々連携している」が32.0%で最も多く、次いで「まったく連携したことがない」が30.6%、「あまり連携したことがない」が19.9%となっています。連携している（「日々連携している」と「時々連携している」の和）が42.4%となっています。

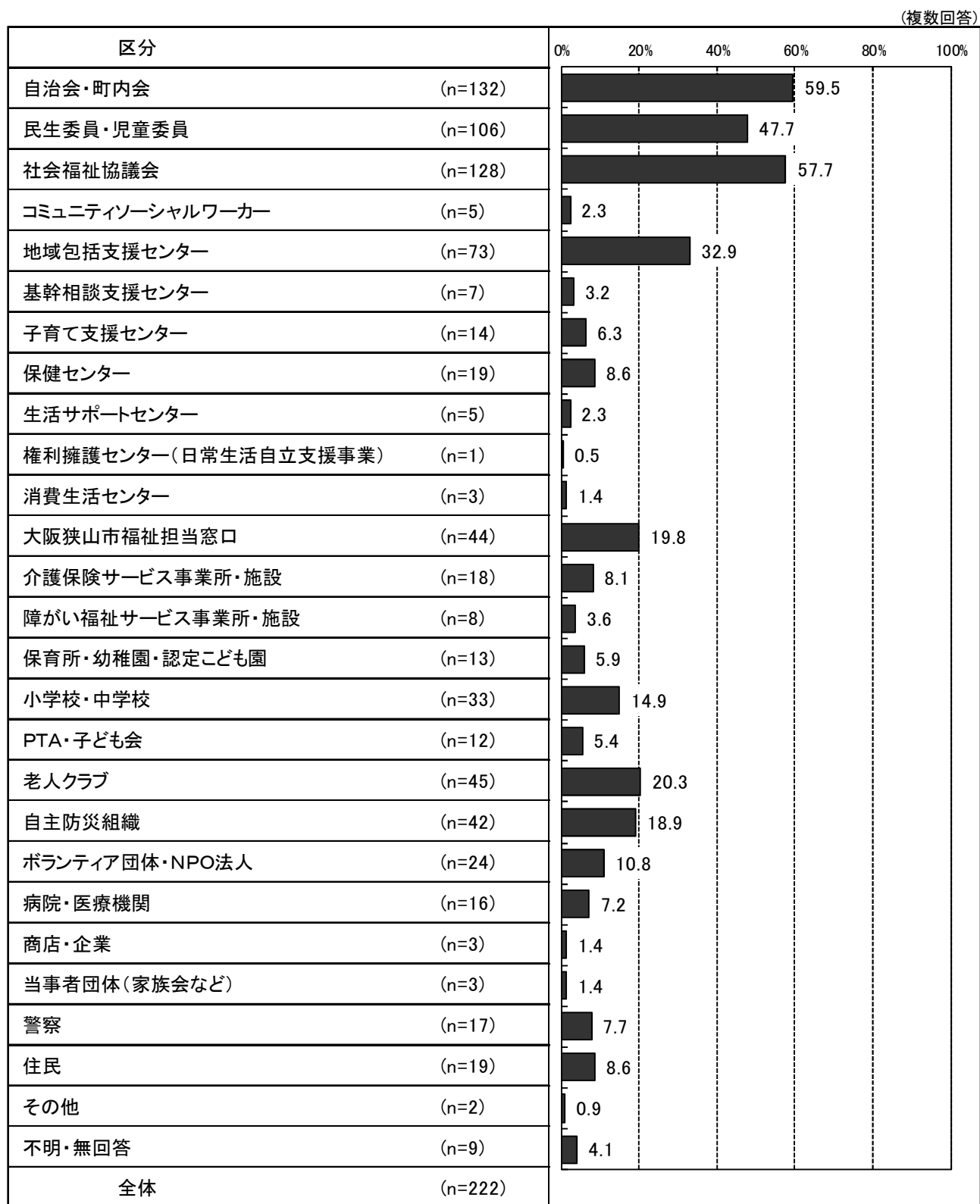
【図2-2】



③連携したことがある関係機関・団体・専門職など

「自治会・町内会」が59.5%で最も多く、次いで「社会福祉協議会^(※)」が57.7%、「民生委員・児童委員^(※)」が47.7%となっています。

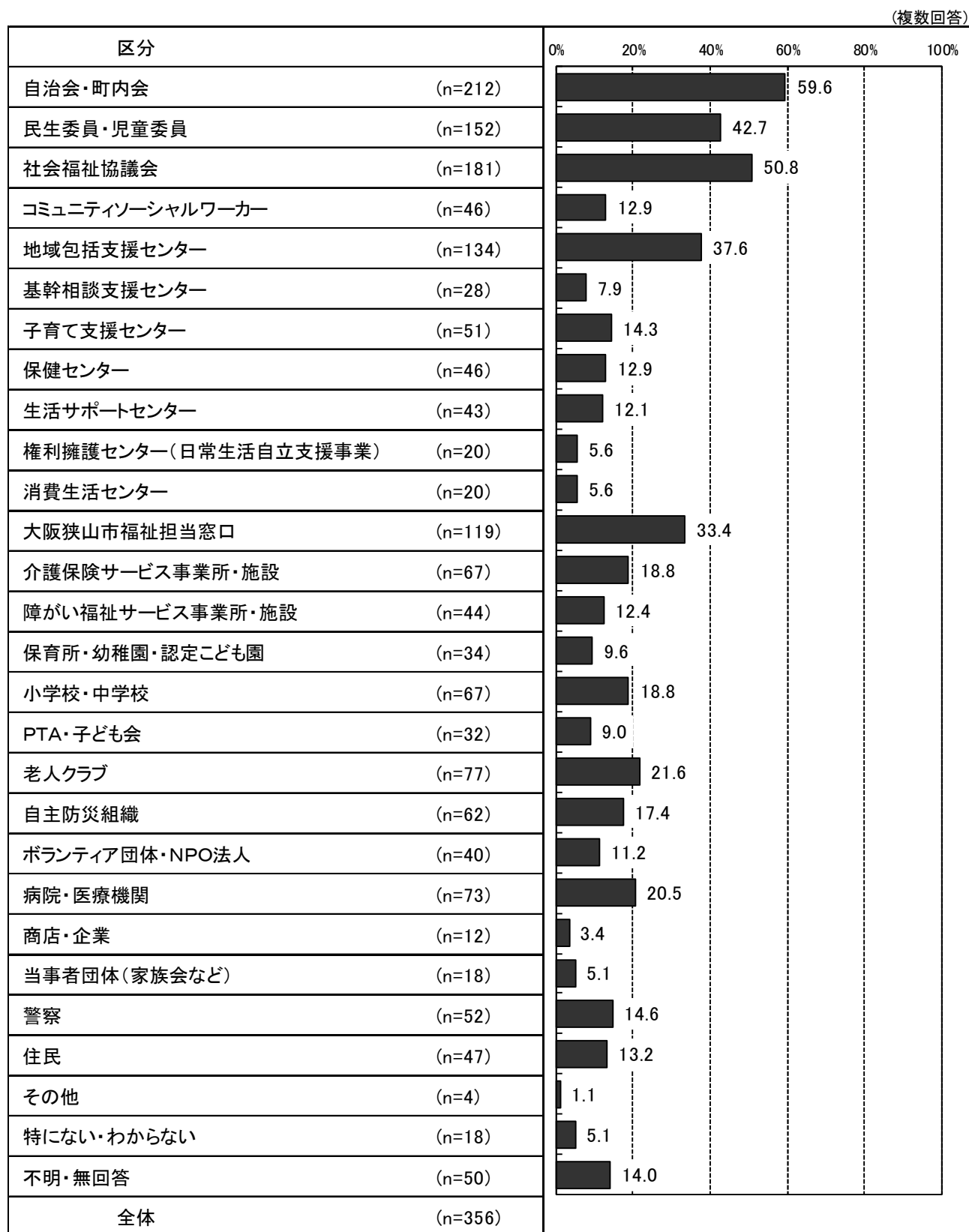
【図2-3】



④今後連携が必要と思われる関係機関・団体・専門職など

「自治会・町内会」が59.6%で最も多く、次いで「社会福祉協議会^(※)」が50.8%、「民生委員・児童委員^(※)」が42.7%となっています。

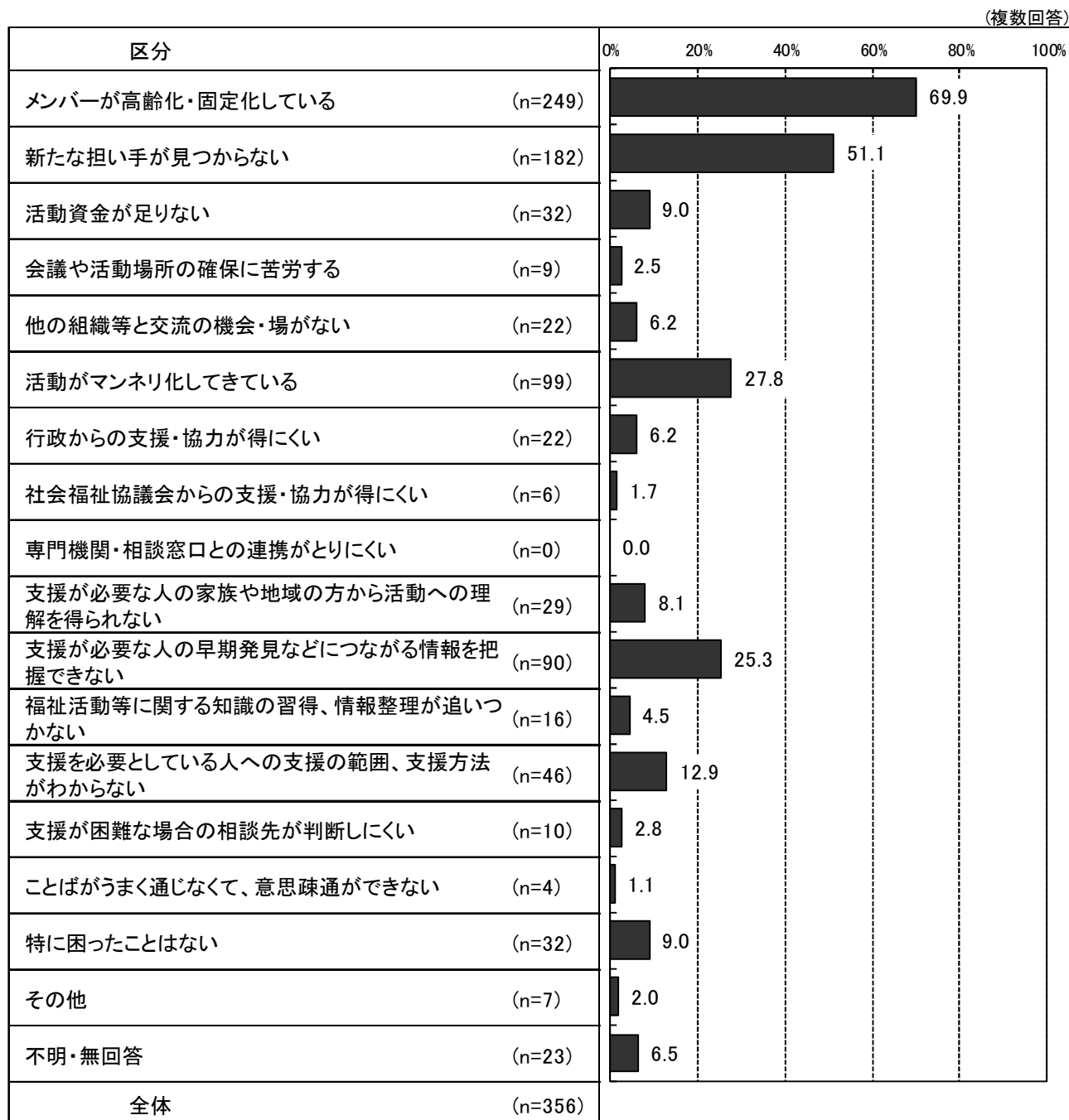
【図2-4】



⑤活動するなかで困っていること、不安に思っていること

「メンバーが高齢化・固定化している」が69.9%で最も多く、次いで「新たな担い手が見つからない」が51.1%、「活動がマンネリ化してきている」が27.8%となっています。

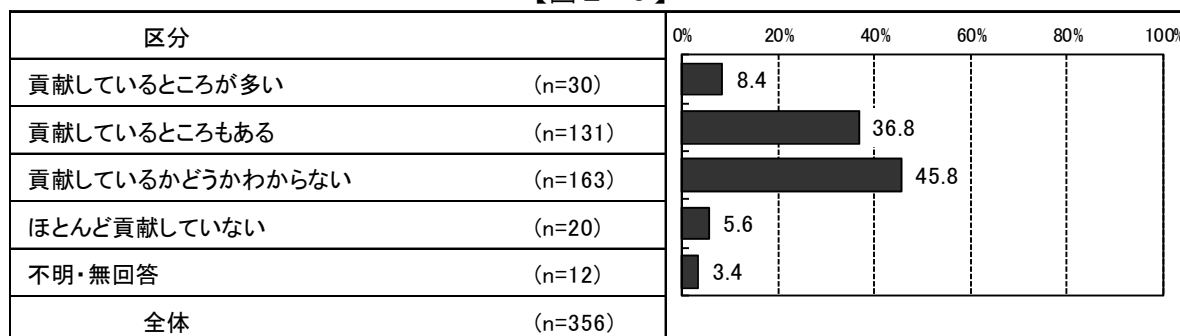
【図2-5】



⑥福祉施設などの社会貢献や地域貢献（※）度に対する評価

「貢献しているかどうか分からない」が45.8%で最も多く、次いで「貢献しているところもある」が36.8%、「貢献しているところが多い」が8.4%となっています。

【図2-6】

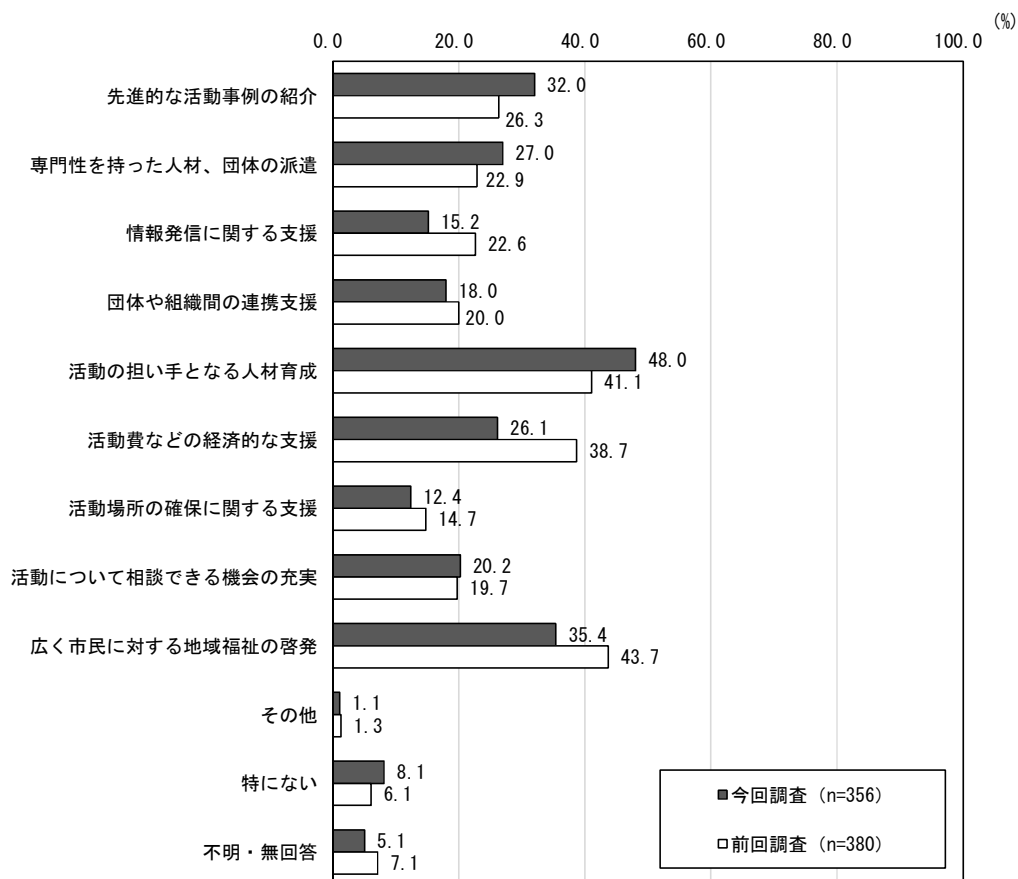


⑦地域福祉推進のために行政や社会福祉協議会（※）から欲しい支援

「活動の担い手となる人材育成」が48.0%で最も多く、次いで「広く市民に対する地域福祉の啓発」が35.4%、「先進的な活動事例の紹介」が32.0%となっています。

前回と比較すると、「情報発信に関する支援」「活動費などの経済的な支援」「広く市民に対する地域福祉の啓発」が、前回よりそれぞれ7.4ポイント、12.6ポイント、8.3ポイント減少しています。

【図2-7】



資料3 日常生活圏域別地区福祉委員会^(※)による課題・取組みの方向性

日常生活圏域別の地区の課題と今後の地区の取組みについて、地区福祉委員会^(※)で話し合いが行われた結果が以下です。

(1) 東地区福祉委員会^(※)

■エリア：東野東1丁目～2丁目、東野中1丁目～5丁目、
東野西1丁目～4丁目、東池尻2丁目～6丁目

■課題：

- 高齢化に加え、一人暮らしや認知症の人が増えている
- 買い物や通院などに不便を感じる
- ご近所付き合いや地区会への加入が減っている
- 地区内の自動車交通量が増えている

■取組みの方向性：

- 若年世代の定住に向け、地区の協力体制や魅力を発信するための交流
- 地区の交流事業（会食懇談会・福祉委員研修会など）
- 世代間交流のために、地域清掃などの福祉協力校事業
- 買い物がしやすいよう、宅配や出張販売の仕組みづくり



(2) 西池地区福祉委員会^(※)

■エリア：池尻北1丁目～2丁目、池尻中1丁目～3丁目、
池尻自由丘1丁目～3丁目

■課題：

- 高齢化に加え、一人暮らしや認知症の人が増えている
- 買い物に不便を感じる
- 地区のつながりが希薄になってきている

■取組みの方向性：

- 高齢者を支援する事業
- 地区のつながりの大切さを周知するため、自助・共助・公助の定義啓発を促進
- 顔の見える関係づくりができる事業（小地域での集いの場づくり、となり近所での安否確認、あいさつ運動の強化）



(3) 狭山地区福祉委員会 (※)

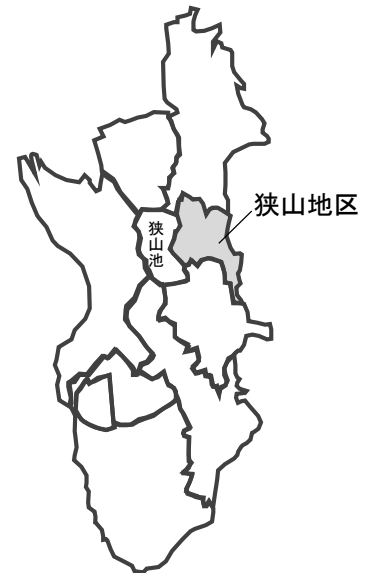
■エリア：狭山1丁目～5丁目、金剛2丁目、東池尻1丁目

■課題：

- 高齢者の一人暮らしなどによる孤独
- 地区のつながりが希薄になってきている

■取組みの方向性：

- 地区の交流事業（各種会食会など）
- 世代間交流のための事業
- 顔の見える関係づくりができる事業（あいさつ運動・美しいまちづくり）
- 魅力のある地区にするため、美しいまちづくり事業など



(4) 半田地区福祉委員会 (※)

■エリア：金剛1丁目、半田1丁目～6丁目、東茱萸木1丁目(狭山スカイハイツ除く。)～2丁目

■課題：

- 自治会への加入世帯が減少している
- 地区の担い手（自治会の役員など）が不足している
- 地区内が高齢化している

■取組みの方向性：

- 住環境を地区で守る住みよいまちづくり運動（清掃活動など）
- 高齢者を支援するために、高齢になっても安心して暮らせるまちづくり運動
- 地区内の交流事業（高齢者が主体の事業、世代間交流事業など）



(5) 茱萸木地区福祉委員会^(※)

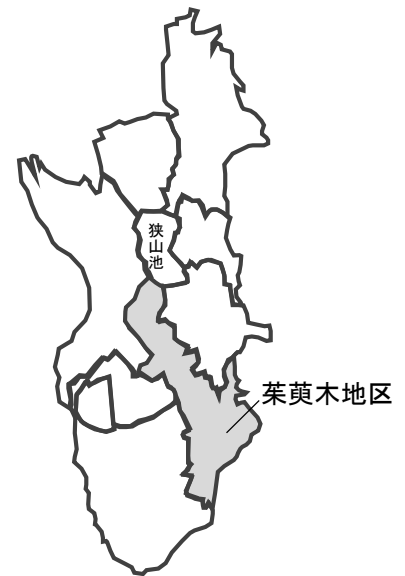
■エリア：茱萸木1丁目～8丁目、東茱萸木1丁目（狭山スカイハイツ）、東茱萸木3丁目～4丁目

■課題：

- 自治会への加入世帯が減少している
- 地区の担い手（役員など）が不足している
- 住環境を地区で守るためのマナーの向上（犬の散歩など）
- 自治会の取組みなどの市民への周知が難しい
- 交流事業（サロン活動など）への移動手段などの参加方法に支援が必要

■取組みの方向性：

- 住環境を地区で守る事業（清掃活動など）
- 地区内の交流事業（高齢者が主体の事業、会食交流事業）
- 健康に関する事業（ハイキング、健康体操）



(6) 西地区福祉委員会^(※)

■エリア：山本北、山本中、山本東、山本南、池之原1丁目～4丁目、岩室1丁目～3丁目、今熊1丁目～2丁目、3丁目（サントウン除く。）、4丁目～7丁目

■課題：

- 地区内の高齢化に加え、自治会の役員なども高齢化している
- 地区のつながりが希薄になってきている
- 買い物や通院などの交通手段に不便を感じる
- 若年層の地区に対する無関心が進行している
- 高齢者の一人暮らしや認知症の人が増えている中での在宅生活
- 空き家が増加している

■取組みの方向性：

- 住環境を地区で守る事業（清掃活動、散歩時のマナー向上など）
- 地区内での居場所づくりを行い、交流事業（世代間交流、休耕地の活用事業など）



(7) 南第一地区福祉委員会^(※)

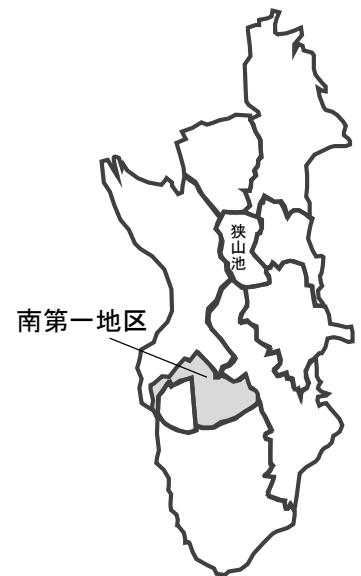
■エリア：西山台1丁目～3丁目、西山台4丁目(府営22棟～44棟除く。)、西山台5丁目(狭山ハウス)、西山台6丁目(グリーンコーポ狭山除く。)

■課題：

- 地区における役員の高齢化及び担い手が不足している
- 自治組織などの未加入世帯の増加やご近所付き合いの減少など、地区のつながりが希薄になってきている
- 高齢化に加え、一人暮らしや閉じこもりぎみの人が増えている
- 買い物などに不便を感じる

■取組みの方向性：

- 高齢者など支援が必要な人を支援する仕組みづくりの構築
- 認知症の人への支援事業(オレンジリング事業)
- 避難行動要支援者の支援
- 地区内の交流事業(各種会食会、世代間交流事業)



(8) 南第二地区福祉委員会^(※)

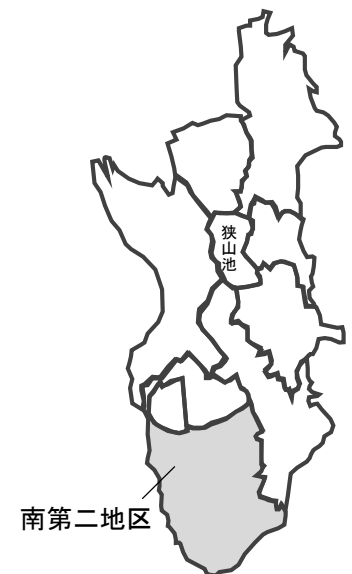
■エリア：大野台1丁目～7丁目、大野東、大野中、大野西

■課題：

- 地区内の少子高齢化に加えて、一人暮らしの高齢者が増えている
- 地区の担い手(役員など)が不足している
- 自治会などの活動参加者が固定化されている
- 空き家が増加している

■取組みの方向性：

- 高齢者や子どもなど支援が必要な人を支援する事業
- 地区内の交流事業(世代間交流、同世代交流など)
- 住みよい地区をめざし、福祉活動の活性化や周知・啓発活動



(9) 南第三地区福祉委員会^(※)

■エリア：西山台4丁目（府営22棟～44棟）、西山台5丁目（公団狭山住宅）、
西山台6丁目（グリーンコーポ狭山）、今熊3丁目（サントウン）

■課題：

- 世代間交流の機会が少ない
- 地区活動などの参加者が固定化されている
- 地区のつながりが希薄になってきている

■取組みの方向性：

- 地区内の交流事業（世代間交流事業、ふれあい事業）
- 各種研修会の実施により、認知症や障がいなどの正しい理解の普及
- 地区の魅力や各種事業、自治会の必要性などの周知・啓発活動



資料 4 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会規則

平成 25 年 3 月 29 日

規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例(平成 25 年大阪狭山市条例第 6 号)第 3 条の規定に基づき、大阪狭山市地域福祉計画推進協議会(以下「推進協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 推進協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (4) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 推進協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる推進協議会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成29年3月31日規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

資料5 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

選出区分	団体及び役職名	氏 名
学識経験者	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授	◎小野 達也
市民		岩田 幸
		野並 亮介
社会福祉を 目的とする 団体又は事 業者の代表	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 副会長	○吉川 壽一
	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 地区福祉委員会委員長連絡会 会長	酢谷 貢
	大阪狭山市民生委員児童委員協議会 会計監査	時本 茂
	大阪狭山市身体障害者福祉協議会 会長	長尾 鷹康
	特定非営利活動法人あんずの会 理事	中山 真澄
	大阪狭山市精神障害者家族会 大阪狭山つくし会 副会長	鎌苅 鈴子
	大阪狭山市老人クラブ連合会 会長	向坂 敏
保健、医療又 は福祉施設 等の関係者	大阪府富田林保健所 主査	浅井 多紀
	大阪府富田林子ども家庭センター 所長	新里 和也
	一般社団法人大阪狭山市医師会 会長	芝元 啓治
	一般社団法人 狭山美原歯科医師会 理事	山本 英輝
	大阪狭山市薬剤師会 会長	南 啓二
	社会福祉法人 自然舎 理事長	楠 喜博
その他市長 が必要と認 める者	大阪狭山市地区長会 会長	菊屋 英一
	特定非営利活動法人南中学校区円卓会議 理事	西本 善次
	第三中学校区まちづくり円卓会議 代表	中辻 功
	狭山中学校区まちづくり円卓会議 福祉教育部会長	佐島 秋男
	大阪狭山市婦人会 顧問	村上 有子
	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会 委員	井上 美代子
	大阪狭山市人権協会 会長	石井 重光
	てとてとクラブ 代表	金 宣子
	コミュニティソーシャルワーカー	数見 美紀

◎：委員長、○：副委員長

資料6 大阪狭山市地域福祉計画推進委員会設置規程

(設置)

第1条 大阪狭山市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び見直しを行うとともに、計画に基づく地域福祉施策を総合的に推進するため、大阪狭山市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の作成に必要な調査及び検討に関すること。
- (2) 計画案の作成に関すること。
- (3) 計画に基づく実施計画の作成に関すること。
- (4) 計画の推進に必要な調査及び研究に関すること。
- (5) 計画の見直しに関すること。
- (6) その他地域福祉施策の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の所掌事務の具体的事項に関し検討及び協議を行う。

3 幹事会は、会長及び幹事をもって構成する。

4 会長は、健康福祉部において地域福祉計画を担当するグループの課長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 会長は、幹事会の事務を総理し、幹事会を代表する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

8 幹事会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

9 幹事会の会議は、協議事項の関係幹事のみでこれを開催することができる。

(専門部会)

第7条 専門的な事項について、調査及び研究を行うため、必要に応じて幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

政策推進部長
総務部長
都市整備部長
市民生活部長
防災・防犯推進室長
教育部長
こども政策部長
消防長

別表第2(第6条関係)

政策推進部企画グループ課長
政策推進部広報・魅力発信グループ課長
健康福祉部生活援護グループ課長
健康福祉部高齢介護グループ課長
健康福祉部健康推進グループ課長
都市整備部土木グループ課長
市民生活部市民相談・人権啓発グループ課長
市民生活部市民協働推進グループ課長
市民生活部農政商工グループ課長
防災・防犯推進室室次長
教育部教育総務グループ課長
教育部学校教育グループ課長
教育部社会教育・スポーツ振興グループ課長
こども政策部子育て支援グループ課長
こども政策部保育・教育グループ課長
こども政策部放課後こども支援グループ課長
消防本部総務グループ課長

資料7 計画の策定経過

開催日	内容
平成31年（2019年） 2月4日（月）	平成30年度（2018年度）第1回大阪狭山市地域福祉計画推進協議会 1 委員長及び副委員長の選出について 2 第3次大阪狭山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の各種事業の進行状況について 3 第4次大阪狭山市地域福祉計画・地域福祉活動計画に向けたアンケート調査について
令和元年（2019年） 7月2日（火）	令和元年度（2019年度）第1回大阪狭山市地域福祉計画推進協議会 1 計画策定に向けたスケジュールの修正について 2 第4次大阪狭山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に係るアンケート調査の実施状況について 3 地域福祉活動計画に係る各地区福祉委員会での取組状況について 4 課題や取組内容の第4次大阪狭山市地域福祉計画・地域福祉活動計画への反映及び重点について
令和元年（2019年） 10月7日（月）	令和元年度（2019年度）第2回大阪狭山市地域福祉計画推進協議会 1 第4次大阪狭山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本フレーム（案）について
令和元年（2019年） 12月16日（月）	第1回大阪狭山市地域福祉計画推進委員会幹事会 1 第4次大阪狭山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
令和元年（2019年） 12月18日（水）	第1回大阪狭山市地域福祉計画推進委員会 1 第4次大阪狭山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
令和2年（2020年） 1月10日（金）	令和元年度（2019年度）第3回大阪狭山市地域福祉計画推進協議会 1 第4次大阪狭山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
令和2年（2020年） 1月22日（水）	第2回大阪狭山市地域福祉計画推進委員会 1 第4次大阪狭山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
令和2年（2020年） 1月24日（金） ～2月14日（金）	パブリックコメントを実施

資料8 国の市町村地域福祉計画策定ガイドラインの事項

地域福祉計画の策定ガイドライン（厚生労働省平成29年（2017年）12月12日「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」）に基づき、市町村地域福祉計画で盛り込むべき事項を整理したものが以下です。

(1)地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ① さまざまな課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外のさまざまな分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項 ② 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 ③ 制度の狭間の課題への対応の在り方 ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 ⑤ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 ⑥ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 ⑩ 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 ⑪ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ⑬ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 ⑯ 全庁的な体制整備
(2)地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 ① 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ② 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ③ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 ④ 利用者の権利擁護 ⑤ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
(3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現(社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進など)
(4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ① 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 ② 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ③ 地域福祉を推進する人材の養成
(5)包括的な支援体制の整備に関する事項 ① 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 ③ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
(6)その他 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

資料9 用語解説

(50 音順)

安全安心スクール	平成 20 年度（2008 年度）から、いざという時の知識や技術の習得のため、救命・防災・防犯を統合し、市民を対象に実施している講座です。
育児支援家庭訪問事業	本市に登録している育児支援家庭訪問支援員が、自ら積極的に支援を求めることが困難な家庭や、育児ストレスを抱える家庭を訪問し、子育てについてのアドバイスや情報を提供する事業です。
NPO（NPO 法人）	NPO は、NonProfitOrganization の略で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称をいいます。NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居と居住の安定確保のため、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる一定の質をもった民間賃貸住宅の登録とこれらの住宅の住宅確保要配慮者への情報提供、住宅確保要配慮者に応じた居住支援などを行う制度です。
大阪後見支援センター	認知症、精神障がい、知的障がいなどで判断能力が十分ではない人や関係者のために、相談活動、日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・通帳や証書類等の預かりサービス）、啓発活動・情報提供を行う大阪府社会福祉協議会の機関です。
大阪府居住安定確保計画	高齢者や障がい者等の住まいに関するさまざまな課題に対応すべく策定された計画です。
大阪府国民健康保険団体連合会	国民健康保険法第 83 条に基づき、会員である保険者が共同してその目的を達成するために設立された団体で、保険者の事務の共同処理や介護サービスに関する苦情相談などを行う機関です。
大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会	社会福祉法第 83 条に基づき、全国の都道府県社会福祉協議会に設置されている委員会で、社会福祉、法律、医療などの学識経験者で構成される公正・中立な第三者機関です。運営適正化委員会は、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保と、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決をはかる組織です。
介護サービス情報公表システム	全国の「介護サービス事業所」の情報が検索・閲覧できる厚生労働省のシステムです。
介護相談員	利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政とのあいだに立って、問題解決に向けた手助けをする委員です。
基幹相談支援センター	すべての障がい者等が利用できる相談支援窓口として、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な支援、情報提供、助言を行う機関です。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する認知症サポーター養成講座を開催し、その講師役を務める人です。キャラバン・メイトになるためには、キャラバン・メイト養成研修の受講を終了し、登録する必要があります。

協働	市民、議会及び市が豊かな地域社会を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しながら協力し合うこと。（「大阪狭山市自治基本条例」から）
緊急通報システム	一人暮らしの高齢者などが、住み慣れた地域で安心して生活できるように緊急通報(装置)システムを設けています。利用は、緊急時に緊急通報用のボタン(非常)又は身につけているペンダントのボタン(緊急)を押すと、民間の受信センターを通じて、消防本部に通報し、協力員との連携により、必要な救急・救助活動などを行い利用者の安全を確保します。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	利用者の身体的状態等に合わせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者との調整やプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う者です。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者が、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修の修了が必要です。
軽度認知障がい（MCI）	物忘れが主たる症状だが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のことです。（MCI：Mild Cognitive Impairment＝軽度認知障がい）
ゲートキーパー	ゲートキーパー（命の門番）とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。
権利擁護	認知症高齢者等の判断能力が十分でない人などの意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うことをいいます。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されています。また、民法では成年後見制度が規定されています。
権利擁護センター（日常生活自立支援事業）	判断能力が十分でない人などの自己決定権を擁護し、本人の意思を尊重しながら福祉サービスの利用手続きなどの支援をする機関です。
高齢者 SOS ネットワーク	地域の力で徘徊高齢者を早期に発見し、徘徊高齢者の安全と家族の安心をサポートする関係機関、協力機関等で作る地域のネットワークです。 地域の人が、日常生活を営む中で気づいたことや、協力機関・協力事業所の職員や社員が事業活動の中で、さりげない見守り・声かけによって高齢者の何らかの異変に気づいた時は、市役所や地域包括支援センターに連絡いただき、状況の確認と支援につなげていきます。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	支援が必要な高齢者や障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行います。おおむね中学校区に１人を配置しています。
コミュニティビジネス	地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものとして期待されています。

災害ボランティアセンター	大規模災害発生時に、多くのボランティア活動が被災者支援に繋がるよう、ボランティアの受け入れ、ニーズとのマッチング、派遣等を行う機関です。
自主防災組織	住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考えで、自主的に防災活動を行う組織です。地域(自治会・その他地域内の活動組織)単位で組織されるもので、地震や水害等の災害が発生した時に、被害を防止・軽減するための防災活動を行います。
指定管理者制度	指定により公の施設の管理権限を当該指定の受けた者に委任するものです。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。
市民活動支援センター	市民活動に関する情報提供、発信、人材育成、調査研究、各種相談、交流、会議、研修の場の提供等をする機関です。
市民公益活動団体	市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいい、この活動を継続して行う団体を市民公益活動団体といいます。宗教や政治目的の活動などは除きます。(大阪狭山市市民公益活動促進条例から)
市民後見人	家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことです。
社会貢献や地域貢献	営利業務として提供しているサービスを除き、例えば地域行事への協力、施設開放、人材派遣、学習会の開催など、制度に定まっていない自主事業や活動のことです。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人です。都道府県、市町村でそれぞれ組織されています。
社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営など、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種です。
社会を明るくする運動	社会を明るくする運動はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。
住宅確保要配慮者	住まい探しに困っている高齢者や障がい者、外国人、ひきこもりの人、生活困窮者、子育て世帯等です。
主任児童委員	育児のことや子育ての仲間づくり、いじめや不登校、児童虐待のことなど児童に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員です。
小地域ネットワーク活動	地域の寝たきりや一人暮らし高齢者、障がい者及び子育て中の親子等支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動。市社会福祉協議会の内部組織として小学校区ごとに設置されている「地区福祉委員会」によって行われています。

消費生活センター	地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関です。消費生活センターでは、「消費生活相談員」資格を有する相談員が、消費生活に関する相談や助言を行ったり、苦情処理のためのあっせんを行います。また、消費者啓発活動として、消費生活に役立つ情報の提供を行っています。
自立支援協議会	障がいの有無に関係なく、すべての人が自分らしく暮らすことができるために、問題となることを話し合い、解決をめざしていく組織です。
人権擁護委員	市民から、人権擁護に理解のある適任者を市町村長が推薦して法務大臣が委嘱し、人権の侵害についての相談や適切な処置を講ずる等を行うとともに人権思想の普及高揚を行う委員です。
身体障がい者手帳	手帳は、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能又はそしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能に永続する障がいがある人に交付される手帳です。障がいの程度によって1～6級までの6段階の区分があり、手帳の取得により、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できます。
生活困窮者	生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者です。
生活サポートセンター	生活保護に至る前の生活困窮の段階で、生活や仕事などの相談に応じて必要な支援を行う機関です。
精神障がい者保健福祉手帳	精神疾患（統合失調症、気分（感情）障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障がい、その他（発達障がい、高次脳機能障がい等）の精神疾患）を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人に交付される手帳です。手帳には、障がいの程度により1級から3級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。
性的マイノリティ	性的マイノリティは、レズビアンやゲイといった性的少数者を表す言葉です。代表的な性的マイノリティの頭文字をもって「LGBTQ：レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシャル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）、Q（Questioning）」と表現することもあります。
制度の狭間	何らかの支援が必要であるが、既存の制度による支援を受けることができず、課題の解決が困難な状態のことです。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。

増進型地域福祉	増進型地域福祉は、課題に対して、どうなればよいのかという望ましい、理想の在り方を話し合い、その理想の実現をめざして、協働の実践を進めます。その結果として、誰も疎外されることなく、個人の幸せと地域の幸せをともに産み出そうとする地域福祉です。 増進型地域福祉は以下の5つの特性を持っています。 1. 福祉の実現をめざす。マイナスからもとの状態への復帰というレベルではなく、地域での幸せを実現するという目的を持つ。 2. 問題解決型ではなく、目的実現型である。原因把握・除去ではなく、めざす理想を明らかにして追求する。 3. 合意形成型で対話的行為に基づく。関係者がコミュニケーションによる合意形成を行う。 4. 目的が実現すればよいのではなく、プロセスにも同等の価値が内包されている。 5. 個人の生涯的成長・自己実現と（地域）社会の継続的發展を統合する。
相談支援包括化推進員	複合化・複雑化した課題に的確に対応するための、各制度の相談支援機関の総合的なコーディネーターです。世帯全体の課題を的確に把握し、多職種・多機関のネットワーク化の推進、相談支援包括化推進会議の開催などを行います。
地域ケア会議	個別ケースの支援内容の検討を通じ、①高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、②地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握等を目的として設置される会議のことをいいます。
地域福祉活動計画	社会福祉法に基づき社会福祉協議会が策定し、本市が策定した地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画です。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたものです。
地域福祉計画	社会福祉法に基づき市が策定し、地域に住む誰もが地域社会を構成する一員として生き生きと日常生活を営むことができるよう、福祉に関連したさまざまな生活課題に取り組み、互いに支え合うことができる地域福祉をどのように推進していくかをまとめたものです。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。

地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門職が、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などのさまざまな支援を行う機関です。
地域防犯ステーション	安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるための地域住民の自主的なパトロール活動等の拠点です。
地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、原則として市町村ごとに設置される組織です。委員会には、被保険者・利用者・事業者・学識経験者等が参加します。①事業者の指定を行う時、②独自の介護報酬を設定する時、③独自の指定基準を設定する時などに意見を述べるほか、質の確保や運営評価等の必要事項を協議します。
地区福祉委員 地区福祉委員会	地域内の「福祉のまちづくり」の推進を目標に、自治会や老人クラブなどの各種団体や関係機関の代表、民生委員・児童委員などで構成された「地区福祉委員会」が社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区単位で結成されています。各委員会では、地区福祉委員が、地域の中で発生するさまざまな問題の解決のための小地域ネットワーク活動をはじめ、それぞれの地域の特性に応じた敬老事業や世代間交流事業（ふれあい広場）、小・中学校の福祉教育(福祉協力校事業)などの活動に取り組んでいます。
ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）	夫婦や恋人などの親密な間柄にある男女間における暴力です。男性から女性に対する暴力がほとんどで、身体的な暴力だけではなく、脅し、罵り、無視、言動の制限・強制、生活費を与えないなど、精神的、性的、経済的な影響を及ぼす言動を行うことも含まれます。Domestic Violenceの頭文字をとってＤＶともいいます。
日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）	福祉サービスの利用などについての判断能力が十分でない人で、援助の契約内容については認識しうる能力がある人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供、利用手続き等の支援及び苦情解決制度の利用を支援する事業です。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。
認定子育てサポーター	子育てサポーターとして認定された子育てや保育経験のある者です。
パブリックコメント	公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ることです。
バリアフリー	障がい者、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築などの物理的な障壁のほか、社会制度、意識面、情報伝達面等の障壁がないことです。

避難行動要支援者制度	地震や洪水などの災害が発生した時に、一人で避難することが難しい人について、あらかじめ申請により名簿に登録しておき、いざという時にはその名簿に基づいて、自主防災組織などによる地域での避難行動の支援を受けやすくできるようにする仕組みです。
FAX119 番、e-mail119 番通報	聴覚や言語機能の障がい者、病気などで急に話せなくなった者など、通常の 119 番通報による会話での意思伝達が不自由な者からの 119 番通報を、大阪狭山市内に限りファクシミリやパソコンなどを使った e メールで行うことです。
福祉サービス	行政や社会福祉法人・医療法人など法人格を有する団体・事業所が提供する高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障がい福祉サービス、児童福祉サービスなどのことです。
福祉避難所	災害時に障がい者や高齢者等、一般の避難所生活で特別な配慮(身体的ケアやコミュニケーション支援等)を必要とする者を対象に開設される避難所です。一般の指定避難所とは違い、災害発生後に必要性が認められた場合に開設します。
保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）で、保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などにあたる国家公務員）と協力して、主に保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などの活動を行う者です。
まちライブラリーサポーター	大阪狭山市立子育て支援・世代間交流センターの『UP つぶまちライブラリー』で、事業の企画、運営をしている市民ボランティアです。
民生委員・児童委員	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法の児童委員を兼ねた委員です。地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っています。
ユニバーサルデザイン	高齢者、障がい者の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品や建築、空間、環境などのデザインをいいます。「ユニバーサル」とは直訳すると「普遍的な」という意味です。
要介護認定	介護保険サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果等に基づき認定します。介護の必要度（要介護度）は「要支援 1～2」「要介護 1～5」に分かれます。介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要があります。
療育手帳	大阪府子ども家庭センター（18 歳未満の人）、または大阪府障がい者自立相談支援センター（18 歳以上の人）において、知的障がいと判定された者に交付される手帳です。障がいの程度によって、A、B1、B2 の 3 つの等級に区分され、障がいの程度に応じたサービスを利用できます。

第4次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画

令和2年（2020年）3月

発行・編集 大阪狭山市健康福祉部 福祉グループ
社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会

（市役所）〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

TEL：072-366-0011（代表）

（市社協）〒589-0021 大阪府大阪狭山市今熊一丁目85番地

TEL：072-367-1761（代表）